

大津市 こども・若者支援計画



令和7年(2025年)3月
大津市

はじめに

近年、少子化の進行、情報化社会の進展、地域コミュニティの希薄化など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、こども・若者にも様々な影響を与えています。



このような中、こども・若者が自らの可能性を信じ、未来に向かって力強く歩んでいくことができるよう「こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ」を基本理念とする「大津市こども・若者支援計画」を策定いたしました。

また、本計画の策定に合わせて、新たに「こども未来部」を設置し、こどもや若者を中心とした切れ目のない支援、こども・若者や子育て家庭など当事者に寄り添った支援をより一層推進するための体制を整えました。

全てのこども・若者は社会にとってかけがえのない存在です。こども・若者、一人一人が生まれながらに権利の主体であるということをおとなが理解し、その権利を保障することがとても大切です。

こども・若者の思いを聴きながら、こども・若者が将来にわたって、幸せな状態で成長できるよう、市民の皆様や、地域、関係団体、事業所等の皆様と力を合わせ、取り組んでまいります。

結びとなりますが、計画の策定にあたり、ご意見をいただきましたこども・若者の皆様、アンケート等へのご協力をいただきました保護者の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました「大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「大津市青少年問題協議会」の委員の皆様方、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

大津市長 佐藤健司

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 本計画における「こども」の表記について	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 こども・若者、子育てを取り巻く環境.....	8
1 前計画の進捗と評価	8
2 人口の状況	22
3 こども・若者の意見を踏まえた課題と今後の方向性の検討	25
第3章 基本理念とめざすこども・若者の姿.....	30
1 基本理念	30
2 施策体系	31
3 成果指標と目標	35
第4章 施策の展開.....	40
基本方針1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり	40
基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実	43
基本方針3 多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進 ...	55
基本方針4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進	68
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制.....	71
1 教育・保育提供区域の設定	71
2 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保方策及び実施時期	72
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容について ...	84
4 教育・保育の提供及び推進体制の確保について	104
第6章 施策の推進.....	107
1 推進体制	107
2 計画の進捗管理・評価	108
3 こども・若者の意見を施策に反映させる取組	108

巻末資料.....	109
1 こども・子育て、若者に関する調査と概況	109
2 計画策定におけるこども・若者の意見を聴く取組	161
3 審議等経過	172
4 審議会条例等	173
5 計画策定に係る委員名簿	177
6 用語解説	179

令和7年度からの組織再編に伴う課名の変更について

本計画の計画期間（令和7年度から令和11年度まで）に係る事業等の担当課は、令和7年4月以降の名称で表記しています。



第 1 章

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

令和5年4月、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」といいます。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすものです。また、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた国の方針が示されました。

本市では、令和2年3月に、これまで別々に策定していた「大津市子ども・子育て支援事業計画」、「大津市次世代育成支援行動計画」、「大津市子ども・若者プラン」について、こども・若者支援施策を総合的かつ計画的に推進し、こどもが生まれる前から自立した若者になるまで切れ目ない支援を行うことを目的として、3つの計画を統合した「大津市子ども・若者支援計画」（以下、「前計画」といいます。）を策定しました。前計画の期間は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に伴い、多くのこども・若者支援に関する取組が中止や規模縮小、利用制限などの影響を受けましたが、オンライン化や感染予防対策を講じながら事業や取組を継続し、基本理念である「みんながつながり、ともに育ち合うまち 大津～子ども・若者の輝ける未来のために～」の実現のため、本市に生まれ、育つこども・若者が、社会全体とつながり、育ち合い、誇りを持ってこころ豊かな人生を送り、自立した個人として次代の担い手になっていくことのできる社会の実現をめざして施策を推進してまいりました。

これらの社会情勢や国の動向を踏まえ、前計画の計画期間が終了することに伴い、新たにこども基本法に基づく自治体こども計画として、こども大綱に定める国の方針を勘案し、令和7年度から11年度までの5年間のこども・若者支援の方針を定め、本市における今日的な課題の解決に向け、各々の取組を総合的に推進するために「大津市こども・若者支援計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

2 本計画における「こども」の表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されることなどが定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。

また、令和4年9月15日付内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡では、各府省庁あてに平仮名表記の「こども」の使用を推奨する通知が発出されています。

本計画では、上記の国の方針にならい、前計画における「子ども」の表記に変えて平仮名の「こども」表記を使用し、計画の名称を「こども・若者支援計画」と改めます。

ただし、国の事務連絡と同様に、法令、条例、要綱等に根拠がある場合、既存の予算事業名や組織名などの固有名詞の場合などの特別な場合は除きます。

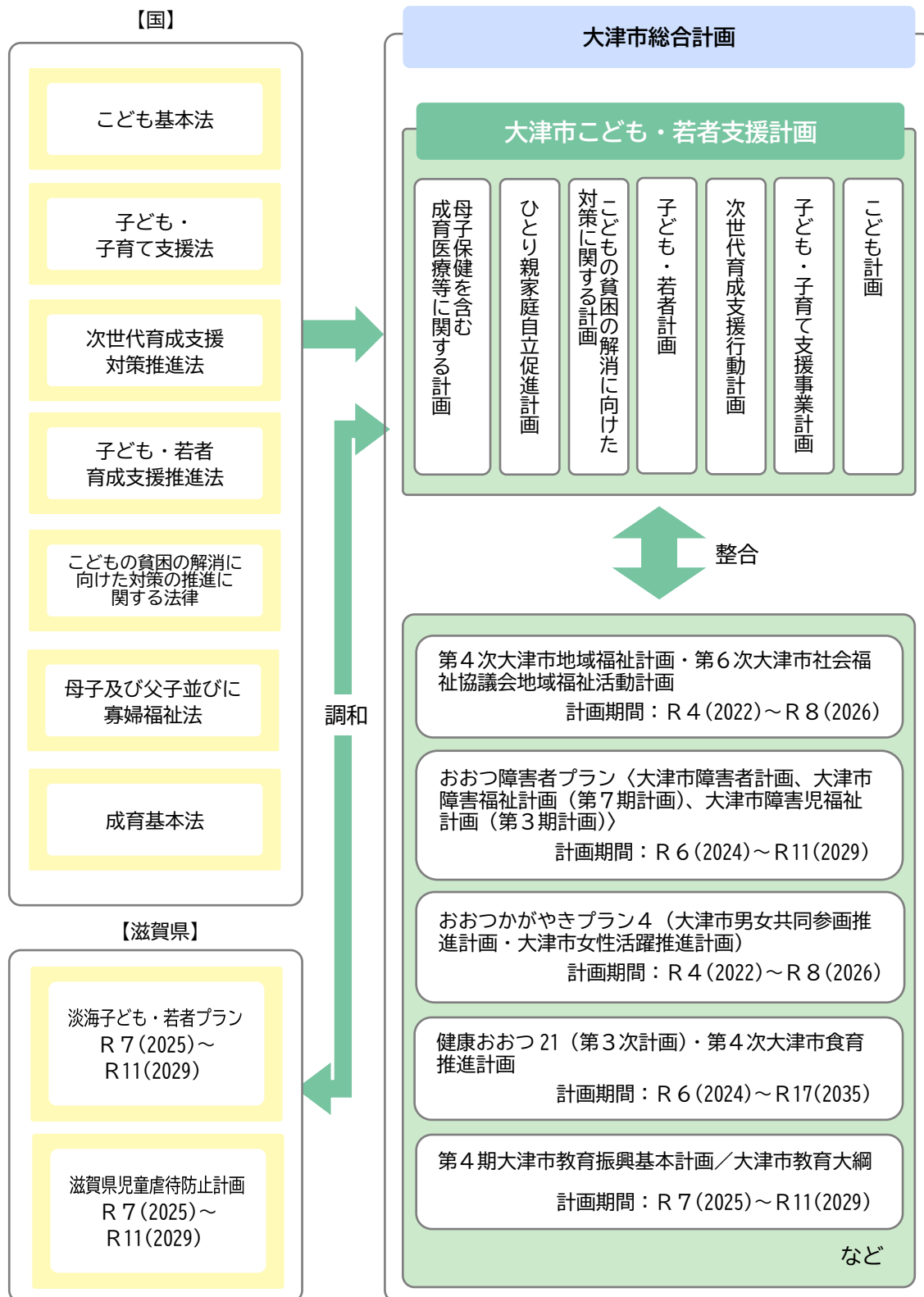
3 計画の位置づけ

(1) 計画策定の法的根拠と関連計画

本計画は、こども基本法第10条第2項、子ども・子育て支援法第61条第1項、次世代育成支援対策推進法第8条第1項、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づき策定するものであり、こども・若者の自立支援、子育て支援施策等について、市の上位計画である「大津市総合計画実行計画」との整合を図りながら、総合的かつ計画的に進めるための方向性を示したものです。

さらに、「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する計画」「ひとり親家庭自立促進計画」「母子保健を含む成育医療等に関する計画」として一体的に策定するとともに、「第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」「おおつ障害者プラン〈大津市障害者計画、大津市障害福祉計画（第7期計画）、大津市障害児福祉計画（第3期計画）〉」「おおつかがやきプラン4（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）」「健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画」「第4期大津市教育振興基本計画／大津市教育大綱」等の市関連計画及び「淡海子ども・若者プラン」「滋賀県児童虐待防止計画」等の滋賀県の関連計画との調和を図るものとします。

また、大津市総合計画では持続可能な開発目標（SDGs）の目標を関連付けて推進しています。本計画においても、SDGsの視点を持って、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、こども・若者支援施策の推進に取り組んでいきます。



（２）本計画の対象について

本計画は、こども基本法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・若者育成支援推進法等を踏まえ、対象を0歳から40歳未満のこども・若者とし、包括的な支援に努めます。

4 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から11年度までの5年間とします。また、毎年を進捗管理・評価及び中間年を目安とした計画の見直しを行い、最終年度である令和11年度には当初の計画内容の達成状況の確認を行うとともに、次年度以降の計画に反映します。

5 計画の策定体制

(1) 計画策定のための市民ニーズの把握

本計画の策定に当たって、令和5年度に実施した大津市内在住の未就学児童の保護者、小学生の保護者、15～39歳の若者を対象とした次期大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査、また、大津市立小学校5年生、大津市立中学校2年生の児童生徒及びその保護者を対象とした子どもの生活実態調査、ひとり親家庭の保護者を対象としたひとり親家庭生活実態調査から、現在の状況やニーズの把握を行いました。

ア 次期大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

	未就学児童保護者用調査	小学生児童保護者用調査	若者用調査
調査地域	大津市全域		
調査対象	市内在住の未就学児童（0～5歳）の保護者	市内在住の小学校低学年（6～8歳）の保護者	市内在住の15～39歳の市民
抽出数	5,000人	3,000人	2,000人
抽出方法	住民基本台帳（令和5年4月1日時点）から無作為抽出		
調査方法	郵送配布－郵送・WEB（併用）回収		
調査期間	令和5年11月20日（月）～令和5年12月15日（金） （調査期間内にお礼状兼督促状を1回送付）		

<回答状況>

	配布数 （件）	不達数 （件）	有効配布数 （件）	有効回収数（件）			有効回収率 （％）
					郵送	WEB	
未就学児童 保護者	5,000	10	4,990	2,539	1,376	1,163	50.9
小学生児童 保護者	3,000	3	2,997	1,610	839	771	53.7
若者	2,000	16	1,984	508	247	261	25.6

イ 子どもの生活実態調査

調査地域	大津市全域
調査対象	大津市立小学校5年生及び中学校2年生並びにその保護者 小学校5年生：3,018人、中学校2年生：3,051人 ※令和5年5月1日時点
調査方法	電子アンケート形式
調査期間	令和5年9月15日（金）～令和5年10月31日（火）

<回答状況>

	子ども票				保護者票			
		小学校5年生	中学校2年生	学年不明		小学校5年生	中学校2年生	学年不明
調査対象数 ^(※) (件)	6,069	3,018	3,051	—	6,069	3,018	3,051	—
有効回答数 (件)	4,894	2,121	2,456	317	3,039	1,529	1,453	57
有効回収率 (%)	80.6	70.3	80.5	—	50.1	50.7	47.6	—

(※) 調査対象数は令和5年5月1日時点の児童・生徒数であり、調査時点では概数である。

ウ ひとり親家庭生活実態調査

調査地域	大津市全域
調査対象	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の保護者 ※調査期間中、児童扶養手当の現況届手続きに来られた対象者2,221人に配布
調査方法	電子アンケート形式
調査期間	令和5年8月4日（金）～令和5年9月15日（金）

<回答状況>

配布数（件）	有効回収数（件）	有効回収率（％）
2,221	637	28.7

(2) こども・若者の意見を聴く取組

本計画の策定に当たって、こども・若者の意見を聴く取組を行いました。(それぞれの取組の意見内容など、詳細は巻末資料参照。)

意見聴取	日付	対象者	参加人数	取組内容
ア こどもパブリックコメント	意見募集 2024/12/27～ 2025/1/20	主に小中学生 (配布数約 14,000 部)	意見提出者 92 人	こどもが理解しやすい資料を作成し、意見を聴く
イ おおつみらいミーティング	2024/9/23 13:30-16:00	高校・大学生	高校生 11 人 大学生 3 人	対面による意見交流会
ウ LINE を活用した意見聴取	試行 2024/2～3 本格実施 2024/10～	高校・大学生世代 (概ね 16～29 歳)	登録者	LINE オープンチャットでテーマを設定して意見を聴く
エ 地域の活動からこども・若者の思いを聴く取組				
(ア) 長等青少年育成協議会	アンケート 2024/6/28 ヒアリング 2024/9/13	中学生	40 人	「放課後カフェ」に参加している中学生へのアンケート、ヒアリング
(イ) 石山学区 青少年育成学区民会議	ヒアリング 2024/9/27 アンケート 2024/10/11	小中学生 保護者	小中学生 9 人 保護者 1 人	「たら川文庫」に参加している小・中学生へのヒアリング、保護者へのアンケート
(ウ) 唐崎カピバラ食堂 Will be smile	ヒアリング 2024/7/29	保護者	5 人	子ども食堂に参加している保護者へのヒアリング
オ 声をあげにくいこども・若者の思いを聴く取組				
(ア) 小鳩乳児院	ヒアリング 2024/9/6	施設従事者	3 人	乳児院施設従事者へのヒアリング
(イ) NPO法人CASN	ヒアリング 2024/9/26	子ども食堂 実施団体	1 人	子ども食堂実施団体へのヒアリング
(ウ) こどもソーシャル ワークセンター	ヒアリング 2024/11/7	中高校生	4 人	居場所に来ている当事者へのヒアリング
(エ) 大津市子ども・ 若者総合相談窓口	アンケート・ ヒアリング 2024/9/13	利用者	6 人	居場所事業に参加している相談者へのアンケート・ヒアリング

(3) 計画の策定方法

各施策の担当課に対し、施策の推進に係る事業や取組について聞き取り調査を行い、意見を集約しました。

また、大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、計画の内容について審議するとともに、大津市青少年問題協議会の意見も踏まえ策定しました。

(4) パブリックコメント

計画素案について広く市民の意見を聴くため、令和6年12月27日（金）から令和7年1月20日（月）にかけて、「大津市こども・若者支援計画（案）」をホームページに掲載するとともに、市政情報コーナー等で閲覧できるようにするなど、パブリックコメントを実施しました。その結果、5人の方から28件のご意見が寄せられました。

また、小学生、中学生を対象に、こどもが理解しやすい資料を作成し、資料から感じたことや思ったことなどの意見をもらう「こどもパブリックコメント」を実施しました。その結果、92人の方から135件のご意見が寄せられました。

第2章

こども・若者、子育てを取り巻く環境

1 前計画の進捗と評価

基本目標1 安心して子どもを産み、育てることに喜びを感じられる支援の充実

基本施策1 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実

- ・乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業を着実に実施することで、妊娠・出産に関する不安や負担を軽減し、母子の心身の健康づくりを支援する取組を推進しました。
- ・やまびこ総合支援センター、子育て総合支援センターにおける保護者交流、相談支援活動の提供等発達支援療育事業の実施により、こどもの発育・発達に関する保護者の不安に寄り添いながら支える取組の充実を図りました。

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、総合的な相談支援の提供が必要です。
相談内容に応じて必要な支援への引継ぎを行うなど切れ目のない丁寧な相談対応が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R5実績
大津っ子みんな で育て“愛”全戸 訪問（乳児家庭 全戸訪問事業）	訪問数：2,540 件 訪問率：96.5%	訪問率：100%	訪問数：2,327 件 訪問率：97.9%
乳幼児健診事業	4 か 月 児 健 診：95.5% 10 か 月 児 健 診：98.3% 1 歳 9 か 月 児 健 診：91.5% 2 歳 6 か 月 児 健 診：92.5% 3 歳 6 か 月 児 健 診：88.1%	受診率：100%	4 か 月 児 健 診：96.4% 10 か 月 児 健 診：99.1% 1 歳 9 か 月 児 健 診：93.8% 2 歳 6 か 月 児 健 診：90.8% 3 歳 6 か 月 児 健 診：92.0%

基本施策2 子育て相談や子育てに関する情報提供の充実

- ・子育て語り合い相談事業として、子育て相談の実施や保護者同士の語り合いの場づくりに取り組むなど、相談しやすい体制の充実を図りました。
- ・必要な家庭へ確実に情報が伝わるよう、子育てアプリを改修するなど、子育て家庭への情報提供の充実を図りました。

子育て家庭が子育てについて正しい情報を得られるように、様々な手法で情報発信や相談体制の充実が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5 実績
子育て語り合い 相談事業	子育て相談の実施 ・子育て相談日 52 組対応 ・巡回子育て相談日 各つどいの広場で 12 回実施 あかちゃんとおそぼう 毎月 3 回（年間 36 回） プチ保健講座 毎月 1 回 ・自由参加 毎日のベビーふれあいタイムの 中で、保護者同士が語り合える場 を持つ	子育て相談の実施 ・子育て相談日 毎月 4 日間 15 組/日 （計 48 日間 180 組） ・巡回子育て相談日 各つどいの広場の 1 か所当 たり年 2 回（6 か所で計 12 回 実施 ） あかちゃんとおそぼう 毎月 3 回（計 36 回） プチ保健講座 毎月 1 回	子育て相談の実施 ・子育て相談日 毎月 4 日間 15 組/日 （計 48 日間 180 組） ・巡回子育て相談日 各つどいの広場の 1 か所当 たり年 2 回（6 か所で計 12 回 実施 ） あかちゃんとおそぼう 毎月 3 回（計 36 回） プチ保健講座 毎月 1 回 ・自由参加 毎日のベビーふれあいタイムに 情報発信・情報提供
子育てアプリの 運用	—	アプリ登録者数 5,700 人 （令和 5 年度から指標を更新）	アプリ登録者数 4,335 人 （令和 6 年 3 月末時点）

基本施策 3 子育ての経済的負担の軽減

- ・医療費助成、児童手当、幼児教育・保育の無償化、就学援助費などの各種制度を通じて、誰もが安心して子育てができるように、それぞれの家庭に適した経済的支援を実施しました。
- ・担当課の間で情報共有に努めるとともに、関係機関との連携を強化することで、支援を必要とする人を確実に支援につなげる体制の充実を図りました。

必要とする人に確実に支援制度の情報が届くような仕組みが必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5 実績
就学援助費事業	学校園を通じての新年度の就 学援助制度の周知状況 100%	学校園を通じての新年度の就 学援助制度の周知状況 100%	学校園を通じての新年度の就 学援助制度の周知状況 100%

基本施策 4 男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・出産・育児を契機に退職、再度の就業を求める女性に対する正社員への就労支援や移動労働相談に取り組むとともに、男女共同参画推進事業や父親の子育て参加事業を通じて、男性の家事・育児等、家庭への参画の重要性等に関する情報を発信、市民への意識啓発に努めることにより、仕事と生活の調和が充実した社会をめざしました。
- ・子育てしやすい職場環境づくりのための啓発活動等により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、有給休暇・育児休業等の取得促進、短時間勤務等の推進について、関係機関との連携を図りながら、働きやすい環境づくりをめざしました。

それぞれの家庭の事情に合わせた多様な働き方ができる職場環境づくりなど、仕事と生活の調和が実現できる働きやすい環境づくりの推進が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5 実績
男女共同参画推進事業	審議会、委員会等の女性委員の登用率 <u>32.5%</u> 市内ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数 <u>－</u>	審議会、委員会等の女性委員の登用率 <u>40.0%</u> 市内ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数 <u>134 社</u> （令和4年度から指標を更新）	審議会、委員会等の女性委員の登用率 <u>36.0%</u> 市内ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数 <u>116 社</u>

基本施策5 多様なニーズに応じた教育・保育サービスの充実

- ・延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童健全育成事業等の地域子ども・子育て支援事業により、保護者の多様なニーズに応じた教育・保育サービスの充実と、地域における各種子育て支援サービスの充実を図りました。

保護者ニーズの多様化に対して、必要なサービスを提供する体制の確保が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5 実績
ファミリーサポートセンター運営事業	会員数合計 <u>2,261 人</u> 活動件数 <u>4,616 件</u>	会員数合計 <u>2,900 人</u> 活動件数 <u>3,145 件</u> （中間見直しによる目標値更新）	会員数合計 <u>2,074 人</u> 活動件数 <u>3,069 件</u>
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	利用者受入可能人数 （施設の生活面積を1.65㎡で除した数） <u>3,760 人</u>	利用者受入可能人数 （施設の生活面積を1.65㎡で除した数） <u>5,131 人</u> （中間見直しによる目標値更新）	利用者受入可能人数 （施設の生活面積を1.65㎡で除した数） <u>5,414 人</u>

基本目標 2 すべての子ども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり

基本施策 1 質の高い幼児教育・保育の充実

- ・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業従事者に対する職員研修等により、こどもの発達特性に応じた質の高い教育・保育の提供を行いながら、保幼小中連携推進事業を実施し、学校園間において円滑なつながりがもてるよう積極的な連携に取り組みました。
- ・令和6年4月には初の公立認定こども園を開設しました。

質の高い幼児教育・保育の充実と、共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化等に応じた、提供体制の確保が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5 実績
保幼小中連携推進事業	全園で幼児・児童生徒との交流や教職員の交流、合同研修会等を年間 <u>15 回</u> 程度、全園で年間延べ <u>465 回</u> 程度実施している。	全園で年間延べ <u>500 回</u> の開催	【幼保支援課】 延べ <u>694 回</u> の開催 【学校教育課】 延べ <u>322 回</u> の開催
教育・保育の提供体制の確保	平成 31 年 4 月 1 日時点 <u>待機児童数 0 人</u>	幼児教育・保育の質の向上に向けた保育人材の確保や資質向上と合わせ、 <u>待機児童を発生させない。</u>	令和 5 年 4 月 1 日時点 <u>待機児童数 6 人</u>
幼保共通カリキュラム保育実践事業	幼保共通カリキュラムを踏まえた保育実践と研修会を実施している。 <u>年 6 回公開保育</u> を実施	<u>年 6 回公開保育</u> を実施	園内研修講師派遣公開研究会を実施（各園で合計 <u>10 回</u> ） 新幼保共通カリキュラム作成会議の開催（ <u>年間 4 回</u> ） 幼保合同研修会の開催（ <u>年間 3 回</u> ）

基本施策 2 安心・安全に暮らせる生活環境の整備

- ・交通安全カンガルー教室の実施による交通安全教育をはじめ、通学路の合同点検、キッズゾーンの明示により交通安全対策に取り組みました。
- ・施設や道路のバリアフリーの推進や公園の整備により、子育て家庭が暮らしやすい住環境の整備を進めました。
- ・地域ぐるみで取り組む安心・安全に暮らせるまちづくり活動として、自主防犯活動団体、子ども安全リーダー、スクールガード等地域や関係機関と連携、協力して取組を進めました。

地域と連携し、事故や犯罪などから子ども・若者を守る取組を進めていくことが必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5 実績
交通安全カンガルー教室の実施	市内の保育所、幼稚園及び認定こども園におけるカンガルー教室の実施率 <u>89.4%</u>	希望する園などに対する実施率 <u>100%</u>	希望する園などに対する実施率 <u>100%</u>
保育所・幼稚園等での防災・防犯体制の推進	平成 25 年 11 月に危機管理マニュアルを制定し、各園で避難訓練を毎月実施している。 （年間各園 <u>12 回</u> 実施）	継続した各園の避難訓練の毎月実施（年間各園 <u>12 回</u> 実施） 危機管理マニュアルの改訂（令和 2 年度中）	各園の避難訓練の実施（年間各園 <u>12 回以上</u> 実施）

基本施策3 成長、発達にあった学習や活動の機会の提供

- ・ 大津市青少年育成市民のつどい・中学生広場や環境人育成事業などの実施により、主体的に社会と関わる機会を提供しました。また、ふるさと体験学習、森林環境学習「やまのこ」事業といった体験学習や中学生の職場体験の実施など成長段階に応じた体験活動の機会の充実を図りました。
- ・ 児童館では、未就園児の親を対象とした子育て講座や親子ふれあい活動、小学生以上の子どもたちが自主的に遊びを見つけ、友だち関係を築いていく指導や援助を行いました。

成長や発達に応じた多様な遊びや学びの機会づくりについて、地域資源を生かして推進するとともに、子育て家庭に届くような情報発信が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R5実績
大津市青少年育成市民のつどい・中学生広場	中学生参加延べ人数 平成30年度 880人 （作品応募数＋意見発表者数） 令和元年度 504人 （作品応募数＋意見発表者数 ＋意見交流会参加者数）	中学生参加延べ人数 <u>700人</u>	中学生参加延べ人数 <u>1,297人</u>
自然体験学習	ふるさと体験学習（中1）、森林環境学習「やまのこ」事業（小4）による宿泊体験とともに、様々な野外活動プログラムを、学校の教育課程と連動させながら、各学校のめざす児童生徒育成を教育施設としてサポートする。	今後も活動プログラムの見直しや改善をしていき、より充実したプログラムの作成に尽力する。また社会教育施設として役割を生かし、小中学校と連携しながら各学校の「めざす児童生徒の姿」の実現に、野外教育と宿泊体験学習を通してサポートしていく。	1泊2日又は日帰りで実施 ・ふるさと体験学習 市内全中学1年生 <u>2,871人</u> ・森林環境学習「やまのこ」事業 市内全小学4年生 <u>3,178人</u> ・主催事業 延べ <u>265人</u>

基本施策4 子ども・若者が生きる力を育むための教育・機会の充実

- ・ 家庭、学校、地域の連携を強化し、多様な学習の機会やこどもの主体的な活動・遊びの場を提供することで、学力・体力の向上、規範意識や思いやりのこころを養い、子ども・若者の生きる力と豊かな人間性を育むための機会づくりに取り組みました。
- ・ 学校給食の活用や、食育啓発、相談支援事業を通じて食育の機会の充実を図りました。
- ・ 朝食欠食率の改善のため、母子手帳交付時や新生児訪問等、母親と出会う機会に朝食の大切さについて啓発を行いました。改善には至りませんでした。
- ・ 就労体験や職業体験等、社会との関わりを実感できる教育機会の充実を図りました。
- ・ 就職面接会は求職者や企業のニーズから年齢制限を無くし、令和4年度からは合同企業説明会も実施するようにしましたが、令和5年度の就職面接会採用数は0人という結果でした。

食育への関心は高まっていますが、若い世代の朝食の欠食を含めた食生活の改善に取り組む必要があります。

雇用情勢は持ち直しがみられますが、求職者のニーズを掴みながら、就労を支援していく必要があります。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5実績
食育推進事業 食育啓発・教室・ 相談・支援事業	4か月児の母親の朝食欠食率 <u>9.1%</u>	4か月児の母親の朝食欠食率 <u>3.0%</u>	4か月児の母親の朝食欠食率 <u>13.2%</u>
学生就職フェア・ おおつ若者 就職面接会	就職面接会採用者数 <u>年間17人</u>	就職面接会採用者数 <u>年間20人</u>	就職面接会採用者数 <u>年間0人</u>

基本施策5 青少年の健全育成の推進

- ・青少年が自己肯定感や自尊感情を育みながら自己を確立し、自立した個人として明るい未来を切り拓いていくため、行政、家庭、学校園、地域や関係団体が連携を図りながら、青少年の地域ふれあい活動、地域あいさつ運動、見守り活動などそれぞれの活動を協力して実施することにより、青少年の健全育成に関する市民意識を高めるとともに、青少年が健やかに成長できる社会環境の整備を推進しました。
- ・学校支援アドバイザー派遣事業については、問題解決へ向けた支援だけではなく、課題の分析や解決への手立てについて助言を行いました。
- ・街頭補導活動事業については、地域の方の協力を得て実施しました。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、参加者は減少していましたが、徐々に戻ってきました。

インターネットの急速な普及やひきこもり、不登校など青少年を取り巻く環境の変化に合わせ、行政、地域、関係団体が連携、協力し青少年が健やかに成長できるための環境整備を行う必要があります。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5実績
青少年の地域ふれあい活動、地域あいさつ運動、見守り活動	青少年育成学区民会議活動への参加者数 <u>71,343人</u>	青少年育成学区民会議活動への参加者数 <u>71,300人</u>	青少年育成学区民会議活動への参加者数 <u>71,108人</u>
学校支援アドバイザー派遣事業	小中学校への訪問回数： <u>286回</u>	小中学校への訪問回数 <u>270回</u> 訪問	小中学校への訪問回数 小学校 37校 127回 中学校 18校 85回 <u>計212回</u>
街頭補導活動事業	巡回実施数 <u>796回</u>	巡回実施数 <u>830回</u>	巡回実施数 <u>606回</u> 大津：452回、堅田：154回

基本目標3 行政・学校園・地域が協働で子ども・若者の育ちを支える社会環境づくり

基本施策1 地域との連携による多様な活動の充実

- ・つどいの広場や保育所における地域活動事業では、子育て家庭の交流や世代間交流など、交流の機会を通じて、子育ての力を高めていく場や機能の充実を図りました。
- ・未来を担うこども・若者の育ちを促すため、地域との連携を強化しながら、学習・体験をはじめとした多様な活動の充実を図りました。
- ・大津っ子まつりは、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に伴い、令和2年度と令和3年度は中止、令和4年度は規模を縮小しての開催となりましたが、令和5年度からは感染症拡大前と同規模とすることができました。

地域と連携し、こども・若者、保護者に対する多様な活動・支援の充実に努めることが必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R5実績
大津っ子まつり	大津っ子まつりへの参加者数 <u>29,000人</u>	大津っ子まつりへの参加者数 <u>28,000人</u>	大津っ子まつりへの参加者数 <u>18,000人</u>
こどもフェスタ	こども“はる”フェスタ <u>921人</u> こども“なつ”フェスタ <u>1,499人</u> こども“あき”フェスタ <u>1,102人</u> こども“ふゆ”フェスタ <u>847人</u>	こどもフェスタ参加者数 <u>年間4,400人</u> (各回1,100人×4回)	こどもフェスタ参加者数 <u>年間1,660人</u> (5日間) ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、「はる」「なつ」については、従来の取組を縮小し「お楽しみ会」として内容変更実施
親子、家族の交流・学習・体験事業	交流・学習・体験事業参加者数 <u>2,333人</u> 親子もぐもぐくつきんぐ講座 36回／578人 リフレッシュ講座 22回／354人 乳児講座 36回／604人 地域であそぼう 51回／797人	交流・学習・体験事業参加者数 <u>2,200人</u>	交流・学習・体験事業参加者数 <u>1,794人</u> 離乳食教室 27回／299人 家族もぐもぐくつきんぐ講座 4回／26人 リフレッシュ講座 12回／238人 あかちゃんとおそぼう 36回／504人 地域であそぼう 28回／370人 あかちゃんとおでかけ 24回／357人

基本施策2 子ども・若者の成長を見守る活動の展開

- ・大津っ子子育て応援隊や地域学校協働活動推進員等により、こどもや子育て家庭のサポートのため、地域人材を活用し、こども・若者の健全育成や世代間交流の推進、地域のスポーツ環境の整備等による、地域で見守っていく体制の更なる強化に取り組みました。
- ・家庭・地域教育推進事業については、家庭教育を支援するための事業を実施する団体への補助を行いました。補助金見直しを行った令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で少なかった事業数が、徐々に増えてきました。

こども・若者を地域社会で育て、見守っていくための環境づくりにおいて、支援の充実に合わせて地域における人材育成、体制の強化が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5実績
大津っ子子育て 応援隊養成事業	大津っ子子育て応援隊登録者数 65人	大津っ子子育て応援隊登録者数 75人	大津っ子子育て応援隊登録者数 54人
家庭・地域教育 推進事業	「家庭教育推進事業補助」事業数 29回	「家庭教育推進事業補助」事業数 12回	「家庭教育推進事業補助」事業数 9回

基本施策3 子育てを支援するネットワークの充実

- ・子育てネットワーク会議などにより、子育て支援に携わる関係機関が集まり、相互の情報共有を図ることで、こども・若者、子育て中の保護者の気持ちに寄り添い、支えることができる環境づくりを進めるとともに、こども・若者を包括的に支援するネットワークの充実に努めました。

こども・若者に寄り添った支援を包括的に実施するため、こども・若者支援に携わる関係機関の連携が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5実績
地域子育て支援 拠点事業	つどいの広場利用者数 140,985人	つどいの広場及び児童館利用者数 75,720人 (中間見直しによる目標値更新)	つどいの広場及び児童館利用者数 142,145人

基本目標4 支援を必要とする子ども・若者へのきめ細やかな支援の充実

基本施策1 障害のある子ども・若者への支援の充実

- ・特別支援教育相談事業における就学相談やことばの教室の運営等を通じて、学齢期の特別支援教育の推進を図りました。
- ・障害児保育事業では、こどもの集団の中で障害のあるこどもや発達上支援を必要とするこどもの発達を保障し、全てのこどもたちが共に育ち合う保育をめざし、公立保育所をはじめ、民間保育所・認定こども園における受入率の向上を図りました。
- ・障害のある若者に対する就労移行支援事業では、生産活動や職場体験等を通じて継続した就労につなげるよう取組を進めました。

小学校への進学や、高校等卒業後の一般就労や障害者施策への円滑な移行など、年齢や制度のはざまに陥ることのないよう個々の特性に応じた切れ目のない支援が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R5実績
障害児保育事業	障害児認定者数と受入率 ・公立保育所 <u>126人／定員1,610人</u> （定員に対する割合 7.8%） ・民間保育所・認定こども園 <u>260人／定員</u> <u>（保）4,671人（こ）1,721人</u> <u>（計）6,392人</u> （定員に対する割合 4.1%） ・合計 <u>386人</u> （定員に対する割合 4.8%） （平成31年4月1時点）	民間保育所・認定こども園における定員に対する受入率と、公立保育所の受入率を同率に近づける。	障害児認定者数と受入率 ・公立保育所 <u>125人／定員1,520人</u> （定員に対する割合 8.2%） ・民間保育所・認定こども園 <u>325人／定員</u> <u>（保）3,866人（こ）3,177人</u> <u>（計）7,043人</u> （定員に対する割合 4.6%） ・合計 <u>450人</u> （定員に対する割合 5.2%）
特別支援教育相談事業	就学相談 <u>382件</u> うち書類審議数 <u>72件</u> 巡回相談 <u>325回</u> 延べ <u>1,228人</u> ことばの教室 実人数 <u>175人</u> 指導回数 <u>1,516件</u>	就学相談 書類審議数 <u>130ケース</u> 巡回相談 <u>350回</u> 延べ <u>1,300人</u> ことばの教室 実人数 <u>185人</u> 指導回数 <u>1,750回</u>	就学相談 書類審議数 <u>104ケース</u> 巡回相談 <u>519回</u> 延べ <u>3,471人</u> ことばの教室 実人数 <u>158人</u> 指導回数 <u>2,287回</u>

基本施策2 困難を抱える子ども・若者の社会的自立に向けた継続的な支援の推進

- ・大津市子ども・若者総合相談窓口事業における相談対応において、社会とのつながりを少しずつ回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、他の支援機関と連携して内容に応じた支援を実施しました。
- ・教育支援事業では、不登校対策指導員、公認心理師による小学校への巡回相談をはじめ、保護者や児童との面談などを通じて、個々の状況に応じた支援方策を検討、実施しました。
- ・20歳未満の少年及び保護者を対象にした一般相談事業や教育相談事業など、様々な困難を抱える方の悩みに対応できるよう少年センターや教育支援センターの相談窓口の充実を図りました。

こども・若者が抱える困難は複雑化、深刻化しており、分野を横断した連携が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R5実績
大津市子ども・若者総合相談窓口事業	相談延べ件数 1,243件 (新規:105件、継続:1,138件)	相談延べ件数 1,300件	相談延べ件数 1,909件
教育支援事業 (旧：不登校対策事業)	巡回校数 延べ 89校 ケース会議とコンサルテーション 25件 観察相談数 - 保護者面談数 126人 児童面談数 32人	巡回校数 延べ 95校 (全小学校を2回訪問) ケース会議とコンサルテーション 30件 観察相談数 800件 (令和3年度から指標を更新) 保護者面談数 135人 児童面談数 40人	アウトリーチ（学校巡回訪問含む） 延べ 122回 ケース会議とコンサルテーション 3件 観察相談数 1,364件 保護者面談数 101人 児童面談数 9人

基本施策3 支援が必要な人に支援情報を届けるための広報の充実

- ・社会生活を円滑に営む上で困難を抱えるこども・若者に対して、子ども・若者支援地域協議会等により関係機関が連携し、困難を抱えるこども・若者やその家族等、支援が必要な人が支援機関へとつながるよう、情報共有・連絡調整等に努めました。
- ・各種広報紙の発行、相談機関の周知など広報、周知の充実を図りました。

支援が必要なこども・若者やその家庭に届くように、情報発信の強化や分野を横断した連携が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R5実績
少年センターだより「葦風」発行等広報啓発事業 少年の現状と課題、課題解決に向けた方策提言等の啓発広報活動	少年センターだより「葦風」 年3回発行 大津少年センターだより・堅田少年センターだより 毎月1回発行 「広報おおつ」の暮らしの伝言板に相談案内を掲載 相談カードの配布（高1生対象） 万引き防止ポスター・リーフレットの配布（小6、中2）	少年センターだより「葦風」 年3回発行 大津少年センターだより・堅田少年センターだより 毎月1回発行 「広報おおつ」の暮らしの伝言板に相談案内を掲載 相談カードの配布（高1生対象） 万引き防止ポスター・リーフレットの配布（小中学生）	年報「みちしるべ-補導-59号」 年1回発行 少年センターだより「葦風」 年3回発行 大津少年センターだより・堅田少年センターだより 毎月1回発行 「広報おおつ」の暮らしの伝言板に相談案内を掲載 相談カードの配布（高1生対象） 万引き防止ポスター・リーフレットの配布（小2、小6、中2）

基本目標5 貧困の状況にある子ども・若者たちへの支援の充実

基本施策1 子どもの能力と可能性を最大限伸ばすための教育支援

- ・貧困の連鎖を断つために、専門職による教育相談や学習支援、就学準備における援助等、教育機会の確保に向けた支援の充実を図るとともに、幼児期から高等教育まで切れ目のない教育費の負担軽減に取り組みました。
- ・生活困窮家庭のこどもに対する学習支援として中3学習会等を実施し、学習機会の確保に向けた取組を実施しました。
- ・就学における経済的支援として奨学資金事業や、進学準備給付金事業等を実施し、経済的な理由が進学に影響することのないよう支援を実施しました。

保護者の所得などの家庭の状況によって学習や進学に機会に差が生じないような支援が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R5実績
生活困窮家庭の子どもに対する学習支援	トワイライトステイ実施か所数 4か所 寺子屋プロジェクト実施学区数 19学区	トワイライトステイ実施か所数 ー（子どもの居場所づくり事業に統合） 寺子屋プロジェクト実施学区数 36学区	寺子屋プロジェクト実施か所数 26学区
生活保護家庭の子どもに対する進学支援	生活保護世帯の子どもの高校等進学率 94.5% 生活保護世帯の子どもの大学等進学率 36.8%	生活保護世帯の子どもの高校等進学率 98.8% 生活保護世帯の子どもの大学等進学率 44%	生活保護世帯の子どもの高校等進学率 92% 生活保護世帯の子どもの大学等進学率 31%

基本施策2 子ども・若者を社会的孤立に陥らせないための生活支援

- ・貧困の状況にあるこどもと家庭への多様な支援の充実を図るとともに、様々な場面・機会において、情報提供と相談支援が行われるよう、地域との協働・連携の更なる推進に努めてきました。また、若者に寄り添い、自立に向けた支援についても取り組みました。
- ・生活困窮者自立相談支援事業や母子父子家庭等自立支援事業においては、必要な情報提供と相談者に寄り添った相談支援を実施しました。
- ・こども・若者及びその家族を対象とした相談窓口である子ども・若者総合相談窓口では、社会的自立に向けた居場所事業を実施し、当事者が段階的に交流や体験活動を行えるように支援しました。

貧困の状況にあるこども・若者やその家族が、孤立に陥らないようそれぞれの窓口における丁寧な相談対応や寄り添った支援が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R5実績
生活困窮者自立相談支援事業	支援プラン作成件数 151件	支援プラン作成件数 175件	支援プラン作成件数 209件
母子父子家庭等自立支援事業	日常生活支援事業 登録者数 約200人 利用者数 6人	日常生活支援事業 登録者数 250人 利用者数 15人	日常生活支援事業 登録者数 116人 利用者数 6人

基本施策3 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

- ・保護者が自立的で安定した生活基盤を確保し、安心して家族が生活できるよう、保護者に対する就労支援の充実に取り組みました。
- ・非正規雇用等、雇用状況が不安定な保護者に対する就労支援として母子家庭等就業・自立支援センター事業等を実施し、生活の安定に向けた就労支援の充実に取り組みました。

雇用の安定を図るための資格取得や相談対応を活用してもらうとともに、就労後は必要な保育ニーズを受けられる体制の確保が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5実績
母子家庭等就業・自立支援センター事業	相談者中の新規就労者及び雇用条件向上者数 <u>28人</u> ひとり親家庭の親の就業率 <u>86.6%</u> ひとり親家庭の親の正社員の割合 <u>36.2%</u> (平成29年度大津市子どもの健康・生活実態調査)	相談者中の新規就労者及び雇用条件向上者数 <u>50件</u> ひとり親家庭の親の就業率 <u>89.0%</u> ひとり親家庭の親の正社員の割合 <u>39.0%</u>	相談者中の新規就労者及び雇用条件向上者数 <u>30件</u> ひとり親家庭の親の就業率 <u>89.5%</u> ひとり親家庭の親の正社員の割合 <u>37.2%</u>

基本施策4 世帯の生活を下支えするための経済的支援

- ・生活保護制度や各種給付・貸付制度のほか、ひとり親家庭に対する養育費確保のための取組を通じて、経済的困難に対する支援を行いました。

金銭の給付や各種手当、また養育費の確保支援といったそれぞれの取組を十分に活用してもらうことが重要であることから、活用に至るまでの丁寧なサポートが必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5実績
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当受給者数： <u>2,311人</u>	児童扶養手当受給対象となる方に確実に制度を利用していただけよう、周知徹底に努める。	児童扶養手当受給者数： <u>2,032人</u>
養育費確保支援事業	養育費の取決めをしている家庭の割合 <u>39.3%</u> 養育費を受け取っている家庭の割合 <u>24.2%</u>	養育費の取決めをしている家庭の割合 <u>50.0%</u> 養育費を受け取っている家庭の割合 <u>30.0%</u>	養育費の取決めをしている家庭の割合 <u>57.2%</u> 養育費を受け取っている家庭の割合 <u>35.8%</u>

基本目標6 虐待から子ども・若者を守る環境づくり

基本施策1 子どもの権利擁護

- ・こども一人一人の権利を守り育むため、こどもの権利擁護について広く市民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こどもの権利擁護の推進に取り組みました。
- ・こどもの権利を守る取組として、こどもと保護者等を対象にCAP研修を実施しました。また毎年11月の虐待防止推進月間の取組を強化するなど、こどもの権利を守る取組を推進しました。

こどもの権利をこどももおとなも学ぶ機会をより一層増やし、社会全体でこどもの権利を理解する取組が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R5実績
人権研修会	人権研修会参加者数 71人	人権研修会参加者数 100人	人権研修会参加者数 75人
CAP（子どもへの暴力防止プログラム）	CAP研修の実施校園数 保育所と幼稚園： 10園 小学校： 3校	CAP研修を小学校、中学校、保育所、幼稚園で実施(20校園)	CAP研修の実施校園数 保育所と幼稚園： 13園 小学校： 1校

基本施策2 児童虐待の発生予防、早期発見

- ・様々な悩みを抱えるこどもや家庭を早期に把握し支援するため、こどもや家庭に関わる多様な機関が状況に応じて情報を共有し、連携を強化することによって、相談体制の充実及び切れ目のない支援に取り組みました。
- ・子育て家庭の不安軽減のため、養育支援訪問事業による家事援助や相談支援を行うとともに、関係機関が連携してこどもと家庭に適切な支援を行うことで、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。
- ・要保護児童等への支援については関係機関が連携し、個別ケース検討会議等の中で役割分担をしながら、つながりのある対応、支援を実施しました。

児童虐待の発生予防や早期発見により一層取り組むために、妊娠、出産、子育てまで関係機関が連携したつながりのある支援を推進するとともに、社会全体での見守りが必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R5実績
養育支援訪問事業 養育支援が必要な家庭への子育て支援サービス	各種訪問相談実施、サービス利用件数 1,000件	各種訪問相談実施、サービス利用件数 1,644件 (中間見直しによる目標値更新)	各種訪問相談実施、サービス利用件数 1,549件

基本施策3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ・虐待を受けたこどもが、安心して成長できるように関係機関が連携しながら支援を行いました。また、児童虐待の早期対応等を推進するため、要保護児童対策地域協議会を構成する福祉、医療、保健、教育、児童相談所、警察等、関係機関の連携強化に取り組みました。
- ・児童虐待へ適切に対応するため、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、こどもや家庭への継続的な見守りを実施しました。

要保護児童対策地域協議会の関係機関による連携した継続的な支援が必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5実績
要保護児童対策地域協議会の機能強化	代表者会議 <u>2回</u> 実務者会議 <u>12回（毎月1回開催）</u> 個別ケース検討会議 <u>368回（必要に応じ随時開催）</u>	代表者会議 <u>2回</u> 実務者会議 <u>12回（毎月1回開催）</u> 個別ケース検討会議 <u>420回</u>	代表者会議 <u>2回</u> 実務者会議 <u>12回</u> 個別ケース検討会議 <u>199回</u>

基本施策4 社会的養護施策の推進

- ・保護者の適切な養育を受けられないこども・若者に対し、各種施策を充実し支援を行うことで適切な養育につなげるとともに、養育に困難を抱える家庭への支援に努め、こども・若者の最善の利益のために、社会全体でこども・若者の自立を支える環境づくりに取り組みました。
- ・保護者が児童を養育することが困難な家庭に対する支援として実施している子育て短期支援事業について、対象年齢の拡大や保護者の育児疲れにも対応できるようにすることにより支援の充実を図りました。
- ・様々な要因により孤独を感じたり支援を必要とするこどもの健全な発育のため、こどもの居場所づくり事業を実施し、こどもが孤独を感じることなく安心して過ごせる場を提供しました。

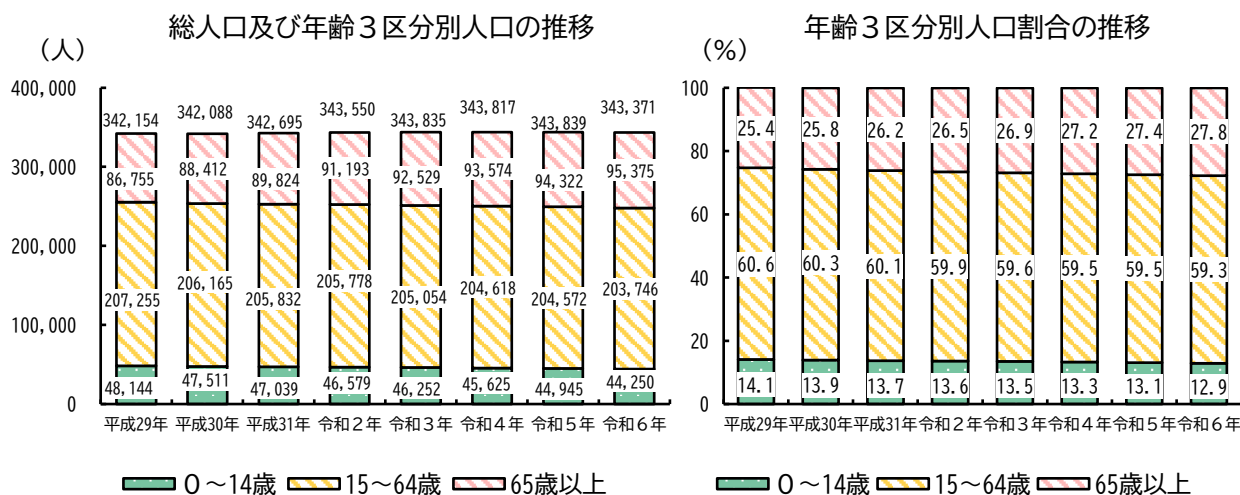
社会的養護を必要とするこどもが、安心して自分らしく過ごせる居場所と仕組みづくりが必要です。

評価指標事業名	実績（前計画策定時）	目標（前計画策定時）	R 5実績
子育て短期支援事業	延べ利用日数 <u>138日</u>	延べ利用日数 <u>130日</u> （中間見直しによる目標値更新）	延べ利用日数 <u>599日</u>

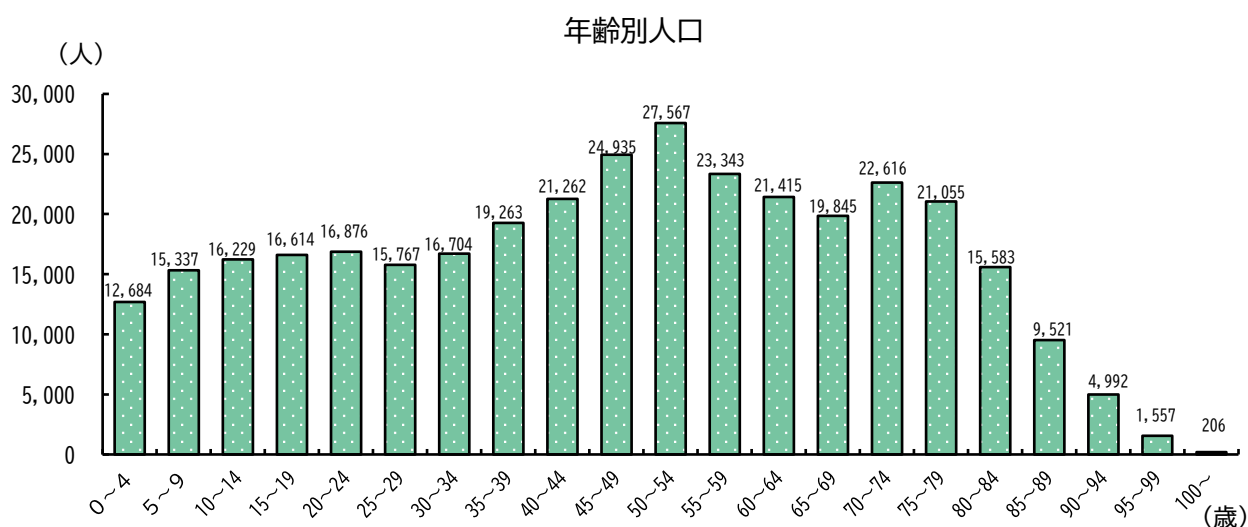
2 人口の状況

① 大津市の人口について

本市における平成29年から令和6年までの人口推移は、増減を繰り返しながらも増加傾向にあります。その中で、一貫して65歳以上の高齢者の割合が増加し、0～14歳のこどもや15～64歳の生産年齢人口は減少しています。



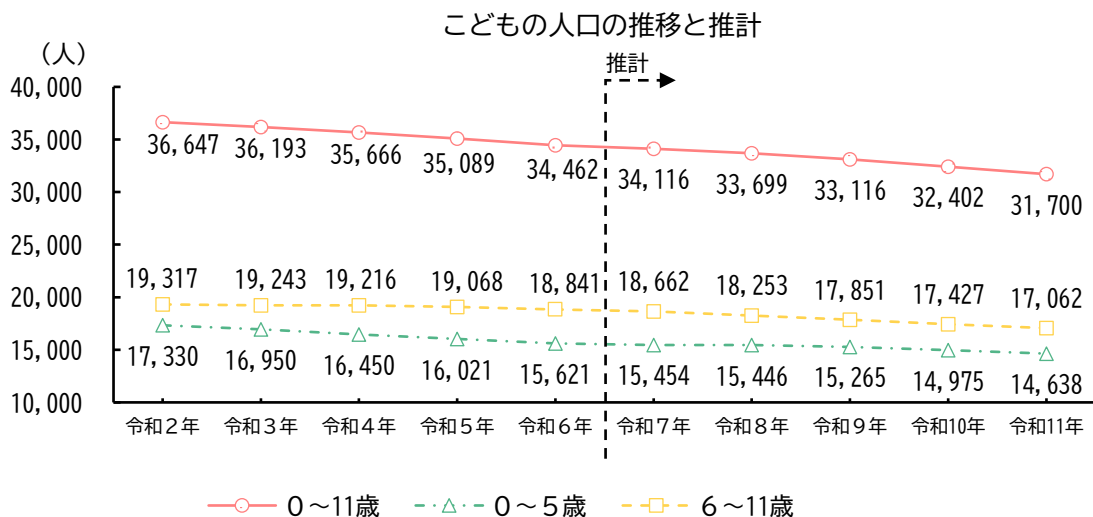
人口を年齢別にみると、70歳代と50～54歳の年齢層の人口が多くなっている一方、50～54歳より若い世代に突出した人口がみられないことから、今後大きな人口増加は見込めず、いずれ総人口が減少していくことが予想されます。



② こどもの人口について

令和7年度以降もこどもの人口は年々減少すると見込んでおり、特に0～5歳の人口の減少幅が大きくなると予測しています。

女性の人口の減少と合計特殊出生率が横ばいで推移していることから、今後もこどもの人口は減少傾向が続くと予測されます。



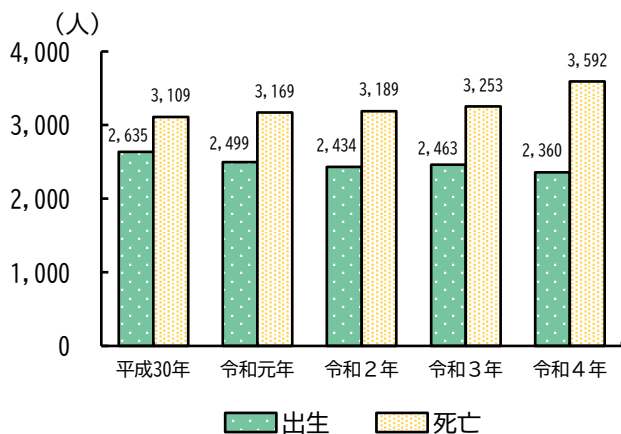
資料：令和2年～6年は住民基本台帳、令和7年以降は推計値

③ 人口動態について

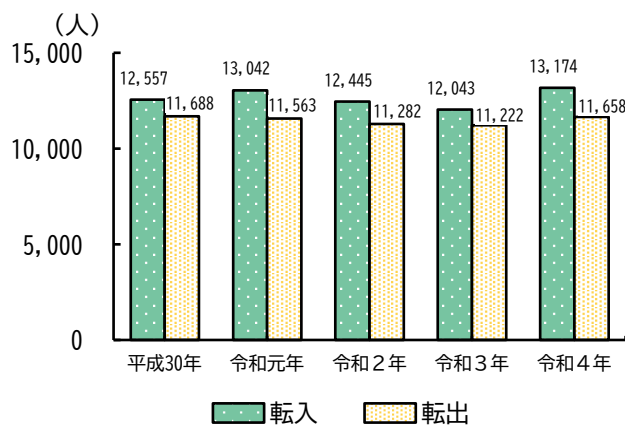
自然動態をみると、出生数が平成30年以降減少している反面、死亡数は増加し続けており、今後も出生数の大幅な増加は見込みづらいことから、人口減少が加速することが予測されます。

また、社会動態の推移をみると、転入者数が転出者数を上回っていますが、全国的に少子化が進行する中で、他市町村から本市に転入する人口・世帯も減少するおそれがあることから、全体の人口動態が減少傾向となる可能性があります。

出生人数及び死亡人数の推移（自然動態）

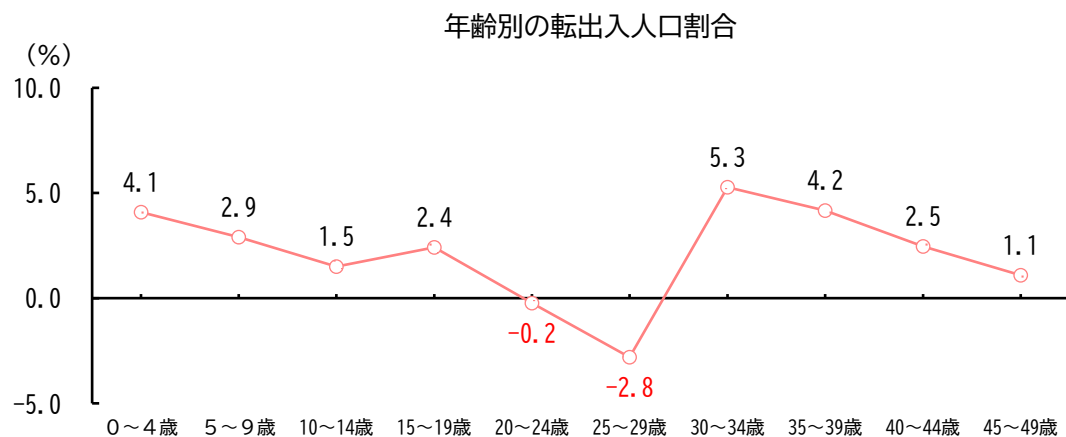


転入者数及び転出者数の推移（社会動態）



資料：大津市統計年鑑「人口動態」

年齢別の転出入人口割合では、30～39歳で大きく転入超過がみられる一方、20～29歳の若者世代においては転出が多いことがうかがえます。

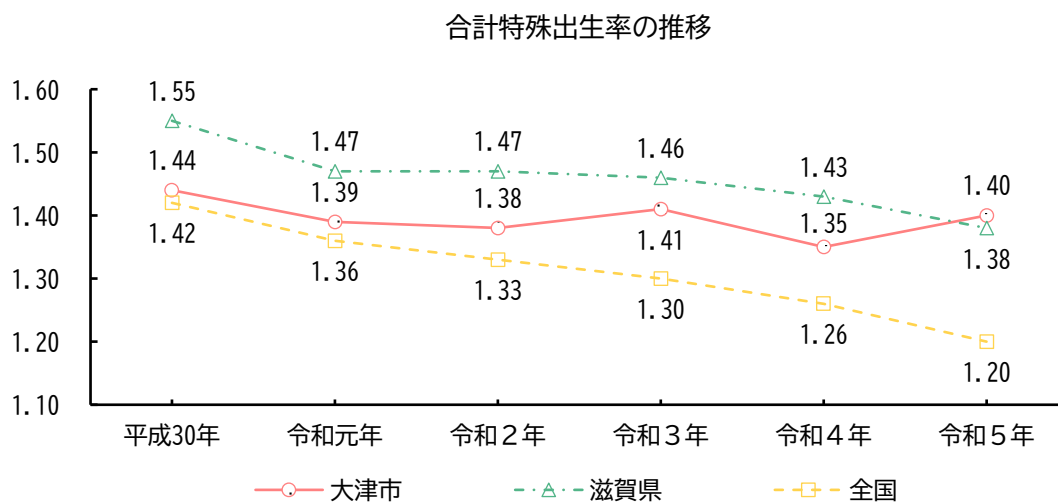


※ プラスが転入超過、マイナスが転出超過

資料：国勢調査（令和2年）

④ 合計特殊出生率の推移について

本市の合計特殊出生率は概ね横ばいで推移しており、令和5年で1.40となっています。全国や滋賀県と比較すると、全ての年で全国より高い値で推移しています。また、令和4年までは県より低い値となっていました。令和5年は滋賀県の合計特殊出生率より高い値となっています。



※合計特殊出生率：一人の女性が一生に産むこどもの数

資料：大津市保健所保健総務課

3 こども・若者の意見を踏まえた課題と今後の方向性の検討

前計画では、「みんながつながり、ともに育ち合うまち 大津～子ども・若者の輝ける未来のために～」を基本理念とし、その実現に向けてこどもが生まれる前から自立するまで途切れない支援を行うための6つの基本目標を設定し、事業の進捗を図ってきたところで

す。

本計画の施策の方針を検討するに当たり、前計画の進捗・評価、こども・若者及び子育て当事者を取り巻く状況及び本計画策定のために行ったアンケート調査やこども・若者やその支援者の意見を聴く取組から得られた意見等を踏まえ、次の4点に課題と方向性を整理しました。

(1) こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくりについて

○こども基本法では、こども施策の策定・実施・評価を行うに当たって、こどもや若者、子育て当事者等の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずることは、国及び地方公共団体の義務として定められています。

○本市では、こどもの権利擁護に向けた取組として、こどもの権利についての学びの機会を提供しています。一方で、「こどもたちと接するおとなも、こどもの権利を理解することが大切」「こどもの権利が本当に守られているのか、当事者であるこどもたちに伝わっているのか」といった声もあり、こども一人一人の権利を守り育むためには、こどもの権利をおとなも正しく理解し、こどもたちに伝えていく機会をつくるのが大切です。こどもの権利について、当事者であるこども・若者をはじめ、支援者、地域など広く市民に理解してもらう取組の充実を図る必要があります。

○アンケート調査では、若者が国や市に対して自分の意見を伝えたいとは思わない理由として、「国や自治体に意見を伝えても変わらないと思うから」や「国や自治体は何をしているのか分からないから」「どのように意見を伝えれば良いか分からないから」の回答が多くなっており、意見を伝える方法や、伝えた意見がどのように施策に反映されているかが見えないことが課題と考えられます。また、意見を表明する場が特定の期間や場所に限られたものではなく、十分な機会が確保されている必要があります。全てのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識のもと、安心して自由に意見を表明することができる多様な場をつくること、意見を丁寧に受け止め、次も意見を表明したいという気持ちになれるような関わり方や体制の工夫が必要です。

（２）健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実について

○本市では、妊娠期からこどものライフステージに応じて、家庭への訪問事業や各種健診の実施、子育てアプリでの情報発信や相談場所の充実を図るなど、子育て家庭に対する切れ目のない支援を推進してきました。アンケート調査では、子育てに対して感じていることについて、こどもの成長や接し方の不安感を「感じる」と答えた人が６割以上となっています。こどもを産み育てることを希望している人が将来の子育てに不安を感じることがないように、母子に対する保健・医療の提供体制や相談体制、必要となる情報発信などの支援をきめ細かく実施していく必要があります。

○アンケート調査では、家庭の経済的な暮らし向きが前回（平成30年）調査と比較すると「苦しい」と回答した割合が10ポイント以上高くなっています。子育てにおける経済的な負担感は、こどもの人数が多くなるほど、また、乳幼児期よりも学童期でより高まる傾向にあります。こどもの教育費については、家庭の収入やこどもの年代に関わらず高い状況です。また、こどもを持ちたいと思う条件として、「こどもを育てる経済力」が最も必要とされていることから、こどもが生まれる前から成長するまでの切れ目のない経済的支援が必要です。

○本市では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育てしやすい職場環境づくりの啓発活動などにより、機運の醸成を図ってきました。アンケート調査では、仕事と子育てを両立するために企業に期待することについて「こどもが病気やけがのときに、休暇が取りやすい職場環境をつくる」「育児休業制度が取得しやすい職場環境・雰囲気づくりを行う」などの回答が多くなっており、仕事と子育ての両立に対する職場の理解が必ずしも十分でない状況がうかがえます。仕事と子育ての両立については、企業の休暇制度の充実など、社会全体で理解促進を図り、子育てしやすいまちづくりを進める必要があります。

○本市では、こどもの発達特性に応じた質の高い幼児教育・保育の提供を行いながら、学校園間において円滑なつながりがもてるよう積極的な連携を行うことにより幼児教育・保育の充実を図ってきました。アンケート調査では、未就学児童及び小学校低学年の母親の就労状況について、前々回（平成25年）調査、前回（平成30年）調査から就労する母親の割合が大きく上昇しており、特に、フルタイムでの就労の割合が増加しており、保育ニーズが高まっています。また公立保育所では保育士不足により定員までの受入れができていない実態があり、令和6年度は待機児童が184人と急激に増加しました。市全体では、一定の利用定員が確保されていますが、提供体制が十分に確保されていない区域や年齢区分があることから、区域間、年齢区分間の不均衡を解消し、今後の保育ニーズに対応するため、施設整備を的確に行う必要があります。保育ニーズの増加に伴い、市立幼稚園は園児数が減少しており、こどもの学びや成長を促すために複数クラスを確保できるよう、市立幼稚園の再編や認定こども園化を検討する必要があります。共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化等を受け、子育て支援に対するニーズが多様化しており、今後も質の高い幼児教育・保育の提供と合わせ

て、多様なニーズに応じた提供体制の確保が必要です。

○本市では、様々な体験活動を通して、考える力や気付く力を培い、自らが考え、行動できるよう、こどもから若者まで育ちのつながりを考慮し、成長段階に応じた体験活動や地域活動参加へのきっかけづくりを進めてきました。成長や発達に応じた多様な遊びや学びの機会づくりについて、地域資源を生かして推進するとともに、子育て家庭に届くような情報発信が必要です。

○本市では、交通安全教室や地域での見守り活動により、事故や犯罪等からこどもを守るための取組を地域と連携して進めてきました。事故や犯罪の未然防止のため、こども・若者を取り巻く環境の変化を踏まえた上で、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、引き続き、地域と連携し取組を進めていくことが必要です。

（３）多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進について

- 本市では、障害や発達支援が必要なこども・若者への支援について、関係機関と連携し、早期発見、早期対応と環境整備を行ってきました。しかしながら、アンケート調査では、こども・若者支援施策のうち、「障害のあるこども・若者への支援」の項目について重要度が高い一方で満足度が低いため、今後の課題として検討が必要な項目となっています。小学校への進学や、高校等卒業後の一般就労や障害者施策への円滑な移行など、年齢や制度のはざまに陥ることのないよう個々の特性に応じた切れ目のない支援が必要です。
- 本市では、児童虐待への対応について、要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携、情報共有を図り状況に応じた支援を実施しました。しかしながら、アンケート調査では、こども・若者支援施策のうち、「児童虐待を防止するための対策や啓発」の項目について重要度が高い一方で満足度が低いため、改善すべき課題となっています。児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、こどもや家庭に関わる各機関や地域など、社会全体でこどもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、虐待を受けたこども・若者に対する支援については、社会的自立につながるよう関係機関が連携した継続的な支援が必要です。
- 不登校、いじめ、ひきこもり、非行などの困難を抱えるこども・若者に対しては、制度のはざまに陥ることのないよう支援を行ってきました。これからも、困難な状況のこども・若者に対して、社会的に孤立することのないよう、その家族を含めて継続的な支援に取り組む必要があります。また、ヤングケアラーは本人や家族に自覚がないことが多いことや、問題が複合的であることから、学校など、こどもと家庭に関わる多様な機関が連携した対応が必要です。
- 本市では、困難を抱えるこども・若者の社会的自立に向けて、大津市子ども・若者総合相談窓口において他の支援機関と連携して困難の内容に応じた相談支援を実施しています。こども・若者が抱える困難は複雑化、深刻化しており単一分野の専門性のみでは対応できない状況があることから、今後も、関係機関との連携が必要です。
- 本市では、こども・若者の将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にあるこども・若者を教育面、生活面、就労面、経済面の視点で支援してきました。学習支援、生活支援、就労支援、経済的支援など、実施している様々な施策が、ひとり親家庭など支援を必要としている人に届くよう、情報提供や周知についてさらに充実する必要があるとともに、こども・若者が孤立しないよう、必要な支援につながり、活用に至るまでの丁寧なサポートが必要です。

(4) こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進について

○本市では、地域におけるこどもの居場所や支援を必要とするこども・若者の居場所づくりに取り組んできたほか、地域の担い手に対する講座や事業支援を実施してきました。支援団体へのヒアリングでは、「こどもの居場所づくりについては民間と行政でできることが異なるので、役割分担をした上で民間と行政が連携して場づくりを進めていくことが重要」「民間が実施するこどもの居場所については、地域や学校と連携することが重要で、地域や学校にとって、困難を抱えるこどもをつなぐ先として認識できるよう活動を知ってもらうこと、また活動を継続することが大切」といった意見があり、地域の資源を活用し、連携することで地域の中にこどもの居場所がつけられていく必要があります。

○居場所に来ているこどもに、どういうところがあればいいかをヒアリングすると、「友だちとゆっくりできる、話せるところ」「安心していられるところ」「勉強（宿題）ができる場所」「お菓子やジュースがもらえるところ」「近くにあるところ」などの声がありました。また、居場所に来ている理由をヒアリングすると、「放課後、家に帰る前に友だちとほっとできる場所として毎月参加をしている。」「学年が違ったり、名前を知らない子とも、ゲームなど一緒にしていると仲良くなれる。」「お菓子やゲームがあったり、また場所も学校から近いため、友だちに声をかけて一緒に行きやすい。」といった声がありました。こどもたちがこういった場所であれば落ち着いて過ごせるのか、行きやすい環境にするにはどういったものが必要かなど、直接こども・若者の声を聴き、一緒に環境づくりを進めていく必要があります。

第3章

基本理念とめざすこども・若者の姿

1 基本理念

前計画では、「みんながつながり、ともに育ち合うまち 大津～子ども・若者の輝ける未来のために～」を基本理念として掲げ、本市に生まれ、育つこども・若者が、社会全体とつながり、育ち合い、誇りを持ってこころ豊かな人生を送り、自立した個人として次代の担い手になっていくことのできる社会の実現をめざして施策を推進してきました。

本計画では、前計画のこどもが生まれる前から自立するまでを切れ目なく支援するという視点を継続しながら、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こどもの権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することを社会全体で後押しするという考え方を新たに加えることで、本市のこども・若者が、安心して自分の力を存分に発揮し、主体的に自らの夢や希望に向かって進むことができる環境を整えます。

これらのことを踏まえ、本計画における基本理念を次のとおり定めます。

【 基 本 理 念 】

こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ

2 施策体系

本計画では、当事者であるこども・若者にとって理解しやすい計画とするために、本市がめざすこども・若者がこどもの権利を保障されている状態（めざすこども・若者の姿）を示すとともに、そのために、行政・学校園・地域をはじめとするまわりのおとながするべきこと（基本方針）を示します。

また、こども・若者が視覚的に計画の全体像を把握できるように、イラスト化したものを次ページに示します。

基本理念	めざすこども・若者の姿	基本方針
こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ	自由に意見を表すことができる	1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり (1) こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保 (2) 社会参画や意見表明の機会の充実 (3) 多様な声を施策に反映させる工夫
	健やかに育つことができる	2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実 (1) 妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援 (2) 子育てに希望を持てるような子育て支援、情報発信 (3) 結婚、子育てに関する経済的負担の軽減 (4) ワーク・ライフ・バランスの推進 (5) こどもの教育・保育の充実 (6) 多様な遊び、体験、学び、活躍できる機会づくり (7) 犯罪、事故、災害からこども・若者を守る環境整備
	ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる	3 多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進 (1) 障害、発達の支援が必要なこども・若者とその家庭への支援の充実 (2) 児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応の推進 (3) 不登校、いじめ、ひきこもり、非行、ヤングケアラーのこども・若者とその家庭への支援の充実 (4) 悩みや不安を抱えるこども・若者とその家族に対する相談体制の充実 (5) ひとり親家庭、こども・若者の貧困の解消に向けた支援の充実
	安心して自分らしくいることができる	4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進 (1) 既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信 (2) 地域における居場所づくりの担い手支援

自由に意見を表すことがあそび

意見を伝えやすい さまざまな方法

わかもの
こどもや若者にとって大切なことを
みんなで考える

こどもや若者が意見を伝える
機会をつくり、意見を大切に受けとめて反映

子育てについての情報発信

子育てを切れ目なくサポート

じゅうじつ
教育・保育の充実

健康やかに育つ
ことができる

妊娠前から おとなになるまで、
切れ目なくサポートします

体験、遊び、学びの場づくり

けっ
結

とかできる



伝える
め反映します



けんり
こどもの権利を学ぶ機会



仕事と生活のバランス



ちいき
地域の見守り活動



けっこん
結婚、子育てのお金の負担を減らす



わかもの
こども・若者の幸せな
未来を築くまち おおつ
わかもの し えん
- 大津市こども・若者支援計画 -



しょうがい
障害や発達に必要な
し えん
こどもと家族をサポート



ぎゃくたい
児童虐待の防止



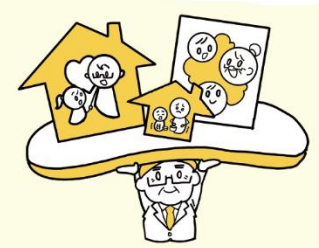
身近な居場所づくり



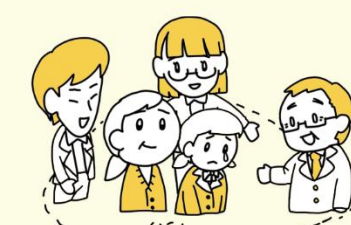
ひとりひとりが尊重され
なりたい自分をめざす
ことができる



それぞれの状況に合わせて、みんなが
つながり寄りそって必要なサポートを行います



ひとり親家庭など
さまざまな家族が安心できる支援



みんながつながりこどもや家族をサポート



ひとり悩むこどもをサポート



安心して
自分らしく
いることができる

こどもや若者が安心して過ごせる
居場所をたくさんつくります



ちいき
地域の居場所づくりをサポート



白紙

3 成果指標と目標

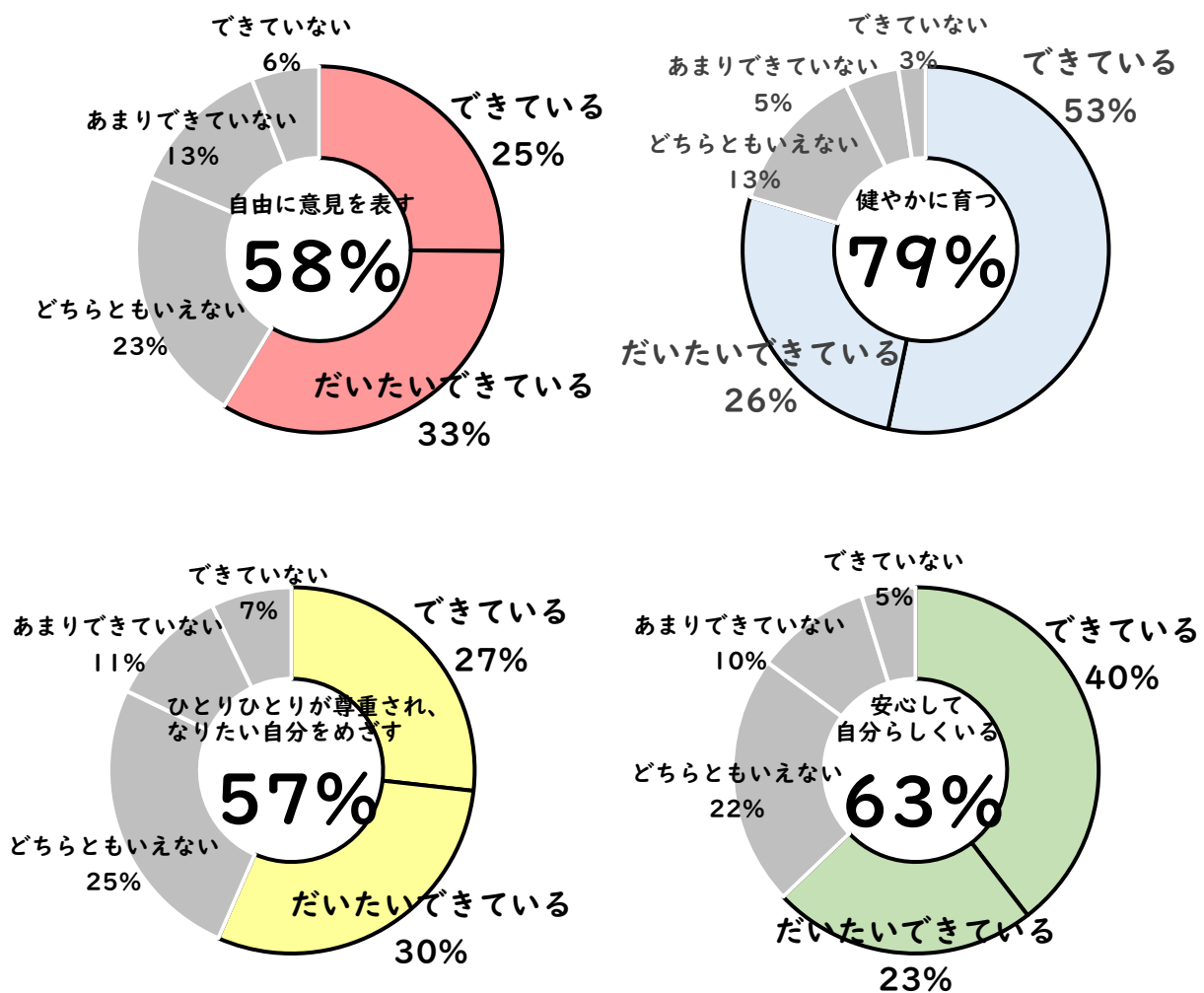
基本理念 こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ

基本理念の実現状況を把握するための指標（目標達成の状況）

指標内容	現状	R11目標
「あなたにとって、めざすこども・若者の姿は実現できていますか」に肯定的な回答（「実現できている」及び「だいたい実現できている」）をした児童生徒の割合	自由に意見を表す 58%	自由に意見を表す 70%
	健やかに育つ 79%	健やかに育つ 80%
	ひとりひとりが尊重され、 なりたい自分をめざす 57%	ひとりひとりが尊重され、 なりたい自分をめざす 70%
	安心して自分らしくいる 63%	安心して自分らしくいる 70%

<参考>

「めざすこども・若者の姿」の実現度（「こどもパブリックコメント」でアンケート調査）



めざすこども・若者の姿① 自由に意見を表すことができる

めざす姿の達成状況を把握するための指標（市が取り組んだ結果）

指標内容	現状	R11目標
「家庭や学校で、あなたの考えや思っていることを聞いてもらっていると思いますか」に肯定的な回答（「思う」及び「だいたいそう思う」）をした児童生徒の割合	R 5 調査 小5：81.6% 中2：83.9%	向上
「あなたは、国や大津市に対して自分の意見を伝えたいと思いますか」に肯定的な回答（「そう思う」及び「ややそう思う」）をした若者の割合	R 5 調査 15～19歳：38.5% 20～24歳：39.7% 25～29歳：40.9%	15～19歳：70% 20～24歳：70% 25～29歳：70%

基本方針1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり

基本方針を達成するための活動指標（市の取組）

指標内容	現状	R11目標
こどもの権利を学ぶ機会の数	新規	R 7 の取組結果を踏まえて設定
こども・若者が意見を表明できる場の数	新規	4 か所

めざすこども・若者の姿② 健やかに育つことができる

めざす姿の達成状況を把握するための指標（市が取り組んだ結果）

指標内容	現状	R11目標
3歳6か月児健診で、「育児をしていてイライラしたり、つらいと感じることが多い」に否定的な回答（「いいえ」及び「どちらともいえない」）をした人の割合	R 6.10時点 86.3%	向上
「あなたの健康状態について教えてください」に「よい」及び「まあよい」と回答した児童生徒の割合	R 5調査 小5：69.9% 中2：68.9%	向上

基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

基本方針を達成するための活動指標（市の取組）

指標内容	現状	R11目標
大津っ子みんなで育て“愛” 全戸訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の訪問率	R 5実績 97.9%	100%
乳幼児健診の受診率	R 5実績 4か月児健診：96.4% 10か月児健診：99.1% 1歳9か月児健診：93.8% 2歳6か月児健診：90.8% 3歳6か月児健診：92.0%	100%
保育士確保等による保育利用希望者の受入れ体制の確保（保育所待機児童数）	R 6.4.1時点 184人	0人
「おおつ子育てアプリ とも☆育」の利用登録者数	R 5実績 4,335人	11,300人
子育て世帯訪問支援事業の提供体制の確保	新規	地域子ども・子育て支援事業として、量の見込みに対する提供体制を確保していく。
運動やスポーツの楽しさを伝える機会の提供（幼少期運動プログラム、児童館におけるスポーツ活動の参加人数）	R 5実績 幼少期運動プログラム 37組 74人 児童館におけるスポーツ活動 1,681人	幼少期運動プログラム 60組 120人 児童館におけるスポーツ活動 2,000人

めざすこども・若者の姿③ ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる

めざす姿の達成状況を把握するための指標（市が取り組んだ結果）

指標内容	現状	R11目標
「将来の夢や目標を持っている」に肯定的な回答（「あてはまる」及び「どちらかといえばあてはまる」）をした児童生徒の割合	R 5実績 小6 79.5% 中3 63.3%	全国平均以上
「将来の夢を叶えたいと思っている」に肯定的な回答（「あてはまる」及び「どちらかといえばあてはまる」）をした若者の割合	R 5調査 15～19歳：73.1% 20～24歳：76.5% 25～29歳：60.6%	15～19歳：80% 20～24歳：80% 25～29歳：80%

基本方針3 多様な機関がつながりこども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

基本方針を達成するための活動指標（市の取組）

指標内容	現状	R11目標
発達相談支援を行ったこどもの実人数	R 5実績 1,124人	1,250人
不登校児童生徒に対するアウトリーチ型支援の訪問件数	R 5実績 341件 （うち児童生徒に対しては201件）	220件 （児童生徒に対する訪問件数）
大津市子ども・若者総合相談窓口の相談対応件数	R 5実績 1,909件	2,000件
要保護児童対策地域協議会、実務者会議等の実施回数	R 5実績 217回	260回
学校等と連携した児童福祉に係る研修の参加人数	新規	R 7の取組結果を踏まえて設定
生活困窮者自立相談支援事業のプラン作成件数	R 5実績 212件	220件

めざすこども・若者の姿④ 安心して自分らしくいることができる

めざす姿の達成状況を把握するための指標（市が取り組んだ結果）

指標内容	現状	R11目標
「あなたにとって、ほっとできる（安心できる）居場所はどこですか」にいずれかの居場所があると回答した（「居場所はない」及び「答えたくない」と回答せず、かつ無回答ではなかった）児童生徒の割合	R 5 調査 小5：95.7% 中2：96.3%	現状維持
「自分のことが好き」に肯定的な回答（「あてはまる」及び「どちらかといえばあてはまる」）をした若者の割合	R 5 調査 15～19歳：56.4% 20～24歳：61.8% 25～29歳：57.6%	15～19歳：70% 20～24歳：70% 25～29歳：70%

基本方針4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

基本方針を達成するための活動指標（市の取組）

指標内容	現状	R11目標
児童館の利用者数	R 5 実績 延べ46,614人	52,000人
大津市内で活動を把握している子ども食堂の数	R 6. 8. 31時点 48か所	60か所
大津市子ども・若者総合相談窓口の居場所事業参加者数	R 5 実績 延べ190人	240人
子どもの居場所づくり事業利用者数	R 5 実績 延べ1,535人	延べ1,600人

第4章

施策の展開

基本方針1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり

(1) こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保

こども・若者に対して、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や困難を抱えた時に助けを求め、回復する方法を学べるようこどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年育成に携わる人などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなに対しても、こどもの権利について広く情報を発信するとともに、学ぶ機会を充実します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
CAP(子どもへの暴力防止プログラム)	保育所や幼稚園、小学校等へ出向き、こども・保護者・教職員等を対象にCAP(子どもへの暴力防止プログラム)の研修を行います。こどもを様々な暴力(虐待、いじめ、誘拐等)から守り、安心・安全に暮らすことができるよう、環境を整えるためのプログラムを実施します。	こども・子育て安心課
児童虐待防止に向けた広報・啓発	児童虐待は、社会全体で取り組むべき問題として、防止に向けた広報・啓発活動や研修会を実施します。特に、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間」では、社会全般にわたり、問題への深い関心と理解を得ることができるよう、地域や企業・事業者とも連携しながら、児童虐待防止のための広報・啓発活動を集中的に行います。	こども・子育て安心課
人権啓発推進事業	市民一人一人の人権に関する正しい知識と認識を深め、人権尊重社会の早期実現をめざすため、人権研修会の開催や人権啓発紙の発行等に取り組めます。	人権・男女共同参画課
こどもの権利に関する機運醸成	こどもの権利についての講座や研修を実施し、こどもの権利に関する理解促進や機運醸成を図ります。	こども・若者政策課

(2) 社会参画や意見表明の機会の充実

こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、こども・若者が自由に意見を表すことができる環境を確保していきます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
大津市青少年育成市民のつどい・中学生広場	中学生が自分の意見を正しく伝える力を身につけること、家庭・学校・地域の人たちが中学生に対する理解や共感を深めることを目的に、意見発表会、意見交流会を実施します。また同時に、青少年健全育成について、市民の理解を深める場とします。	こども・若者政策課
おおつみらいミーティング（高校生・大学生を対象とした意見交流会）	こども・若者施策の当事者である高校生・大学生を対象に対面で意見を聴き、対話しながらより良い施策を一緒につくることを目的に意見交流会を開催します。	こども・若者政策課
S N Sを活用した意見を聴く取組	こども・若者にとって身近なコミュニケーションツールであるS N Sを活用し、気軽にいつでも意見が表明できる場をつくります。また、その意見を十分に考慮し施策への反映を検討するとともに、その検討内容や反映までの過程を公表するなど、こども・若者にフィードバックします。	こども・若者政策課
地域の活動からこども・若者の思いを聴く取組	地域活動に参加しているこども・若者や、地域にある様々な居場所を利用しているこども・若者に対しヒアリングを行います。	こども・若者政策課
声をあげにくいこども・若者の思いを聴く取組	様々な事情により自分の意見を表明することが困難なこども・若者について、支援機関や団体にヒアリングを行うなど、こども・若者が安心して意見を表明できる場づくりを進めます。	こども・若者政策課
新有権者に対する啓発	18歳の誕生日を迎える人に有権者となることを記載したバースデーカードを送付し、投票への呼びかけや政治意識の向上についての啓発を行います。	選挙管理委員会事務局

(3) 多様な声を施策に反映させる工夫

全てのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討します。また、表明された意見は市で受け止めて、何がこども・若者にとって一番良いことかを考え、施策への反映を検討するとともに、検討内容や反映までの過程をこども・若者に分かりやすく公表します。

【取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 おおつみらいミーティング（高校生・大学生を対象とした意見交流会）	こども・若者施策の当事者である高校生・大学生を対象に対面で意見を聴き、対話しながらより良い施策を一緒につくることを目的に意見交流会を開催します。	こども・若者政策課
【再掲】 SNSを活用した意見を聴く取組	こども・若者にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、気軽にいつでも意見が表明できる場をつくれます。また、その意見を十分に考慮し施策への反映を検討するとともに、その検討内容や反映までの過程を公表するなど、こども・若者にフィードバックします。	こども・若者政策課
【再掲】 地域の活動からこども・若者の思いを聴く取組	地域活動に参加しているこども・若者や、地域にある様々な居場所を利用しているこども・若者に対しヒアリングを行います。	こども・若者政策課
【再掲】 声をあげにくいこども・若者の思いを聴く取組	様々な事情により自分の意見を表明することが困難なこども・若者について、支援機関や団体にヒアリングを行うなど、こども・若者が安心して意見を表明できる場づくりを進めます。	こども・若者政策課
次世代まちづくり事業	まちづくりを担う次の世代の「高校生」からまちづくりのための提案を募集し、市と協働で事業化をして実施することで、当事者としての意識醸成を図るとともに、まちづくりに携わっている方と直接関われる機会を創出します。	自治協働課

基本方針２ 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

（１）妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援体制を強化します。

また、悩みや不安を抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげる体制を充実します。

妊娠・出産、産後の保健・医療の提供をきめ細かく実施するとともに、乳幼児の心身の健康の保持増進と、健やかな成長発達を支援するため、乳幼児健診や保護者に対する育児への相談支援を実施します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
プレコンセプションケア推進事業	健康に関する正しい知識や情報を持ち、若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことをめざし、中学校や高校、大学等への出前健康教育を実施します。	母子保健課
特定感染症検査・相談	性感染症の予防及び早期発見を目的として、感染予防に関する啓発、性感染症に関する相談対応、H I V等の性感染症の検査を実施します。	保健予防課
不妊・不育症相談事業	不妊や不育症に関する様々な悩みの相談を専門の相談員（助産師）が来所、電話、オンラインで実施します。	母子保健課
母子健康手帳の交付等母性保護事業	すこやか相談所において保健師等から母子健康手帳を交付し、妊婦の健康増進のための妊婦健康診査等（公費負担）の受診を勧めます。	母子保健課
妊産婦健康診査（妊婦健診事業）・妊婦歯科検診	妊婦（市民）に対し、県内、県外医療機関において妊婦健康診査（妊婦健康診査基本受診券を14枚配布）、市内登録歯科医療機関において歯周病検診（クーポン券を配布）を実施します。	健康推進課／母子保健課
妊婦等包括相談支援事業	すこやか相談所の保健師等により妊娠届時、妊娠8か月ごろ、新生児訪問時の面談により情報提供や相談等を行います。	母子保健課
妊婦のための支援給付事業	子ども・子育て支援法に基づき、妊婦に対し、妊娠期からの切れ目のない経済的支援として、「妊婦支援給付金」を支給し、妊娠期の負担軽減を図ります。	子育て支援給付課
歯周病検診事業	生涯を通じた歯・口腔の健康管理のため、歯科検診、歯科保健指導を実施します。	健康推進課
産後ケア事業	産科医療機関等での短期入所事業・通所事業・居宅訪問事業を通じて、すこやか相談所の保健師・助産師等の専門職による出産後の母子に対しての心身のケアや育児サポート等を行います。	母子保健課

事業名	内容	担当課
大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	新生児訪問と乳児家庭全戸訪問を合わせ、「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問」として生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。新生児訪問では依頼書（母子健康手帳に添付）をもとにすこやか相談所の助産師、保健師等が家庭を訪問し、乳児家庭全戸訪問では新生児訪問を受けていない家庭を保育士と民生委員児童委員が訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行います。	母子保健課／子育てひろばゆめっこ
乳幼児健診事業	乳幼児の心身の健康の保持増進と、健やかな成長発達を支援するために、健診の実施と保護者に対し育児への相談、助言を行います。	母子保健課
予防接種事業	安全かつ適切に予防接種が実施できるよう、医療機関への周知を徹底し予防接種事故の防止に取り組むとともに、医療機関と連携し、対象者への周知や接種機会の確保など、接種率の向上を図ります。	保健予防課
小児救急医療支援事業	小児救急医療の確保に向け、医療機関との連携に努めます。大津赤十字病院内に大津地域小児急病診察室を設け、大津市医師会の医師及び京都大学医学部附属病院の医師の協力のもと、夜間・土日祝も切れ目のない小児救急医療体制を確保しています。	地域医療政策課
養育支援訪問事業	家庭内での育児や困り事等に関する援助を行います。 ・産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助 ・未熟児や多胎児等に対する育児支援や栄養指導、養育者に対する身体的、精神的不調状態に対する相談・指導 ・若年の養育者に対する育児相談・指導 ・児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談支援等 また、要保護児童対策地域協議会にて関係機関と連携・協働し、こどもと家庭に適切な支援を行うとともに、児童の虐待の早期発見・早期対応及び未然防止を図ります。	こども・子育て安心課／母子保健課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを聴くとともに、家事・育児等のサポートを行い、安定した養育やヤングケアラーの負担軽減など、家庭環境を整えることができるよう支援します。	こども・子育て安心課／母子保健課

(2) 子育てに希望を持てるような子育て支援、情報発信

子育て当事者が気軽に利用できるように地域における子育て支援事業の充実を図るとともに、必要な情報をホームページやSNSなど様々な媒体を活用して、分かりやすく伝えます。また、子育て家庭を社会全体で温かく見守る機運の醸成など、子育てへの安心感や希望を持てるような取組を推進します。

【取組】

事業名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て中の家族が気軽に集える場として、市内7ブロックに「つどいの広場（地域子育て支援拠点）」を設置します。また、定期的に「子育て支援委託団体連絡会」を開催し、交流・連携を深め、各広場の事業の推進・充実を図ります。	こども・若者政策課／子育てひろばゆめっこ
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援情報を集約し、保護者からの利用相談や情報収集・提供を行います。 こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。 【実施場所】子育てひろばゆめっこ、保育入所課など	こども・若者政策課／子育てひろばゆめっこ／保育入所課／こども・子育て安心課／母子保健課
健康教育、離乳食教育等、子育て講座の開催（親子関係形成支援事業含む）	乳幼児の保護者を対象に、身近な場所での情報収集や相談の機会を提供するとともに、仲間づくりの場として、すこやか相談所等と連携し母子健康教育を行います。	母子保健課
保育所・幼稚園の子育て支援、子育てステーション事業	保育所や幼稚園を活用し、未就園のこどもとその家族が気軽に集い、子育て仲間としてつながるよう、園庭開放や子育てサロン、子育て相談等の事業を実施します。	子育てひろばゆめっこ／幼保支援課
子育てネットワーク事業	市内7ブロックで、子育て支援に携わる機関が集まり、ネットワーク会議を実施します。民生委員児童委員、保育所、認定こども園、公民館、幼稚園等と子育て教室や地域の見守りなど、相互の情報交流や学習を行います。	子育てひろばゆめっこ
子育て語り合い相談事業	電話や来所で寄せられる子育て中の家族の相談に対応するとともに、保護者同士の語り合いの場（あかちゃんとあそぼう・ベビーふれあいタイム）や、乳幼児期の健康や生活習慣について語り合う場を提供します。 （プチ保健講座）	子育てひろばゆめっこ
いきいき子育てフォーラム	子育て支援事業委託団体と共同でこどもの育ちや発達、こどもへの関わりなど、子育てに関する学びや交流の場を提供します。	子育てひろばゆめっこ
発達支援療育事業	遊びや生活を中心とした療育の実施や、保護者に対する「語り合い」「学び合い」の機会の提供など発達支援を必要とするこどもとその保護者への支援を行います。	こどもの育ち支援課／子育てひろばゆめっこ

事業名	内容	担当課
子育てアプリの運用	様々な媒体で提供している子育てに関する情報をアプリケーションで一元的に配信することにより、18 歳までの子育てに関する情報やイベント情報をいつでも気軽に見られるようにするなど、市民の情報把握の利便性を図ります。	こども・若者政策課／子育てひろばゆめっこ
家庭への遊びの提供と子育てに関わる情報の提供	市内の子育てサークル等へスタッフが出向き、就園前のこどもとその家族に遊びの提供をします。	子育てひろばゆめっこ
「赤ちゃんの駅」推進事業	子育て家庭が、乳幼児を連れて立ち寄る機会が多い店舗や病院、公共施設等をはじめ、地域の子育て支援に理解と協力の輪が広がるように、広報紙やホームページ等を活用して「赤ちゃんの駅」施設の登録を進めます。	こども・若者政策課
多言語予防接種説明文書の活用	英語、ハングル、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語版の予防接種の説明文書を作成し、配布します。	保健予防課

(3) 結婚、子育てに関する経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的負担軽減を実施します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
結婚新生活支援事業	婚姻を機に新生活を始める世帯※に、住居取得費用、住居賃借費用の一部を補助します。(※対象要件あり)	企画調整課
児童手当支給事業	児童手当法に基づき、0歳から高校生年代(18歳年度末)までの児童を養育している人に手当を支給します。	子育て支援給付課
乳幼児医療費助成事業	0歳から就学前の乳幼児に対し、医療費自己負担分を助成します。	保険年金課
子ども医療費助成事業	小学校1年生から高校生世代のこどもに対し、医療費自己負担分の一部を助成します。	保険年金課
未熟児養育医療費助成事業	満1歳未満の未熟児等が入院治療を受けた場合に、入院治療費と食事療養費の自己負担分を助成します。(おむつ代や差額ベッド代等の健康保険適用外のものについては自己負担)	母子保健課
小児慢性特定疾病医療費助成制度	治療が長期間にわたり児童等の健全な育成に大きな支障となる疾病について、その治療にかかった費用を公費により負担します。(世帯所得等に応じて一部自己負担)	母子保健課

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発や支援を進めていきます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
男女共同参画推進事業	大津市男女共同参画推進計画に基づき、一人一人が性別に関係なく、互いに認め合う男女共同参画社会の早期実現をめざします。市民フォーラムの開催等に取り組み、男女共同参画意識のより一層の高揚を図ります。また、女性活躍推進計画に基づく事業を推進します。	人権・男女共同参画課
男女共同参画センター管理運営事業	大津市男女共同参画推進計画及び大津市DV基本計画に基づき、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス等の講座や学習会の開催、家庭等の人間関係に関する相談業務を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
父親の子育て参加事業	父親を含めた家族が参加できる講座を開催し、家族で子育てを担える環境づくりを推進します。	子育てひろばゆめっこ
子育てしやすい職場環境づくりへの啓発活動	従業員が働きながら育児することを容易にするために、社内の環境整備に積極的に取り組み、成果を上げている事業所から取組事例を募集し、表彰することにより、育児休業や育児休暇を取得しやすい社会環境を創出します。	商工労働政策課

(5) こどもの教育・保育の充実

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、提供体制を確保するため、待機児童対策として必要な施設整備を行います。また、市立幼稚園については、園児数が減少しており、こどもの学びや成長を促すために複数クラスを確保できるよう、再編等の検討を進めます。

また、保育士を確保する取組を進め、就学前のこどもの育ちの場を確保するとともに、質の高い幼児教育・保育の提供を図り、一人一人のこどもの健やかな成長を支えます。

さらに、子育て家庭の多様なニーズに応じた、子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、学童期において、保護者の就労等により昼間に家庭での保育を受けることが困難な小学生の健全な育成に資するため、放課後児童クラブの保育の質の向上を図ります。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
市立幼稚園の規模適正化の推進	市立幼稚園の園児数の減少により、こどもたちの教育を行うための適正な規模が確保できない小規模園について、こどもの学びや成長を促すために複数クラスを確保できるよう、市立幼稚園の再編等の検討を進めます。	こども・若者政策課
教育・保育の提供体制の確保	各認定区分ごと、提供区域ごとの待機児童対策や様々なニーズに対応するため、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業により、必要な定員数の確保を行います。また、認定こども園への移行や開設については、事業者の意向や量の見込みと確保方策の状況を考慮しながら進めます。 1号認定：幼稚園・認定こども園 2号認定：保育所・認定こども園 3号認定：保育所・認定こども園・地域型保育事業	保育入所課
保育所等職員研修	公民の職員が共に学ぶ研修や実践交流を通して、保育所等職員の資質の向上を図るとともに、市全体の保育所運営及び保育内容の質を高めます。また、各園における園内研修に人権的な内容を盛り込み、こどもの人権を尊重する意識を高めます。	幼保支援課
幼稚園教職員研修	幼児期の人格形成の基礎を培い、学びの連続性を意識した幼児教育の充実を図るため、指導訪問や研修会、幼児教育ゼミナール等を開催し、教育内容の改善や教職員の質の向上に取り組みます。	幼保支援課／教育センター
幼稚園教諭・保育士合同研修	幼稚園教諭、保育士等が、互いの役割や専門性、保育を相互理解するとともに、これからの幼児教育・保育について学び合うための合同研修を開催します。	幼保支援課
地域型保育事業従事者の研修	多様化する保育ニーズや待機児童対策に対応するため、家庭的な雰囲気を実施する3歳児未満の地域型保育事業の充実に取り組み、地域型保育事業の質の確保と向上を図るために、従事する職員に対する研修を実施します。	幼保支援課
保育士確保事業	潜在保育士の掘り起こし、新卒保育士の確保を図るため、就職フェアの開催や情報発信の強化等を行います。	幼保支援課
保育研究を通じた保育内容の充実	日々の保育の振り返りや自己評価を通し、こどもの発達や特徴に応じた保育内容の充実を図ります。	幼保支援課

事業名	内容	担当課
地域の自然を生かし、豊かなところとからだを育む 幼児教育・保育の推進	保育所や幼稚園等において、多様な人との関わり合いや身近な自然・動植物とのふれあい等、様々な体験を通して、乳幼児期の豊かなところとからだを育みます。	幼保支援課
幼保共通カリキュラム保育実践事業	幼稚園や保育所など、どの就学前施設に通う場合であっても、大津市のこどもにとって質の高い教育と保育が保障されるよう、こどもの発達に即し、めざすべき保育のねらいと内容を順序だてて策定した「新大津市幼児教育・保育共通カリキュラム」を踏まえた教育・保育の実践を行い、更なる質の向上を図ります。	幼保支援課
保幼小中連携推進事業	保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校が連携する中で、幼児や児童生徒及び教職員の交流を深め、学校園間の相互理解や円滑な接続等一貫した教育・保育を推進します。	幼保支援課／ 学校教育課
保育所における地域活動事業	各保育所、認定こども園において、地域の子育て家庭の支援や地域の方々との世代間交流・異年齢交流を実施し、地域福祉の増進を図ります。	幼保支援課
幼稚園・家庭・地域の連携協力事業	各園において、協力者会議や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等を組織し、園と地域、家庭が共に協力し合い、地域人材の積極的な活用を行いながら、学校・園経営指針に掲げる地域に開かれた特色ある園運営を推進します。	幼保支援課
保育所等への指導監査	教育・保育の質の確保と向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づく指導監査を実施します。 ・保育所及び幼保連携型・保育所型認定こども園 ・地域型保育事業 ・認可外保育施設	福祉指導監査課／ 幼保支援課／ 保育入所課
苦情解決の体制強化	保護者及び家族等からの苦情及び要望に対して適切な対応を行い、円満に解決する体制を強化します。	幼保支援課
保育所・こども園の第三者評価	保育所やこども園が第三者評価を受審することにより運営の問題点を把握し保育の質の向上を図ります。	幼保支援課
時間外保育事業（延長保育）	保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合に保育を実施します。	保育入所課
市立幼稚園における一時預かり事業の充実	市立幼稚園全園での週5日の通常一時預かり事業及び長期休業中の特別一時預かり事業を実施します。幼稚園教育の目的を踏まえ、幼児の遊びや生活を豊かにするための担当者の研修及び教材研究、ブロックごとでの情報交流等を行い、質の高い教育活動として子育て支援の充実に図ります。	幼保支援課
病児保育事業	保護者の就労等で病気のこどもを自宅で保育できない場合（病児保育）や、病気の回復期で集団保育が困難な場合（病後児保育）に、診療所や保育所の専用スペースで保育を実施します。	保育入所課
一時預かり事業	社会や地域、保護者のニーズに応じ、在園児以外の一時的な預かり保育を行います。	保育入所課
ファミリーサポートセンター運営事業	仕事と育児の両立支援及び地域での子育て支援を目的とした、育児の援助を受けたい人と援助ができる人とで構成する会員組織で、アドバイザーが会員間のニーズ調整を行い、援助活動を実施します。	こども・若者政策課

事業名	内容	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	児童クラブ課
保育所・幼稚園等における食育の推進	保育所において、量・質共に適切な食事を提供するとともに、食への関心を高め、こどもの健全な発育・発達・健康の保持増進を図ります。また、幼稚園においても、健康なこころとからだを育てるために、みんなで食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つように取り組みます。	幼保支援課
学校給食の活用事業 食育の推進のための学校給食の活用	給食に旬の食材、地場産物を使用し、郷土食等の伝統的な食文化の伝承を推進した献立や姉妹都市等の外国料理を取り入れ、それぞれの国の理解を深める機会とするなど、学校給食を教材として活用し、健全な心身を育てます。	学校給食課
学校における消費者教育の推進事業	幼児期から高齢期までそれぞれの時期に応じた消費者教育の推進を目的に、こどもや若者に対して、学校と連携し、消費者被害防止に向けた取組を進めます。	消費生活センター
子ども衛生習慣定着事業	食の安全や食品衛生に関する正しい知識を身につけ生涯にわたり、より豊かで健康的な食生活を実践することができるよう、未就学児及び小学校児童を対象に、手洗い教室等を実施します。	衛生課
少人数指導等のきめ細やかな学習指導の推進	きめ細かな指導による確かな学力向上のため、指導方法や形態等の工夫改善の充実に努めます。	学校教育課
学校ＩＣＴ環境整備事業	大型提示装置、児童生徒の一人一台端末等のＩＣＴ機器を小中学校に整備し、主体的な学びにつながる授業を行うことで児童生徒の学力の向上と情報活用能力の育成を図ります。	学校ＩＣＴ支援室
日本語を話せない帰国・外国人児童生徒への日本語指導	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、必要に応じて指導員を派遣するとともに、保護者と学校との連携をサポートします。	学校教育課
学校支援アドバイザー派遣事業	生徒指導上困難が予想される市内小中学校にアドバイザーを派遣し、児童生徒への直接支援、又は学校の課題解決に向けたアドバイスをを行います。	少年センター
家庭・地域教育推進事業	地域団体等による「保護者に対する学習機会及び情報の提供、その他家庭教育を支援するための事業」を通して、家庭教育の充実に努めます。また、地域と学校が連携・協働して、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、地域学校協働活動推進員の委嘱を行い、その活動が円滑にできるよう研修会を実施します。	生涯学習課
学校支援総合推進事業 (小・中学校)	こども一人一人に豊かな感性や道徳心、人間関係づくり等の力を育み、社会生活を送る上で必要な資質や能力を育成することを目的として学校と家庭、地域が一体となり、地域ぐるみでこどもを育てていくための体制整備を図ります。	学校教育課

(6) 多様な遊び、体験、学び、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりやその機会を保障することの重要性を認識した上で、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、職業体験、自然体験、文化芸術体験、環境・科学体験など多様な体験、様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会、活躍できる機会づくりを進めていきます。

これらの情報が、こども・若者や子育て当事者に分かりやすく、確認しやすいような情報発信に取り組みます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
こどもフェスタ	年齢に応じた親子、家庭の遊びと体験（ふれあい、物づくり、おはなし、自然、昔遊び）を、春・夏・秋・冬の年4回、季節感を取り入れ開催します。 子育て家族が出会い、交流を図るとともに、こどもの育ちや発達、こどもへの関わり等にも関心が持てるようにします。	子育てひろば ゆめっこ
大津っ子まつり	美しい自然と歴史と文化のまち大津に暮らす全ての人々が、世代を超えて交流し、その中で未来を担うこどもたちが夢を持って、健康でこころ豊かに育っていくことを願い、大津っ子まつりを開催します。参加団体が、昔遊びやおもちゃづくり等、趣向を凝らした事業を行うことにより、こどもたちが人と人との交流や体験する場を提供します。	生涯学習課
親子、家族の交流・学習・体験事業	自然や文化に触れる遊びの体験等、家族が交流・体験できる講座やイベントを開催します。	子育てひろば ゆめっこ
児童館運営事業	児童館では、0歳から18歳未満までの児童を対象に、健全な遊びを通して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、親子交流等団体等の子育て支援の充実を図り、地域の関係機関との連携した取組を行います。また、子育て講座や親子ふれあい活動、小学生以上を対象とした活動等利用年齢に応じた事業を行い、こどもの居場所として児童館を利用し、自主的に遊びを見つけ、友だち関係を築いていく指導や援助を行います。	こども・若者政策課
青少年の地域ふれあい体験活動、地域あいさつ運動、見守り活動	青少年育成学区民会議（36団体）にて、それぞれの地域の特性に合わせたふれあい体験活動を展開します。また、児童生徒らの登下校時等にあいさつ運動・見守り活動を展開します。	こども・若者政策課
中学生チャレンジウィーク事業	自分の進路を選択できる力や将来、社会人として自立できる力を育てることを目的に、地域の教育力を最大限に活用し、市内18中学校において職場体験を実施します。	学校教育課
青少年教育推進事業	青少年指導者を育成する事業の実施や青少年指導者の育成を目的に事業を行う社会教育団体を支援することにより、青少年の健全育成や青少年指導者の育成を図ります。	生涯学習課
おおつ合同企業説明会	求職者の就労支援と地元企業の人材確保に資することを目的に合同企業説明会を開催します。	商工労働政策課

事業名	内容	担当課
企業版夢づくりプロジェクト事業	地元企業の認知度の向上や中学生等のキャリア教育の推進のため、中学生等が企業の工場や施設を見学するオープンカンパニーや、中学校で企業の講師によるワーキング等を実施します。	商工労働政策課
学校夢づくりプロジェクトの推進	こどもたちの思いをもとに、地域・学校が力を合わせて創意工夫を凝らした夢のあるプロジェクトに取り組み、児童生徒が主体的に学びこころ豊かに生きていくことができる力の育成をめざします。	学校教育課
幼少期運動プログラム	運動能力が大きく伸びるゴールデンエイジ（10～12歳）前のこどもを対象に、体力・運動能力の基礎づくりや、運動の楽しさを知るきっかけの場として「親子でワクワク運動遊び」を開催します。	スポーツ課
自然体験	こどもの豊かな情操を育むとともに、明るくたくましい生き方を学び、より良い人間関係づくりにつながることを目的に、自然の中での体験活動の場をつくります。 主な活動 ・たんぼのこ体験事業（農林水産課） ・ふるさと体験学習、森林環境学習「やまのこ」事業 主催研修事業（葛川自然学校、ファミリーキャンプ等）（葛川少年自然の家）	農林水産課／ 葛川少年自然の家
文化芸術体験	こども・若者の文化芸術に対する関心を高め、豊かなこころを育むため、文化芸術の鑑賞、体験の機会や成果発表の場をつくります。 主な活動 ・大津市文化祭、伝統文化親子教室事業、大津市民短歌・俳句大会（文化振興課） ・夏休み考古学くらぶ（埋蔵文化財調査センター） ・夏休みこども向けワークショップ（歴史博物館） ・子ども映画会（生涯学習センター）	文化振興課／ 埋蔵文化財調査センター／ 歴史博物館／ 生涯学習センター
環境・科学体験	環境に配慮した生活、行動ができる「環境人」の育成を目的に学びの機会の充実を図ります。 また、こども・若者の科学に対する喜びや感動、興味を育むため、科学館では、プラネタリウムによる天文の学習や展示、未就学児専用室「キッズトンネル」の設置などを通じて乳幼児から科学に触れる機会や、学習、活動できる場の充実を図ります。 主な活動 ・自然家族事業、大津こども環境探偵団（環境政策課） ・プラネタリウム一般投影、はじめてのプラネタリウム、満天の星 in 大津、プラネタリウム特別講演 ・わくわくサイエンス、サイエンス屋台村、IF クラス、少年少女発明クラブ、科学教室、星空観望会、ジュニア天文教室、太陽黒点観察、昼間の星観察等（科学館）	環境政策課／ 科学館

(7) 犯罪、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備

地域の見守りなどの活動が、子どもたちの安心につながっています。誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

また、警察や地域等の関係機関と連携し、子ども・若者が、犯罪、事故、災害から自らと他者の安全を守り、安心して過ごすことができるよう、防犯や防災、交通安全等の教育に取り組んでいきます。

子ども・若者の非行を防止し、犯罪に巻き込まれない環境整備のため、学校や警察等、地域の関係機関・団体の連携を図ります。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
不審者情報提供	ホームページ及びメール配信において、主に警察（状況により教育委員会等）から情報提供があった「声かけ事案」等の不審者情報を配信し、随時更新します。	自治協働課
自主防犯活動団体の活動支援	子どもたちが、犯罪等に巻き込まれないように、地域の実情に応じた防犯活動が継続されるよう自主防犯活動団体等を支援します。	自治協働課
安全リーダーの活動支援	警察署より委嘱された「子ども安全リーダー」を中心とした、子どもたちを犯罪から守るための地域の自主的な活動を支援するとともに、子ども110番のおうちの設置についても支援します。	自治協働課
交通安全カンガルー教室の実施	大津市内の保育所及び幼稚園等で交通安全教室を実施し、幼児やその保護者に交通安全の啓発を行うことにより、交通安全意識や交通モラルの向上を図ります。	自治協働課
幼児期の安全教育	「子ども安全リーダー」や交通安全協会、警察などの協力を得ながら、幼稚園において、防犯教室や交通安全教室を開催し、幼児期の安全教育を推進します。	幼保支援課
保育所・幼稚園等での防災・防犯体制の推進	危機管理マニュアルに基づき防災・防犯対策の強化・推進を図ります。	幼保支援課
学校での防災教育の推進	小学校、中学校において災害発生時に自分の身を守る方法等、防災対応能力を養います。	学校教育課
公立保育所及び幼稚園の遊具整備	公立保育所及び幼稚園において、定期的に遊具の安全点検を実施するとともに、計画的な遊具整備を図ります。	子ども・若者政策課
公私連携型保育所の施設及び設備の維持管理	子どもが安全に過ごせるよう、市から公私連携型保育所浜大津保育園に貸し付けている施設及び設備の適切な維持管理を行います。	子ども・若者政策課

事業名	内容	担当課
地域子育て支援拠点の施設及び設備の維持管理	市が管理する地域子育て支援拠点の施設及び設備の適切な維持管理を行います。また熱中症防止の観点から、木戸つといの広場の空調設備の整備を図ります。	こども・若者政策課
児童遊園地維持管理事業	児童遊園地の維持管理（草刈、剪定、遊具の安全管理・修繕等）を行い、こどもの健全で安全な遊び場として、また、地域住民に親しまれる憩いの場として提供します。	公園緑地課
未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保	保育所及び幼稚園等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、キッズゾーンを明示し、路面標示による注意喚起等、交通安全対策を行います。	こども・若者政策課
通学路の安全対策 通学路の点検及び整備	こどもが登下校中に交通事故等の被害に遭わないよう、警察、教育委員会、道路管理者、保護者や地域関係者が協力し、未然防止に向けた取組を行います。 ・通学路の定期的な合同点検、危険箇所の抽出、通学路安全施設整備の実施（児童生徒支援課／道路・河川管理課） ・スクールガードの活動支援（児童生徒支援課） ・小学校１年生への防犯ブザーの配布（児童生徒支援課）	道路・河川管理課／児童生徒支援課
青少年の健全育成環境づくり	青少年の非行・被害防止全国強調月間や子ども・若者育成支援推進強調月間を中心に、街頭啓発活動や有害環境浄化活動、広報紙の発行等、大津市青少年育成市民会議等とともに、地域ぐるみによる健全育成環境づくりを進めます。	こども・若者政策課
環境浄化活動事業	20歳未満の青少年の健全育成と非行を防止し、社会の有害な環境を浄化するため、少年センターの指導員が有害図書・ＤＶＤ・刃物・カラオケ・携帯電話等の取扱店や事業所への立入調査を実施するなど、地域の有害環境の実態把握と情報や資料の収集等を行います。	少年センター

基本方針3 多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

(1) 障害、発達支援が必要なこども・若者とその家庭への支援の充実

障害や発達の特性を早期に発見・把握し、一人一人の個々の特性や障害の状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、こども・若者とその家庭に寄り添い、専門的な関わりをつないで切れ目なく支援する体制を整えます。

【取組】

事業名	内容	担当課
発達上の支援が必要なこどもの早期発見と早期対応	乳幼児健診での発達上支援の必要なこどもの早期発見と健診事後の発達相談及び子育て支援を関係機関と連携して実施します。	母子保健課
療育前早期対応親子教室	北部こども療育センター、やまびここども療育センター、東部こども療育センターにおいて障害のあるこどもや発達支援を必要とするこどもの早期対応として、親子で遊べる場を提供するとともに、保護者の育児支援や児童発達支援事業の利用への理解を促進します。	こどもの育ち支援課
【再掲】 発達支援療育事業	遊びや生活を中心とした療育の実施や、保護者に対する「語り合い」「学び合い」の機会の提供など発達支援を必要とするこどもとその保護者への支援を行います。	こどもの育ち支援課／子育てひろばゆめっこ
障害児保育事業	各保育所等において、こどもの集団の中で、障害のあるこどもと発達上支援を必要とするこどもの発達を保障し、全てのこどもたちが共に育ち合う保育を実施することで、保育者と保育環境の向上を図り、大津市全体の保育の質を高めます。また、相談対象児童を含むクラスの保育充実のため保育相談を行います。	幼保支援課
障害児保育巡回相談	障害のある児童と発達上支援を必要とする児童を対象に専門スタッフが保育所、幼稚園等を巡回し、保護者・保育者との相談を行います。また相談対象児童の所属するクラスの保育充実のため保育相談を行います。	こどもの育ち支援課
幼児期における特別支援教育	特別な支援を要する幼児を対象として、就園就学指導の実施や指導支援・教育相談の充実を図り、幼児期における特別支援教育の推進に努めます。就園相談会では、幼児の発達や特性に応じた教育的な個別支援ができるよう、相談を行います。加配教員の適正配置等、特別支援の体制を整えます。また、特別支援コーディネーターを配置し、指導体制の充実を図り、個別の指導計画を作成します。特別支援教育担当研修会を開催して教員の資質向上につなげます。	幼保支援課
障害児療育スタッフ会議の開催	障害や発達に遅れのある乳幼児の支援のため、関係課の連絡調整の場である「障害児療育スタッフ会議」を開催します。	障害福祉課／こどもの育ち支援課

事業名	内容	担当課
子ども発達相談事業	こども発達相談センターでの相談事業により、発達障害児及びその疑いがある3歳6か月児健診後から中学校卒業までの児童を対象として、発達障害の早期発見・早期対応を進め、保護者支援や関係機関連携を行い、こどもへの発達支援を充実します。また、保護者向けの学習会の実施や、発達支援に関する研修会の開催と啓発に努めます。当センターの周知啓発については、市内保育所、幼稚園、認定こども園に所属している3歳児、5歳児、小学校2年生及び小学校4年生の保護者にパンフレットの配布をしており、今後もより効果的な広報に努めます。	こども発達相談センター
障害児相談支援事業	児童発達支援・放課後等デイサービス等、サービスの利用児について、「障害児支援利用計画」の作成やモニタリングを行い、発達支援や家族支援を促進するため、関係機関との調整や保護者対応を行います。医療的ケア児等に関しては、家庭生活に関する相談や障害福祉サービス等の計画相談も行います。	障害福祉課／こどもの育ち支援課
特別支援教育相談事業	ことばやコミュニケーションに課題のある幼児（主に4、5歳児）と音声言語に課題のある特別支援学級在籍の児童生徒に対する個別指導と保護者相談を通じて、早期からのこども理解と保護者支援を行います。 また、特別な教育的支援を要する幼児や児童生徒とその保護者を対象に就学相談を実施し、就学後の指導、支援の充実を図るため、巡回相談及び発達検査を行いながら学齢期の特別支援教育を推進します。 主な事業：大津市ことばの教室の運営、就学相談の実施、特別支援教育巡回相談及び検査	教育支援センター
特別支援教育充実事業	特別な支援を要する児童生徒の健やかな成長に資するため、支援の充実を図り、特別支援教育を推進します。（学校生活支援員及び医療的ケア支援員配置）	教育支援センター／学校教育課
障害児通所支援事業	療育の必要性があると認められた乳幼児に対して、発達や支援の必要性に応じた療育を行うとともに、その保護者への支援を行います。また、医療的ケア児等を対象に、居宅訪問による療育の実施や、保護者の希望に応じて保育所等を訪問し支援を行います。 就学後（18歳まで）の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休業中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害のあるこどもの自立を促進するとともに、事業の質の向上を図ります。また、保護者の希望に応じて学校等を訪問し支援を行います。	障害福祉課／こどもの育ち支援課
新小学1年生の保護者向け放課後の過ごし方説明会	翌年度に小学校入学予定の障害児の保護者を対象に、放課後や長期休暇の過ごし方の選択肢として、児童クラブ、放課後等デイサービス、日中一時支援事業についての情報を提供するとともに、個別の相談に応じます。	障害福祉課
医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業	県立特別支援学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な児童生徒のうち、通学途中に医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒を対象に、個別の通学支援を実施します。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
特別支援学校卒業予定者等進路調整会議の開催	卒業後、障害の特性に応じた地域生活、就労などへの円滑な移行を推進するため、特別支援学校中学部、高等部などでの進路決定過程の早い段階において、福祉、就労など関係機関の協力を得る支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
大津市障害者自立支援協議会	大津市障害者自立支援協議会の各部会において、地域における障害児者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携を図るため、協議を行います。 (子ども部会、トライアングルプロジェクト、放課後部会、就労支援部会、相談支援連絡会、重症心身障害及び医療的ケア児者支援協議会等)	障害福祉課
障害者相談支援事業	障害児者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	障害福祉課
児童発達支援センター事業	北部こども療育センター、やまびここども療育センター、東部こども療育センターを児童発達支援センターとして整備します。児童発達支援センターにおいては、これまでの通所支援事業に加え、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口といった、通所児以外への地域支援に関する機能を有し、各地域の発達支援の充実に努めます。	障害福祉課／こどもの育ち支援課
特別支援対応整備事業	障害のある児童生徒が、より快適で安全な環境の中で教育が受けられるよう、特別支援学級の設置、エレベーター棟の増築、スロープの設置等必要に応じ整備します。	教育総務課
発達障害者相談支援センター事業	高校生以上の発達障害等に関する相談を「発達障害者相談支援センターかほん」において実施します。	障害福祉課
特別児童扶養手当支給事業	20歳未満の在宅の中度以上の心身障害児を監護している父又は母若しくは父母に代わって児童を養育している方に対し、手当を支給します。	障害福祉課
障害児福祉手当支給事業	概ね3歳以上20歳未満の介護を要する状態にある在宅重度障害児に対し、手当を支給します。	障害福祉課
自立支援医療（育成医療）支給事業	指定された医療機関において、身体に障害があることも、又は現存する疾病を放置すれば将来障害を残すと認められるこどもの障害に対する確実な治療効果が期待できる治療のために要する医療費の一部を支給します。	障害福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入・修理費用の一部を助成します。	障害福祉課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の用具を給付します。	障害福祉課

(2) 児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応の推進

全てのこどもたちが、尊重され、安心して安全な環境の中で成長できるように、こどもや家庭に関わる各機関が連携して、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応の取組を推進します。

また、子育てに悩んでいる保護者への支援や、こどもが安心できる環境づくりを推進するとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む意識の醸成を図ります。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の機能の充実	要保護児童対策地域協議会にて、児童虐待をはじめとする要保護児童、要支援児童及びその保護者、又は特定妊婦に対して、以下の会議等を通じて、関係機関との連携、情報共有を図り支援を行います。 ・代表者会議 こどもや家庭に関わる多くの関係機関の代表者で構成し、本市の要保護児童等の支援に関する課題と対応を検討します。(年2回) ・実務者会議 児童相談所、警察、市の各部署で構成し、虐待を含む全ての要保護児童等への適正な支援のため、情報共有や支援の進捗管理、援助方針の評価と見直し等を行います。(年8～12回) ・個別ケース検討会議 こどもや家庭に直接的に関わりのある機関の担当者で構成し、個別のケースに対する問題点の把握、具体的な支援の内容や役割分担を行います。(随時)	こども・子育て安心課
多機関連携の推進	要保護児童等の支援について、個別ケース検討会議を開催し、福祉機関、学校等の教育機関、児童相談所、警察等のこどもや家庭に関わる各機関が、情報共有や支援の役割を分担し連携することによって、こどもや家庭の状況に応じた対応・支援につなげます。	こども・子育て安心課
児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応	要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、こどもや家庭のＳＯＳに気づき、支援につなげていくことで、児童虐待の早期発見や未然防止を図ります。また、関係機関等が参加する研修を通じて、より一層の児童虐待の防止や適切な支援の実施を推進します。	こども・子育て安心課
要保護児童等の対応と家庭支援	保育所や幼稚園、児童クラブ等に通所する児童に対する虐待の早期発見と防止のために、各施設における虐待・保護者支援に関する職員対象の研修内容の充実及び保護者支援体制の強化を図ります。また、保育所や幼稚園では発達保障等を内容とする保護者学習会の実施等、保護者に向けての啓発を行います。児童クラブでは学校をはじめとする関係機関と連携し、児童虐待の早期発見及び未然防止を図ります。	幼保支援課／児童クラブ課
子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ等により、一時的に児童を養育することが困難な家庭に対して、乳児院、児童養護施設、里親において一時的にこどもを預かり養育します。	こども・子育て安心課

事業名	内容	担当課
【再掲】 養育支援訪問事業	家庭内での育児や困り事等に関する援助を行います。 ・産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助 ・未熟児や多胎児等に対する育児支援や栄養指導、養育者に対する身体的、精神的不調状態に対する相談・指導 ・若年の養育者に対する育児相談・指導 ・児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談支援等 また、要保護児童対策地域協議会にて関係機関と連携・協働し、こどもと家庭に適切な支援を行うとともに、児童の虐待の早期発見・早期対応及び未然防止を図ります。	こども・子育て 安心課／ 母子保健課
里親制度の周知・啓発	里親制度とは「様々な事情で家庭から離れて暮らさなければならないこどもたちを、家庭的環境の中で養育」という目的により、児童福祉法で定められた制度です。滋賀県と連携し、里親に関する制度の周知・啓発を行います。	こども・子育て 安心課
子どもの居場所づくり事業	様々な要因により孤独を感じたり、支援を必要とするこどもたちが、安心して過ごせる場所をつくり、生活支援や学習支援などの活動を通して、こどもたちの健全な育成を支援します。	こども・子育て 安心課
【再掲】 児童虐待防止に向けた広報・啓発	児童虐待は、社会全体で取り組むべき問題として、防止に向けた広報・啓発活動や研修会を実施します。特に、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間」では、社会全般にわたり、問題への深い関心と理解を得ることができるよう、地域や企業・事業者とも連携しながら、虐待防止のための広報・啓発活動を集中的に行います。	こども・子育て 安心課
【再掲】 CAP(子どもへの暴力防止プログラム)	保育所や幼稚園、小学校等へ出向き、こども・保護者・教職員等を対象にCAP(子どもへの暴力防止プログラム)の研修を行います。こどもを様々な暴力(虐待、いじめ、誘拐等)から守り、安心・安全に暮らすことができるよう、環境を整えるためのプログラムを実施します。	こども・子育て 安心課
アンガーマネジメント(怒りの感情コントロール)研修会	子育ての中で感じてしまう「怒り」や「イライラ」といった感情をコントロールする方法(アンガーマネジメント)を学ぶ講座を開催します。怒りをうまく分散し、コントロールすることにより、上手にこどもと向き合う子育てにつながります。	こども・子育て 安心課
【再掲】 大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	新生児訪問と乳児家庭全戸訪問を合わせ、「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問」として生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。新生児訪問では依頼書(母子健康手帳に添付)をもとにすこやか相談所の助産師、保健師等が家庭を訪問し、乳児家庭全戸訪問では新生児訪問を受けていない家庭を保育士と民生委員児童委員が訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行います。	母子保健課／ 子育てひろば ゆめっこ
母子保健と児童福祉の一体的な支援の推進	母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、支援を要する家庭を早期に把握し、妊娠、出産、子育てまで、つながりのある支援を実施します。	こども・子育て 安心課／こども 家庭支援室 ／母子保健課

事業名	内容	担当課
【再掲】 妊婦等包括相談支援事業	すこやか相談所の保健師等により妊娠届時、妊娠8か月ごろ、新生児訪問時の面談により情報提供や相談等を行います。	母子保健課
【再掲】 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを聴くとともに、家事・育児等のサポートを行い、安定した養育やヤングケアラーの負担軽減など、家庭環境を整えることができるよう支援します。	こども・子育て 安心課／ 母子保健課
母子生活支援施設の管理運営	母子を分離しない社会的養護施設である母子生活支援施設「大津市立母と子の家しらゆり」の管理運営を適切に行います。	子育て支援給付課

(3) 不登校、いじめ、ひきこもり、非行、ヤングケアラーのこども・若者とその家庭への支援の充実

不登校のこどもの状況に応じた相談支援の充実と合わせて、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう体制整備を図ります。

いじめの積極的な認知と早期の組織対応、相談先の確保、関係機関との連携推進などいじめの防止対策を強化します。

ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する支援体制の充実を図ります。

学校・地域・警察などの関係機関が緊密に連携し、こども・若者が非行や犯罪に走るこたないよう支援を行っていきます。

ヤングケアラーの問題は、顕在化しにくいことから、福祉、教育等のこどもや家庭に関わる各機関が連携して把握に努め、こどもや家族の思いに寄り添いながら、適切な支援につなげていきます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
教育支援事業	市内に在住し、心理的不安により不登校の状態が継続している児童生徒について、教育支援ルーム「ウイング」において様々な体験活動や学力補充等を行うことで、社会的自立や学校復帰につながる支援を行います。また、市立小・中学校に在籍する行き渋りや不登校の児童生徒について、学校や自宅などを訪問し、個に応じた支援策を検討・実施します。	教育支援センター
教育相談事業	こどもの情緒不安や集団にうまく入れない等、教育についての課題及び子育てに悩む市民(中学生以下のこども、保護者、教職員)に対して、教育相談を実施し、課題解決への援助を行います。	教育支援センター
こころとからだの先生配置事業	社会環境の著しい変化に伴い、こどもの身体的な健康問題のみならず、いじめ・不登校等に関わった問題等が増加し深刻化していることから、養護教諭の複数配置を図ります。	学校教育課
いじめに関する教職員研修の実施	いじめの問題を解決するためには、教師一人一人が児童生徒の発達段階について正しい理解を持つとともに、教育相談に関する知識・技能等児童生徒のこころの問題に適切に対応できる能力等を身につけることが大切です。いじめの問題について教職員の共通理解と指導力の向上を図るため、いじめに関する研修を実施します。	教育センター
いじめ対策推進事業	こどもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会を構築するため、いじめ防止対策を総合的に進めます。 ・外部専門家による調査等や関係機関と連携したいじめの相談・事案への対応 ・いじめ防止に関する広報・啓発、研修及び授業の実施	いじめ対策推進室／児童生徒支援課
ひきこもり心理相談	思春期精神保健福祉相談において、医師が必要と認めたひきこもり当事者を対象に、臨床心理士による相談指導を行います。	保健予防課

事業名	内容	担当課
ひきこもり家族交流会	ひきこもりの状態で悩んでいる方の家族が交流する場を提供します。	保健予防課
大津市初発型非行防止対策協議会運営補助	万引きや自転車盗等の青少年の初発型非行を防止し、青少年の健全育成をめざすため、「大津市初発型非行防止対策協議会」の事業に対する補助を行います。	こども・若者政策課
街頭補導活動事業	非行の発生を未然に防止するため、少年センターの職員（指導員）をはじめとして少年補導（委）員が、繁華街や大型量販店内のゲームコーナー、アミューズメント施設、コンビニエンスストア、駅周辺等を巡回し、20歳未満の少年に対して、「愛の呼びかけ」や「補導」を行います。	少年センター
非行少年等立ち直り支援事業（あすくる大津）	原則として中学生から成人に達するまでの課題を抱える少年を対象として、支援コーディネーターを中心に教員・臨床心理士・無職少年対策指導員・指導員による組織的計画的な支援プログラム（生活改善支援プログラム・自分探し支援プログラム・就学支援プログラム・就労支援プログラム・家庭支援プログラム）を策定し、支援サポーターを活用した体系的な支援活動を行い、非行少年等の立ち直りと健全育成を図ります。	少年センター
【再掲】 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを聴くとともに、家事・育児等のサポートを行い、安定した養育やヤングケアラーの負担軽減など、家庭環境を整えることができるよう支援します。	こども・子育て安心課
【再掲】 子どもの居場所づくり事業	様々な要因により孤独を感じたり、支援を必要とするこどもたちが、安心して過ごせる場所をつくり、生活支援や学習支援などの活動を通して、こどもたちの健全な育成を支援します。	こども・子育て安心課
多様な機関の参加による研修及び周知啓発	こどもや家庭に関わる多様な機関がヤングケアラーに気付き、こどもや家族の状況に応じた適切な支援を行うために、研修を実施するとともに、周知啓発を図ります。	こども・子育て安心課

(4) 悩みや不安を抱えるこども・若者とその家族に対する相談体制の充実

相談先が分からず、また相談しても解決に至らず、悩みや不安を抱え、孤立しているこども・若者がいます。悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族を孤立させないよう相談体制の充実を図るとともに、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、必要とするこども・若者に届くような周知を行います。

また、こども・若者が悩みや不安を抱えていることに気づき、必要な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 教育相談事業	こどもの情緒不安や集団にうまく入れない等、教育についての課題及び子育てに悩む市民(中学生以下のこども、保護者、教職員)に対して、教育相談を実施し、課題解決への援助を行います。	教育支援センター
思春期精神保健福祉相談	思春期における精神障害もしくは精神疾患が疑われる方やその家族を対象に、精神科専門医等による相談・指導を行います。	保健予防課
思春期心理相談事業 臨床心理士による特別心理相談	少年センターの休館日を除く毎日、センター職員が行っている「一般相談」や「無職相談」等の中で、複雑で解決困難な場合について、相談者の希望により予約制で、臨床心理士による特別心理相談を行います。	少年センター
大津市子ども・若者総合相談窓口事業	ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で、困難を抱えるこども・若者及びその家族を対象とした相談支援を行います。併せて、社会的自立に向けた居場所事業を実施し、当事者が段階的に交流や体験活動を行えるよう支援します。	こども・若者政策課
一般相談事業	20歳未満の少年及び保護者を対象に、少年センターの相談員が悩みを抱える少年又は保護者からの相談を受けて、悩みの原因を分析し、親の果たすべき役割を明らかにしたり、少年たちには自己肯定感や自尊感情が生まれてくるように共感的に悩みを聴くとともに、自己抑制力を身に付けさせる教育やしつけのあり方を探り出し、相談者とともに解決を図ります。	少年センター
無職少年対策就労・就学支援事業	20歳未満の無職少年及び保護者を対象に、無職少年対策指導員を中心として就労・就学に向けての指導や助言を行うとともに、「無職少年対策連絡協議会」の開催、大津公共職業安定所との連携、警察署・保護司会・保護観察所等との連携、一般相談や非行少年等立ち直り支援事業(あすくる大津)とのリンク及び中学校・高校間での情報交換、相談活動の延長上で行う生活改善支援や学習支援を行うことにより、本人の自立(更生)を支援します。	少年センター
大津市子ども・若者支援地域協議会運営事業	社会生活を円滑に営む上で、困難を抱えるこども・若者に対して関係機関等による支援を円滑かつ効果的に行うため、情報交換・研修・連絡調整・必要な体制の整備に係る協議を行います。	こども・若者政策課

事業名	内容	担当課
大津市健康推進連絡協議会との連携	健康推進員が地域で実施する健康づくり活動に当たり、計画・運営の支援、健康教育の共催等を通して、健康推進員の育成やネットワークづくりを推進します。	健康推進課
総合ふれあい相談体制と民生委員児童委員等の相談支援活動の推進	総合ふれあい相談に関連した事業を進めます。 ・大津市社会福祉協議会の専属相談員による常設相談をはじめ、市民センター等市内7か所において月1回一定の研修を修了した民生委員児童委員が相談を受けます。また、大津市社会福祉協議会顧問弁護士による弁護士相談を月1回程度行います。大津市社会福祉協議会では、70 機関・団体が参加する相談機関連絡会を定期的に開催し、情報交換を行います。 ・民生委員児童委員としての資質向上、相談技法の向上を目的として研修を重ね、地域における相談対応力の向上を図ります。 ・各地区民生委員児童委員協議会において、担当地区内のケース状況をもとに事例研究を行い、自己研鑽に努め、民生委員児童委員活動に取り組みます。	福祉政策課
少年センターだより発行等広報啓発事業 少年の現状と課題、課題解決に向けた方策提言等の啓発広報活動	少年の健全育成と非行防止のため、少年の現状と課題を明らかにし、課題解決に向けた方策を提言するとともに、少年センターや少年補導（委）員の機能や活動について、広く市民に周知します。	少年センター
教育と福祉が連携した支援の推進	学校等と連携して児童福祉に係る研修を実施し、教育と福祉が連携した支援の推進を図ります。	こども・若者政策課

(5) ひとり親家庭、こども・若者の貧困の解消に向けた支援の充実

ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援など様々な支援を行うとともに、各種制度が必要な人に適切に活用されるよう周知を図ります。

こどもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを認識し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、学習支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援等を進めます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
生活困窮家庭の子どもに対する学習支援	生活困窮世帯や生活保護受給世帯のこどもに対し、学習支援を行います。 ・寺子屋プロジェクト (長期休暇中等の学習支援・居場所づくり)	福祉政策課
生活保護家庭の子どもに対する進学支援	生活保護受給世帯のこどもに対し、高校・大学等への進学の支援を行います。 ・進学・就職準備給付金の支給 (大学等へ進学する世帯に対しての経済的支援)	生活福祉課
中3学習会	生活保護世帯やひとり親家庭の中学生を対象に学習支援を実施しています。また、学習支援の場所に加えて、安心して過ごせる居場所としても提供しています。	生活福祉課
母子父子家庭等自立支援事業	女性相談員、母子父子自立支援員を配置して、母子家庭等からの生活相談等を受け、母子家庭等の抱える問題の解決に指導助言し自立を支援します。また、経済的な自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業等や、一時的に支援を必要とする場合に子育て、生活の支援を行う日常生活支援事業等を実施します。	子育て支援給付課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の方が収入面や雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立し、安定した生活が送れるよう、母子家庭等就業・自立支援センターを設置しています。就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携を図りながら就労相談や就業支援講習会を行います。また、離婚に関する相談や弁護士や司法書士による特別相談を行います。	子育て支援給付課
日常生活支援事業	ひとり親家庭等の方が、仕事や病気などの一時的な理由で、生活支援や保育等のサービスを必要とされるときに、家庭生活支援員の派遣を行います。	子育て支援給付課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、多様で複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援計画の作成や就労準備支援事業等、様々な支援を一体的かつ計画的に行います。	福祉政策課
生活保護自立支援プログラム事業	生活保護受給者の能力に応じた自立を助長するため、就労支援事業や就労に至る前の各種訓練等を行う就労準備支援事業等の自立支援プログラムを実施します。	生活福祉課

事業名	内容	担当課
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、父母の離婚等により父親・母親と生計を共にしていない児童の父・母又は父・母にかわってその児童を養育している方、あるいは父・母が身体等に重度の障害がある児童の父・母に対して手当を支給します。	子育て支援給付課
養育支援啓発事業	養育支援に関するパンフレットを配布して養育費や親子面会交流に関する取決めや養育費の支払い義務等を周知することにより、親がこどもの気持ちを第一に考えて、こどもの成長を支えるための支援を行います。	子育て支援給付課
養育費確保支援事業	養育費に関する弁護士相談や出張弁護士相談等の実施により、離婚する際の養育費の取決め支援や養育費の支払いが履行されていない方に対する受取り支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。	子育て支援給付課
助産扶助事業	経済的困窮等により、入院助産を受けることが困難な場合や、自宅等において安全な分娩が受けられない妊産婦が、助産施設に入所し、安心して出産できるよう支援します。	こども・子育て安心課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	児童の修学、就学支度、母子家庭の母及び父子家庭の父の技能習得、生活資金等、資金確保が困難なひとり親家庭等に福祉資金の貸付を行い、生活の安定と向上を図ります。	子育て支援給付課
就学援助費事業	経済的な理由で就学困難な小中学生の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の援助を行います。	学校教育課
大津市奨学資金事業	向学心が強く能力があるにも関わらず、経済的事情により、高校への就学が困難と認められる方に対し、奨学金を給付します。	学校教育課
交通災害等遺児年金支給事業	交通災害等による遺児の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として、遺児を養育している人に対し、交通災害等遺児年金を支給します。	子育て支援給付課
市営住宅における特定目的住宅の確保	市営住宅空き家募集において、ひとり親家庭向け特定目的住宅枠を確保します。	住宅政策課
【再掲】 病児保育事業	保護者の就労等で病気のこどもを自宅で保育できない場合（病児保育）や、病気の回復期で集団保育が困難な場合（病後児保育）に、診療所や保育所の専用スペースで保育を実施します。	保育入所課
【再掲】 ファミリーサポートセンター運営事業	仕事と育児の両立支援及び地域での子育て支援を目的とし、育児の援助を受けたい人と援助ができる人とで構成する会員組織で、アドバイザーが会員間のニーズ調整を行い、援助活動を実施します。	こども・若者政策課
【再掲】 教育・保育の提供体制の確保	各認定区分ごと、提供区域ごとの待機児童対策や様々なニーズに対応するため、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業により、必要な定員数の確保を行います。また、認定こども園への移行や開設については、事業者の意向や量の見込みと確保方策の状況を考慮しながら進めます。 1号認定：幼稚園・認定こども園 2号認定：保育所・認定こども園 3号認定：保育所・認定こども園・地域型保育事業	保育入所課

事業名	内容	担当課
【再掲】 市立幼稚園における一時 預かり事業の充実	市立幼稚園全園での週5日の通常一時預かり事業及び長期休業中の特別一時預かり事業を実施します。教育課程に係る保育時間の終了後等に行う一時預かり事業についても教育活動であることから、幼稚園教育の目的を踏まえ、幼児の遊びや生活を豊かにするための担当者の研修及び教材研究、ブロックごとでの情報交流等を行い、質の高い教育活動として子育て支援の充実を図ります。	幼保支援課
【再掲】 時間外保育事業（延長保 育）	保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合に保育を実施します。	保育入所課
【再掲】 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	児童クラブ課
【再掲】 子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ等により、一時的に児童を養育することが困難な家庭に対して、乳児院、児童養護施設、里親において一時的にこどもを預かり養育します。	こども・子育て 安心課

基本方針4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

(1) 既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信

全てのこども・若者が身近な地域において安全に安心して過ごせる居場所を持つことが重要であることから、こども・若者の声を聴き、その視点に立ち、今ある地域資源を生かした居場所づくりに取り組みます。

また、こども・若者が居場所を利用しやすくするために、必要な情報を分かりやすくまとめ、こども・若者に届くように発信します。

【取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 児童館運営事業	児童館では、0歳から18歳未満までの児童を対象に、健全な遊びを通して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、親子交流等団体等の子育て支援の充実を図り、地域の関係機関との連携した取組を行います。また、子育て講座や親子ふれあい活動、小学生以上を対象とした活動等利用年齢に応じた事業を行い、こどもの居場所として児童館を利用し、自主的に遊びを見つけ、友だち関係を築いていく指導や援助を行います。	こども・若者政策課
【再掲】 子どもの居場所づくり事業	様々な要因により孤独を感じたり、支援を必要とするこどもたちが、安心して過ごせる場所をつくり、生活支援や学習支援などの活動を通して、こどもたちの健全な育成を支援します。	こども・子育て安心課
【再掲】 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援	生活困窮世帯や生活保護受給世帯のこどもに対し、学習支援等を行います。 ・寺子屋プロジェクト（長期休暇中等の学習支援・居場所づくり）	福祉政策課
【再掲】 中3学習会	生活保護世帯やひとり親家庭の中学生を対象に学習支援を実施しています。また、学習支援の場所に加えて、安心して過ごせる居場所としても提供しています。	生活福祉課
【再掲】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	児童クラブ課
【再掲】 子育てネットワーク事業	子育てひろばゆめっこ、すこやか相談所、児童館の三者が事務局となり、市内7ブロックで、子育て支援に携わる機関が集まり、ネットワーク会議を実施します。民生委員児童委員、保育所、認定こども園、公民館、幼稚園等と子育て教室や地域の見守りなど、相互の情報交流や学習を行います。	子育てひろばゆめっこ
【再掲】 大津市子ども・若者総合相談窓口事業	ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で、困難を抱えるこども・若者及びその家族を対象とした相談支援を行います。併せて、社会的自立に向けた居場所事業を実施し、当事者が段階的に交流や体験活動を行えるよう支援します。	こども・若者政策課

事業名	内容	担当課
【再掲】 地域子育て支援拠点事業	子育て中の家族が気軽に集える場として、市内7ブロックに「つどいの広場（地域子育て支援拠点）」を設置します。また、定期的に「子育て支援委託団体連絡会」を開催し、交流・連携を深め、各広場の事業の推進・充実を図ります。	こども・若者政策課／子育てひろばゆめっこ
公民館講座開催事業	ライフステージに応じた学習機会及び地域課題の解決につながる学習機会の提供に努めます。また、デジタル技術の進展や、社会情勢の変化に合わせて、全ての市民が学びを継続できる情報提供の体制づくりにも取り組みます。	生涯学習課
【再掲】 子育てアプリの運用	様々な媒体で提供している子育てに関する情報をアプリケーションで一元的に配信することにより、18歳までの子育てに関する情報やイベント情報をいつでも気軽にみられるようにするなど、市民の情報把握の利便性を図ります。	こども・若者政策課／子育てひろばゆめっこ

(2) 地域における居場所づくりの担い手支援

子ども食堂等、地域主体の取組が推進され、こども・若者にとっての居場所が維持され、継続されるよう、地域の関係機関・団体との連携を図るとともに、地域における居場所づくりの担い手を支援します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
自主サークル応援事業	地域の子育てサークルや子育てに関わる団体に対して、乳幼児期にふさわしい遊びの提供や運営に関する相談等の支援を行うための交流会を開催します。	子育てひろば ゆめっこ
大津っ子子育て応援隊養成事業	「大津っ子子育て応援隊」を公募し、全6回の養成講座を実施し、子育てひろばゆめっこでの家族の見守りや地域で開催する事業に参画する市民ボランティアを養成します。また、登録済の方に対してはスキルアップ講座を実施し、資質向上を図ります。	子育てひろば ゆめっこ
子ども食堂等支援事業費補助金事業	夏休み等の長期休暇を含む地域におけるこども・若者の居場所づくり及び地域住民との交流の機会の確保を目的として実施される子ども食堂等の事業に要する経費に対し補助金を交付します。	こども・若者政 策課

第5章

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。

本市における教育・保育提供区域については、前計画から引き続き「保健福祉ブロック」を基本として設定することで、安定した教育・保育の提供に努めます。

【本市における「教育・保育提供区域」】

区域	学区
志賀	小松・木戸・和邇・小野
北部	葛川・伊香立・真野・真野北・堅田・仰木・仰木の里、仰木の里東
中北部	雄琴・日吉台・坂本・下阪本・唐崎
中部	滋賀・山中比叡平・藤尾・長等・逢坂・中央
中南部	平野・膳所・晴嵐・富士見
南部	石山・南郷・大石・田上
東部	上田上・青山・瀬田・瀬田南・瀬田東・瀬田北



2 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保方策及び実施時期

「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育の利用状況、利用希望を踏まえ、量の見込み（需要量）を推計し、その量の見込みに対して提供体制の確保方策（供給量）を設定します。

教育・保育の量の見込み算定に当たっての基本的な考え方について

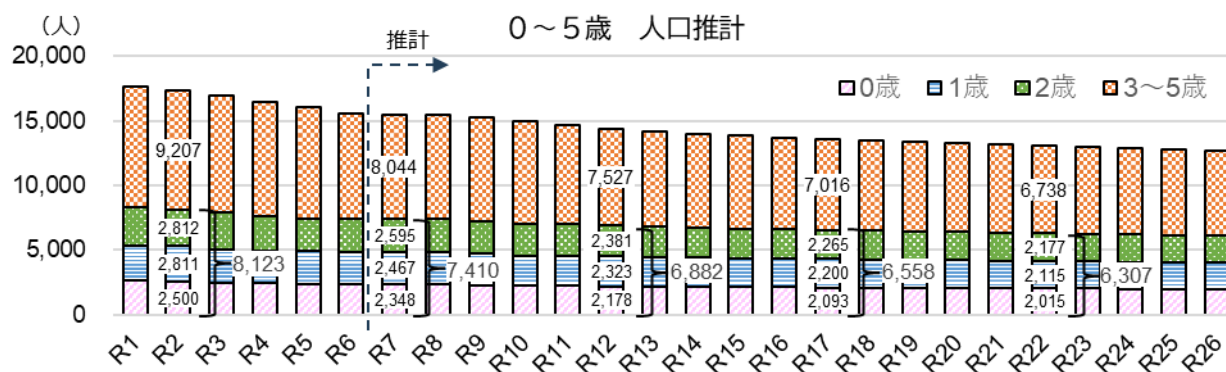
人口推計については、以下の方法で算出された推計値に今後建設される大規模マンション（総戸数50戸以上）による児童数の増加を加味しています。

0歳以外

社会動態による人口増減率（男女別・年齢別）の直近過去3か年平均を、N年度の人口に乗ずることでN+1年度の人口推計を算出し、これを繰り返しています。

0歳

女性こども比（0歳と15～49歳の女性人口の比）の直近過去3か年平均を、当該年度の15～49歳の女性人口に乗ずることで算出します。



上記人口推計に対し、家庭類型（アンケート調査における保護者の就労状況及び今後の就労希望から分類します。）別の構成割合と教育・保育の利用希望から、家庭類型別の人口推計と利用率を算出し、最終的に量の見込みを算出します。

なお、保育ニーズについては、これまでのアンケート調査に基づく本市における近年の母親の就労状況の変化の状況から、計画期間終期における保育利用率を推計し、補正を行うことで、より傾向を捉えた量の見込みを定めています。

就労状況、就労希望による潜在的な家庭類型と教育・保育の区分

ひとり親家庭	保育		
	母親→ フルタイム	パート 月64時間↑	パート月64時間↓ 専業主婦
↓父親	保育	保育	教育
フルタイム			
パート 月64時間↑			
パート月64時間↓ 専業主夫			

教育・保育の提供体制の確保方策の基本的な考え方について

1号認定（教育）について

- 市立幼稚園においては園児数が減少していることから、こどもの学びや成長に適した集団規模を確保するため、計画期間を通して市立幼稚園の再編等の検討を進めます。
- 教育・保育施設を対象に実施した認定こども園への移行希望の調査結果に基づき、認定こども園への移行希望に伴い必要となる定員数を反映させました。

2号認定、3号認定（保育）について

- 市全体においては、一定の利用定員が確保されていますが、提供体制が十分に確保されていない区域や年齢区分があることから、区域間、年齢区分間の不均衡を解消し、今後のニーズに対応するため、対象区域に必要な施設整備を行います。

対象区域①中北部区域

区域内の認定児童数に比べ、施設の定員が少ない状況です。宅地開発等により、就学前児童が増加しており、保育ニーズの増加を予測しています。

対象区域②中部区域

区域内の施設の多くが、定員を超過して受入れを行っている状況です。また、大規模マンションの建設が予定されており、保育ニーズの増加を予測しています。

対象区域③中南部区域

区域内の施設の多くが、定員を超過して受入れを行っている状況です。また、大規模マンションの建設が予定されており、保育ニーズの増加を予測しています。

- 既存の教育・保育施設の利用定員の変更や認定こども園への移行による提供体制の確保を図ります。
- 保育士を確保し、受入れ量を拡大するために、大学在学中に奨学金の貸与を受けて就学し、卒業後に市内の保育所等に新たに雇用され、継続して勤務する保育士等や、市内の保育所等に新たに雇用され継続して勤務する保育士等に対して、補助金を支給します。

特別な配慮を必要とするこどもに対する教育・保育の円滑な利用のための支援方策について

- 各保育所・認定こども園において、以下のような取組を実施します。
 - ・こどもの障害の程度や支援の必要性に応じて園に対して加配の保育士を配置するなど支援を実施するために保育環境の整備を行います。
 - ・障害のあるこどもと発達上支援を必要とするこどもを対象に、専門スタッフが保育所・認定こども園を巡回し、保護者・保育者との相談を行います。
 - ・支援を必要とするこどもや保育上配慮を要するこどもを含む、クラスの保育充実のための保育相談を実施することで、こどもの集団の中で、対象児を含む全てのこどもの発達を保障し、共に育ち合う保育を実施します。

- 市立幼稚園においては、特別な支援を要するこどもに対して、加配教員を配置し、特別支援の体制を整えます。また、特別支援コーディネーターを配置し、指導体制の充実を図り、個別の指導計画を作成するとともに、就園就学指導の実施や指導支援・教育相談の充実を図ります。
- 本市においても国際化の進展等により、外国籍のこどもや幼少期を外国で過ごしたこども等、支援を必要とする「外国にルーツを持つこども」が増加傾向にあると考えられます。
- 保護者からの利用相談や就園に必要な手続きについて、外国語の利用申込みや翻訳機、通訳を介した利用相談等、就園及び事業の利用に関する利便性の向上を進めるとともに、保育施設への翻訳機の購入補助等、外国にルーツを持つこどもを受け入れる教育・保育施設の事業者等に対し支援を行っています。
- 外国にルーツを持つこどもを受け入れるに当たっては、言語の違いによるコミュニケーションの不安を軽減するために翻訳機を活用するほか、文化の違いを尊重できるように、保育の進め方については、保護者と話し合いながら進めていきます。
- 公立保育所、認定こども園及び幼稚園においては、「大津のこどもの人権を尊重する保育のガイドライン」に基づき、こどもの人権と人格を尊重する豊かな保育を実践する中で、多文化共生の視点からも「みんな違っていい」と一人一人の違いを尊重する関係性を育むとともに、一人一人の違いを超えて人としての共通性を理解し尊重し合う関係性を育んでいきます。

【1号認定：3－5歳（教育）】

事業内容	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、教育を希望する場合の確保方策として実施します。 （保育の必要性の事由に該当するが、幼稚園等での教育を選択する人を含みます。）		
実施機関	幼稚園、認定こども園	提供体制	教育・保育提供区域
確保方策の内容	市立幼稚園については、希望者全員の入園を原則としているため、十分な確保体制があります。 今後は、園児数の減少に対応した適正規模の確保等も含め、適切な教育環境の整備について検討・実施を行います。		

【2号認定：3－5歳（保育）】

事業内容	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、「保育の必要性の事由」（保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由）に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難で保育所等での保育を希望する場合の確保方策として実施します。		
実施機関	保育所、認定こども園、 企業主導型保育事業	提供体制	教育・保育提供区域
確保方策の内容	計画及び保育需要の動向を踏まえ、状況に応じ、量の確保が必要な区域において整備を行います。		

【3号認定：0－2歳（保育）】

事業内容	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、「保育の必要性の事由」（保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由）に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難で保育所等での保育を希望する場合の確保方策として実施します。		
実施機関	保育所、認定こども園、 地域型保育事業、 企業主導型保育事業	提供体制	教育・保育提供区域
確保方策の内容	計画及び保育需要の動向を踏まえ、状況に応じ量の確保が必要な区域において整備を行います。		

大津市全域

1号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,771	2,695	2,606	2,505	2,338
確保方策（B）	4,556	4,591	4,591	4,606	4,606
差引（B）－（A）	1,785	1,896	1,985	2,101	2,268

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する人を含む。

2号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	5,031	5,107	5,171	5,189	5,092
確保方策（B）	5,213	5,330	5,430	5,434	5,438
差引（B）－（A）	182	223	259	245	346

3号認定（0－2歳）

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）			3,456	3,586	3,634	3,652	3,693
保育利用率			46.6%	48.4%	50.1%	51.8%	52.9%
確保方策（B）			3,867	3,914	3,974	3,980	3,986
うち0歳	うち地域型 保育事業以外		3,389	3,455	3,515	3,521	3,527
	うち地域型 保育事業		478	459	459	459	459
	差引（B）－（A）		411	328	340	328	293
うち1・2歳	量の見込み（A）	1歳	1,420	1,504	1,511	1,540	1,566
		2歳	1,667	1,700	1,733	1,711	1,708
	確保方策（B）		3,015	3,054	3,098	3,104	3,110
	うち地域型 保育事業以外		2,665	2,718	2,762	2,768	2,774
	うち地域型 保育事業		350	336	336	336	336
差引（B）－（A）			▲72	▲150	▲146	▲147	▲164

志賀区域

1号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	91	91	94	92	80
確保方策（B）	216	216	216	216	216
差引（B）－（A）	125	125	122	124	136

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する人を含む。

2号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	190	200	218	221	207
確保方策（B）	187	187	187	187	187
差引（B）－（A）	▲3	▲13	▲31	▲34	▲20

3号認定（0－2歳）

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）			136	133	126	125	123
保育利用率			45.9%	47.2%	48.8%	50.6%	51.5%
確保方策（B）			142	142	142	142	142
うち0歳	うち地域型 保育事業以外		113	113	113	113	113
	うち地域型 保育事業		29	29	29	29	29
	差引（B）－（A）		6	9	16	17	19
	うち0歳		量の見込み（A）	14	14	14	14
うち0歳	確保方策（B）		31	31	31	31	31
	うち地域型 保育事業以外		24	24	24	24	24
	うち地域型 保育事業		7	7	7	7	7
	差引（B）－（A）		17	17	17	17	17
うち1・2歳	量の見込み（A）	1歳	52	45	46	46	45
		2歳	70	74	66	65	64
	確保方策（B）		111	111	111	111	111
	うち地域型 保育事業以外		89	89	89	89	89
	うち地域型 保育事業		22	22	22	22	22
差引（B）－（A）			▲11	▲8	▲1	0	2

北部区域

1号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	332	325	306	292	264
確保方策（B）	690	690	690	705	705
差引（B）－（A）	358	365	384	413	441

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する人を含む。

2号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	763	780	777	776	746
確保方策（B）	876	876	876	876	876
差引（B）－（A）	113	96	99	100	130

3号認定（0－2歳）

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）			506	499	509	518	526
保育利用率			49.8%	50.9%	52.5%	54.2%	55.8%
確保方策（B）			621	621	621	621	621
	うち地域型 保育事業以外		597	597	597	597	597
	うち地域型 保育事業		24	24	24	24	24
差引（B）－（A）			115	122	112	103	95
うち0歳	量の見込み（A）		84	84	86	86	87
	確保方策（B）		124	124	124	124	124
	うち地域型 保育事業以外		119	119	119	119	119
	うち地域型 保育事業		5	5	5	5	5
差引（B）－（A）			40	40	38	38	37
うち1・2歳	量の見込み（A）	1歳	198	203	207	216	220
		2歳	224	212	216	216	219
	確保方策（B）		497	497	497	497	497
	うち地域型 保育事業以外		478	478	478	478	478
	うち地域型 保育事業		19	19	19	19	19
差引（B）－（A）			75	82	74	65	58

中北部区域

1号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	569	558	554	544	526
確保方策（B）	712	687	687	687	687
差引（B）－（A）	143	129	133	143	161

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する人を含む。

2号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	811	828	858	876	886
確保方策（B）	782	881	881	881	881
差引（B）－（A）	▲29	53	23	5	▲5

3号認定（0－2歳）

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）			576	612	639	667	686
保育利用率			43.3%	45.0%	46.9%	48.8%	49.9%
確保方策（B）			602	648	648	648	648
	うち地域型 保育事業以外		507	572	572	572	572
	うち地域型 保育事業		95	76	76	76	76
	差引（B）－（A）		26	36	9	▲19	▲38
うち0歳	量の見込み（A）		74	79	83	88	93
	確保方策（B）		132	140	140	140	140
	うち地域型 保育事業以外		106	119	119	119	119
	うち地域型 保育事業		26	21	21	21	21
差引（B）－（A）			58	61	57	52	47
うち1・2歳	量の見込み（A）	1歳	208	218	232	249	257
		2歳	294	315	324	330	336
	確保方策（B）		470	508	508	508	508
	うち地域型 保育事業以外		401	453	453	453	453
	うち地域型 保育事業		69	55	55	55	55
	差引（B）－（A）		▲32	▲25	▲48	▲71	▲85

中部区域

1号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	448	430	417	403	389
確保方策（B）	621	636	636	636	636
差引（B）－（A）	173	206	219	233	247

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する人を含む。

2号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	787	786	797	801	809
確保方策（B）	749	749	809	809	809
差引（B）－（A）	▲38	▲37	12	8	0

3号認定（0－2歳）

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）			565	584	586	588	621
保育利用率			48.0%	50.1%	51.6%	53.2%	53.6%
確保方策（B）			608	608	638	638	638
	うち地域型 保育事業以外		505	505	535	535	535
	うち地域型 保育事業		103	103	103	103	103
	差引（B）－（A）		43	24	52	50	17
うち0歳	量の見込み（A）		33	34	37	39	46
	確保方策（B）		146	146	152	152	152
	うち地域型 保育事業以外		115	115	121	121	121
	うち地域型 保育事業		31	31	31	31	31
差引（B）－（A）			113	112	115	113	106
うち1・2歳	量の見込み（A）	1歳	240	249	247	255	271
		2歳	292	301	302	294	304
	確保方策（B）		462	462	486	486	486
	うち地域型 保育事業以外		390	390	414	414	414
	うち地域型 保育事業		72	72	72	72	72
差引（B）－（A）			▲70	▲88	▲63	▲63	▲89

中南部区域

1号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	460	461	447	440	401
確保方策（B）	929	929	929	929	929
差引（B）－（A）	469	468	482	489	528

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する人を含む。

2号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	910	948	962	986	946
確保方策（B）	932	947	977	977	977
差引（B）－（A）	22	▲1	15	▲9	31

3号認定（0－2歳）

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）			563	620	601	568	547
保育利用率			43.7%	46.0%	47.5%	48.7%	49.8%
確保方策（B）			713	713	743	743	743
うち0歳	うち地域型 保育事業以外		631	631	661	661	661
	うち地域型 保育事業		82	82	82	82	82
	差引（B）－（A）		150	93	142	175	196
	うち0歳		量の見込み（A）	50	53	51	52
うち0歳	確保方策（B）		161	161	171	171	171
	うち地域型 保育事業以外		137	137	147	147	147
	うち地域型 保育事業		24	24	24	24	24
	差引（B）－（A）		111	108	120	119	116
うち1・2歳	量の見込み（A）	1歳	269	301	284	268	263
		2歳	244	266	266	248	229
	確保方策（B）		552	552	572	572	572
	うち地域型 保育事業以外		494	494	514	514	514
	うち地域型 保育事業		58	58	58	58	58
差引（B）－（A）			39	▲15	22	56	80

南部区域

1号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	192	183	174	168	150
確保方策（B）	465	465	465	465	465
差引（B）－（A）	273	282	291	297	315

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する人を含む。

2号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	414	410	413	417	397
確保方策（B）	347	347	347	347	347
差引（B）－（A）	▲67	▲63	▲66	▲70	▲50

3号認定（0－2歳）

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）			250	245	244	248	248
保育利用率			45.1%	46.6%	48.1%	50.1%	51.7%
確保方策（B）			203	203	203	203	203
	うち地域型 保育事業以外		203	203	203	203	203
	うち地域型 保育事業		0	0	0	0	0
	差引（B）－（A）		▲47	▲42	▲41	▲45	▲45
うち0歳	量の見込み（A）		23	23	23	24	24
	確保方策（B）		48	48	48	48	48
	うち地域型 保育事業以外		48	48	48	48	48
	うち地域型 保育事業		0	0	0	0	0
差引（B）－（A）			25	25	25	24	24
うち1・2歳	量の見込み（A）	1歳	113	110	112	116	116
		2歳	114	112	109	108	108
	確保方策（B）		155	155	155	155	155
	うち地域型 保育事業以外		155	155	155	155	155
	うち地域型 保育事業		0	0	0	0	0
差引（B）－（A）			▲72	▲67	▲66	▲69	▲69

東部区域

1号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	679	647	614	566	528
確保方策（B）	923	968	968	968	968
差引（B）－（A）	244	321	354	402	440

※保育の必要性があるが、幼稚園等での教育を選択する人を含む。

2号認定（3－5歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,156	1,155	1,146	1,112	1,101
確保方策（B）	1,340	1,343	1,353	1,357	1,361
差引（B）－（A）	184	188	207	245	260

3号認定（0－2歳）

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）			860	893	929	938	942
保育利用率			49.3%	51.1%	53.0%	54.7%	55.9%
確保方策（B）			978	979	979	985	991
	うち地域型 保育事業以外		833	834	834	840	846
	うち地域型 保育事業		145	145	145	145	145
	差引（B）－（A）		118	86	50	47	49
うち0歳	量の見込み（A）		91	95	96	98	100
	確保方策（B）		210	210	210	210	210
	うち地域型 保育事業以外		175	175	175	175	175
	うち地域型 保育事業		35	35	35	35	35
差引（B）－（A）			119	115	114	112	110
うち1・2歳	量の見込み（A）	1歳	340	378	383	390	394
		2歳	429	420	450	450	448
	確保方策（B）		768	769	769	775	781
	うち地域型 保育事業以外		658	659	659	665	671
	うち地域型 保育事業		110	110	110	110	110
差引（B）－（A）			▲1	▲29	▲64	▲65	▲61

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容について

「教育・保育提供区域」その他利用実態に応じて設定する区域ごとに、以下の地域子ども・子育て支援事業について利用状況、利用希望を踏まえ、量の見込み（需要量）を推計し、その量の見込みに対して提供体制の確保方策（供給量）を設定します。

- ① 利用者支援事業
- ② 妊婦等包括相談支援事業（令和7年度創設）
- ③ 延長保育事業
- ④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑥ 放課後児童健全育成事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業
- ⑩ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑪ 子育て世帯訪問支援事業（令和6年度創設）
- ⑫ 児童育成支援拠点事業（令和6年度創設）
- ⑬ 親子関係形成支援事業（令和6年度創設）
- ⑭ 地域子育て支援拠点事業
- ⑮ 一時預かり事業
- ⑯ 病児保育事業
- ⑰ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
- ⑱ 妊婦健康診査事業
- ⑲ 産後ケア事業（令和7年度から新たに位置づけ）
- ⑳ 乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度 令和7年度のみ、令和8年度から給付事業化）

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算定に当たっての基本的な考え方について

各事業の直近の実績と過去実績からの変化の傾向を捉えながら、利用率等の推計値を算出し、推計人口に乗ずることなどで量の見込みを算出します。

地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策の基本的な考え方について

各事業の量の見込みに応じた受入れ体制を確保します。

① 利用者支援事業

事業内容	教育・保育施設や地域の子育て支援情報を集約し、保護者からの利用相談や情報収集・提供を行います。 こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。		
実施機関	【基本型】 子育てひろばゆめっこ、こども・若者政策課 【特定型】 保育入所課 【こども家庭センター型】 各すこやか相談所、こども・子育て安心課	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	子育てに関して、保護者が必要とする情報提供や保護者からの相談への対応を大切にしながら、適切な子育て支援につなげていきます。こども家庭センター及び地域子育て相談機関については、国が示す方針を踏まえつつ、本市の組織体制や既存の各機関が担う役割を考慮しながら、検討します。 今後も、現在の設置箇所数を維持しながら、必要に応じて人員確保をめざします。		

単位：か所

大津市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	11	11	11	11	11
基本型	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	8	8	8	8	8
確保方策（B）	11	11	11	11	11
基本型	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	8	8	8	8	8
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	0	0	0	0

② 妊婦等包括相談支援事業

事業内容	すこやか相談所の保健師等により妊娠届時、妊娠8か月ごろ、新生児訪問時の面談により情報提供や相談等を行います。		
実施機関	母子保健課	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	妊娠届出時の面談を基本としますが、アウトリーチによる面談を行うこともあります。妊娠8か月ごろに実施するアンケートの結果、面談を希望する妊婦、市が面談を必要と判断した妊婦に対して、電話や来所、訪問等で面談し支援につなげます。出生後の面談は新生児訪問時に行います。里帰り出産等で本市で新生児訪問を実施しなかった母（養育者）には、乳児家庭全戸訪問事業において面談を行います。妊娠8か月ごろに実施するアンケートが未回答で、市からアプローチするも連絡のつかない方もおり、当事業で妊娠期間中から支援を行っていることについて周知を行っていく必要があります。		

単位：回

大津市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	6,909	6,822	6,645	6,543	6,564
確保方策（B）	6,909	6,822	6,645	6,543	6,564
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

③ 延長保育事業

事業内容	保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合に保育を実施します。		
実施機関	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業	提供体制	保健・福祉ブロック
確保方策の内容	利用希望に応じて実施体制を整えていますが、特に短時間認定児童の利用需要が増えている傾向です。 その日の体制により、職員が確保できない状況もありますが、原則保護者のニーズに応じて実施体制が整っています。 今後は保育ニーズの高まりに伴い利用ニーズが増加することを想定しているので、各施設で的確に対応できるよう実施体制を確保します。		

単位：人

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み（A）	3,550	3,637	3,681	3,696	3,697
	確保方策（B）	3,550	3,637	3,681	3,696	3,697
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
志賀	量の見込み（A）	60	61	62	62	62
	確保方策（B）	60	61	62	62	62
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

区 域	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
北部	量の見込み(A)	455	466	471	473	473
	確保方策(B)	455	466	471	473	473
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
中北部	量の見込み(A)	435	446	451	453	453
	確保方策(B)	435	446	451	453	453
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
中部	量の見込み(A)	430	441	446	448	448
	確保方策(B)	430	441	446	448	448
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
中南部	量の見込み(A)	718	735	744	747	747
	確保方策(B)	718	735	744	747	747
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
南部	量の見込み(A)	336	344	348	350	350
	確保方策(B)	336	344	348	350	350
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
東部	量の見込み(A)	1,116	1,144	1,159	1,163	1,164
	確保方策(B)	1,116	1,144	1,159	1,163	1,164
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	低所得で生計が困難である人等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品・文房具等に要する費用や副食材料費に要する費用の実費徴収分の一部を補助します。		
実施機関	保育入所課	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	低所得者を対象とした他の各種補助制度も含めたニーズや優先度などの観点から、現時点では、実施の見込みはありません。 国や県の動向及び市民ニーズを把握しながら、今後の事業実施について必要に応じて検討します。		

⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

ア 新規参入施設等への巡回支援

事業内容	市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある人（例：保育士OB等）を活用した巡回支援等を行います。		
実施機関	幼保支援課	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	支援児童の増加傾向に伴い、支援施設数、補助額も増加傾向にあることから、今後も事業実施の確保に努めます。		

イ 認定こども園特別支援教育・保育経費

事業内容	健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。		
実施機関	保育入所課	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	特別な支援が必要なこどもの受入れ体制の構築に寄与していることから、今後も現状の実施体制を維持します。		

ウ 地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

事業内容	地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。		
実施機関	こども・若者政策課	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	施設認定の上、対象児童の保護者からの申請に応じて実施していることから、今後も現状の実施体制を維持します。		

⑥ 放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。		
実施機関	市立児童クラブ、 民間児童クラブ	提供体制	各小学校区ごと
確保方策の内容	保護者の働き方の多様化及び共働き家庭の増加等を背景に児童クラブの利用ニーズは今後も増加することが見込みられます。 本市では、これまでから教育委員会と連携し、学校の空き教室等を活用するほか、基準条例の経過措置を適用し、希望者全員の受入れを行っているところです。引き続き、教育委員会とも連携し、学校施設等の積極的な活用のほか、民間児童クラブの開設等により、児童の遊びと生活の場を確保します。		

単位：人

区 域	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市全域	量の見込み（A）	4,834	5,012	5,187	5,361	5,575
	確保方策（B）	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095
	差引（B）－（A）	261	83	▲92	▲266	▲480
小学校区	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
志賀区域 全体	量の見込み（A）	211	219	224	233	240
	確保方策（B）	276	276	276	276	276
	差引（B）－（A）	65	57	52	43	36
小松	量の見込み（A）	36	39	39	40	41
	確保方策（B）	34	34	34	34	34
	差引（B）－（A）	▲2	▲5	▲5	▲6	▲7
木戸	量の見込み（A）	52	55	55	59	60
	確保方策（B）	39	39	39	39	39
	差引（B）－（A）	▲13	▲16	▲16	▲20	▲21
和邇	量の見込み（A）	96	97	100	104	108
	確保方策（B）	162	162	162	162	162
	差引（B）－（A）	66	65	62	58	54
小野	量の見込み（A）	27	28	30	30	31
	確保方策（B）	41	41	41	41	41
	差引（B）－（A）	14	13	11	11	10

単位：人

小学校区	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
北部区域 全体	量の見込み（A）	739	758	784	807	835
	確保方策（B）	789	789	789	789	789
	差引（B）－（A）	50	31	5	▲18	▲46
葛川	量の見込み（A）	0	0	0	0	0
	確保方策（B）	0	0	0	0	0
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
伊香立	量の見込み（A）	40	41	42	44	46
	確保方策（B）	69	69	69	69	69
	差引（B）－（A）	29	28	27	25	23
真野	量の見込み（A）	119	122	127	132	135
	確保方策（B）	115	115	115	115	115
	差引（B）－（A）	▲4	▲7	▲12	▲17	▲20
真野北	量の見込み（A）	63	64	67	68	71
	確保方策（B）	86	86	86	86	86
	差引（B）－（A）	23	22	19	18	15
堅田	量の見込み（A）	281	289	299	307	318
	確保方策（B）	314	314	314	314	314
	差引（B）－（A）	33	25	15	7	▲4
仰木	量の見込み（A）	12	13	13	13	13
	確保方策（B）	17	17	17	17	17
	差引（B）－（A）	5	4	4	4	4
仰木の里	量の見込み（A）	63	64	66	67	70
	確保方策（B）	57	57	57	57	57
	差引（B）－（A）	▲6	▲7	▲9	▲10	▲13
仰木の里東	量の見込み（A）	161	165	170	176	182
	確保方策（B）	131	131	131	131	131
	差引（B）－（A）	▲30	▲34	▲39	▲45	▲51

単位：人

小学校区	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
中北部区域 全体	量の見込み（A）	710	758	796	850	898
	確保方策（B）	672	672	672	672	672
	差引（B）－（A）	▲38	▲86	▲124	▲178	▲226
雄琴	量の見込み（A）	30	32	32	33	35
	確保方策（B）	43	43	43	43	43
	差引（B）－（A）	13	11	11	10	8
日吉台	量の見込み（A）	25	25	25	28	28
	確保方策（B）	27	27	27	27	27
	差引（B）－（A）	2	2	2	▲1	▲1
坂本	量の見込み（A）	189	204	222	244	273
	確保方策（B）	141	141	141	141	141
	差引（B）－（A）	▲48	▲63	▲81	▲103	▲132
下阪本	量の見込み（A）	242	266	281	301	310
	確保方策（B）	262	262	262	262	262
	差引（B）－（A）	20	▲4	▲19	▲39	▲48
唐崎	量の見込み（A）	224	231	236	244	252
	確保方策（B）	199	199	199	199	199
	差引（B）－（A）	▲25	▲32	▲37	▲45	▲53

単位：人

小学校区	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
中部区域 全体	量の見込み（A）	754	779	801	826	858
	確保方策（B）	740	740	740	740	740
	差引（B）－（A）	▲14	▲39	▲61	▲86	▲118
滋賀	量の見込み（A）	193	199	204	212	219
	確保方策（B）	182	182	182	182	182
	差引（B）－（A）	▲11	▲17	▲22	▲30	▲37
山中比 叡平	量の見込み（A）	43	46	49	49	51
	確保方策（B）	36	36	36	36	36
	差引（B）－（A）	▲7	▲10	▲13	▲13	▲15
藤尾	量の見込み（A）	64	65	67	69	72
	確保方策（B）	46	46	46	46	46
	差引（B）－（A）	▲18	▲19	▲21	▲23	▲26
長等	量の見込み（A）	147	152	154	160	168
	確保方策（B）	137	137	137	137	137
	差引（B）－（A）	▲10	▲15	▲17	▲23	▲31
逢坂	量の見込み（A）	158	162	169	173	180
	確保方策（B）	153	153	153	153	153
	差引（B）－（A）	▲5	▲9	▲16	▲20	▲27
中央	量の見込み（A）	149	155	158	163	168
	確保方策（B）	186	186	186	186	186
	差引（B）－（A）	37	31	28	23	18
小学校区	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
中南部区域 全体	量の見込み（A）	877	900	930	956	990
	確保方策（B）	946	946	946	946	946
	差引（B）－（A）	69	46	16	▲10	▲44
平野	量の見込み（A）	253	261	270	278	287
	確保方策（B）	291	291	291	291	291
	差引（B）－（A）	38	30	21	13	4
膳所	量の見込み（A）	183	188	194	199	206
	確保方策（B）	155	155	155	155	155
	差引（B）－（A）	▲28	▲33	▲39	▲44	▲51
富士見	量の見込み（A）	173	177	184	188	195
	確保方策（B）	162	162	162	162	162
	差引（B）－（A）	▲11	▲15	▲22	▲26	▲33
晴嵐	量の見込み（A）	268	274	282	291	302
	確保方策（B）	338	338	338	338	338
	差引（B）－（A）	70	64	56	47	36

単位：人

小学校区	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
南部区域 全体	量の見込み（A）	265	270	278	287	298
	確保方策（B）	285	285	285	285	285
	差引（B）－（A）	20	15	7	▲2	▲13
石山	量の見込み（A）	86	87	90	94	98
	確保方策（B）	101	101	101	101	101
	差引（B）－（A）	15	14	11	7	3
南郷	量の見込み（A）	94	96	99	101	105
	確保方策（B）	81	81	81	81	81
	差引（B）－（A）	▲13	▲15	▲18	▲20	▲24
大石	量の見込み（A）	24	24	24	26	26
	確保方策（B）	37	37	37	37	37
	差引（B）－（A）	13	13	13	11	11
田上	量の見込み（A）	61	63	65	66	69
	確保方策（B）	66	66	66	66	66
	差引（B）－（A）	5	3	1	0	▲3

小学校区	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
東部区域 全体	量の見込み（A）	1,278	1,328	1,374	1,402	1,456
	確保方策（B）	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387
	差引（B）－（A）	109	59	13	▲15	▲69
上田上	量の見込み（A）	27	28	28	30	31
	確保方策（B）	45	45	45	45	45
	差引（B）－（A）	18	17	17	15	14
青山	量の見込み（A）	172	178	185	191	197
	確保方策（B）	156	156	156	156	156
	差引（B）－（A）	▲16	▲22	▲29	▲35	▲41
瀬田	量の見込み（A）	283	294	305	309	321
	確保方策（B）	324	324	324	324	324
	差引（B）－（A）	41	30	19	15	3
瀬田南	量の見込み（A）	169	176	183	185	194
	確保方策（B）	136	136	136	136	136
	差引（B）－（A）	▲33	▲40	▲47	▲49	▲58
瀬田東	量の見込み（A）	256	265	273	279	290
	確保方策（B）	254	254	254	254	254
	差引（B）－（A）	▲2	▲11	▲19	▲25	▲36
瀬田北	量の見込み（A）	371	387	400	408	423
	確保方策（B）	472	472	472	472	472
	差引（B）－（A）	101	85	72	64	49

⑦ 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病や育児疲れ等により、一時的に児童を養育することが困難な家庭に対して、乳児院、児童養護施設、里親において一時的にこどもを預かり養育します。		
実施機関	児童養護施設、乳児院、里親等（こども・子育て安心課）	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	事業を実施するに当たっては、こどもや保護者の状況を踏まえて対応するとともに、必要に応じて他の支援にもつなげます。一時的に養育が困難になった家庭に寄り添いながら、事業の適切な運用を行います。 現状は、利用数が増加傾向にありますが、各施設及び里親会とも十分に協議をしながら、引き続き利用ニーズに適切に対応できるよう実施体制を維持します。		

単位：人日

大津市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	578	578	571	560	547
確保方策（B）	578	578	571	560	547
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	新生児訪問と乳児家庭全戸訪問を合わせ、「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問」として生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。新生児訪問では依頼書（母子健康手帳に添付）をもとにすこやか相談所の助産師、保健師等が家庭を訪問し、乳児家庭全戸訪問では新生児訪問を受けていない家庭を保育士と民生委員児童委員が訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行います。		
実施機関	母子保健課（新生児訪問）、子育てひろばゆめっこ（全戸訪問）	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	新生児訪問と合わせ、大津で生まれ育つこども全ての確認の機会として、今後も、民生委員児童委員の協力を得て事業を継続します。福祉と母子保健の連携のもと、地域の中でこどもが健やかに育つ環境整備を図り、全戸訪問時に必要な子育て支援情報を提供できるよう幅広く情報を収集し発信します。長期の里帰りや外国籍の方で出産後帰国されたなど、本事業において訪問時に出会えない場合の対応として、聞取り等により家庭の状況把握に努めています。生活様式が多様化しており、現状把握においては関係機関と連携体制を強化する必要があります。		

単位：人

大津市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,348	2,318	2,258	2,223	2,230
確保方策（B）	2,348	2,318	2,258	2,223	2,230
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

⑨ 養育支援訪問事業

事業内容	未熟児や多胎児等に対する栄養指導、養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援等を行います。		
実施機関	こども・子育て安心課、母子保健課	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	子育て等に不安がある妊産婦や保護者とそのこどもに対して、訪問を通して相談対応や必要な支援を行うとともに、状況に応じて関係機関と連携しながら支援をつなげていきます。 今後も、現状の実施体制の中で適切に事業を運用します。		

単位：人日

大津市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,633	1,626	1,597	1,563	1,542
確保方策（B）	1,633	1,626	1,597	1,563	1,542
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

⑩ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	要保護児童対策地域協議会において、こどもや家庭に関わる各機関が連携して、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報を共有し、支援を行います。		
実施機関	こども・子育て安心課	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	児童福祉法に基づき、こどもと家庭に関わる各機関が情報を共有し、連携して児童虐待などの問題に対応する要保護児童対策地域協議会の機能や対応力を高めるために、研修会の実施等を通して多機関連携の強化や専門性の向上を図ります。		

⑪ 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを聴くとともに、家事・育児等のサポートを行い、安定した養育やヤングケアラーの負担軽減など、家庭環境を整えることができるよう支援します。		
実施機関	こども・子育て安心課、母子保健課	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	3歳未満児の2人以上の多胎の子を養育している家庭や子育て等に不安がある保護者とそのこどもに対して、ホームヘルパー等を派遣し、家事・育児等の支援を行うことで保護者の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、家庭における適切な養育につなげます。 今後も、相談対応等を大切にしながら、必要な支援が行えるよう適切に事業を運用します。		

単位：人日

大津市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	727	726	711	692	685
確保方策（B）	727	726	711	692	685
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

⑫ 児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。		
実施機関	－	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	国が示す支援内容を包括的に実施する人員体制や開所日数・開所時間等、要件を満たすことが難しいことから、現時点で実施の見込みはありませんが、民間支援団体の取組状況も踏まえ、国や県の動向も見据えながら今後の事業実施について検討します。 なお、本市では、類似する事業として、様々な要因により支援を必要とする小学生から18歳未満のこどもたちが安心して過ごせる場所を提供し、学習支援や生活支援等を行う「子どもの居場所づくり事業」や、子ども食堂又はフリースペースの実施に要する経費に対し補助金を交付する「大津市子ども食堂等支援事業費補助金事業」を実施しています。		

⑬ 親子関係形成支援事業

事業内容	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。		
実施機関	母子保健課	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	核家族化等により、育児支援者が不足することによる育児不安の理由で医療機関等からの支援依頼が増加しています。本事業では、親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（BPプログラム）として、初めて育児をする生後2～4か月までのこどもの母親を対象に実施しています。新生児訪問時に第一子の家庭全数に教室の案内を行い、また育児不安が高い母親に対し、参加勧奨を行っています。 利用希望に応じて実施する事業であることから、今後も現状の実施体制を維持します。		

単位：人

大津市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	126	125	121	119	120
確保方策（B）	126	125	121	119	120
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

⑭ 地域子育て支援拠点事業

事業内容	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。		
実施機関	社会福祉法人等（こども・若者政策課）、子育てひろば ゆめっこ、大津市立児童館	提供体制	保健福祉ブロック
確保方策の内容	出生数の減少及び未就園の児童数が減少する影響で利用ニーズは減少傾向ですが、今後も地域において0歳から安心して子育て・子育てができるよう受入れ体制を維持します。		

単位：人回

区 域	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市全域	量の見込み（A）	143,027	141,866	140,148	137,498	136,249
	確保方策（B）	143,027	141,866	140,148	137,498	136,249
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
区 域	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
志賀	量の見込み（A）	12,675	12,611	12,505	12,312	11,606
	確保方策（B）	12,675	12,611	12,505	12,312	11,606
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
北部	量の見込み（A）	19,808	19,539	19,235	18,957	18,301
	確保方策（B）	19,808	19,539	19,235	18,957	18,301
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
中北部	量の見込み（A）	9,975	10,087	10,199	10,239	10,257
	確保方策（B）	9,975	10,087	10,199	10,239	10,257
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
中部	量の見込み（A）	63,017	62,209	61,374	60,280	61,610
	確保方策（B）	63,017	62,209	61,374	60,280	61,610
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
中南部	量の見込み（A）	7,682	7,972	7,741	7,506	7,076
	確保方策（B）	7,682	7,972	7,741	7,506	7,076
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
南部	量の見込み（A）	5,155	4,963	4,859	4,794	4,564
	確保方策（B）	5,155	4,963	4,859	4,794	4,564
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
東部	量の見込み（A）	24,715	24,485	24,235	23,410	22,835
	確保方策（B）	24,715	24,485	24,235	23,410	22,835
	差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

⑮－１ 一時預かり事業（幼稚園等の在園児を対象）：【１号認定】

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、幼稚園在園児を対象に、主として昼間に、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり保育を行います。		
実施機関	幼稚園、認定こども園	提供体制	保健福祉ブロック
確保方策の内容	保護者が就労しているなどにより、保育の必要性があるが幼稚園等での教育を希望する場合（新２号認定）の利用ニーズは、今後も高まっていく見込みです。また、長期休暇中の幼稚園の利用希望も高まっています。 現状は、利用希望に応じて事業を実施できる体制が確保されており、今後も利用ニーズに的確に対応できるよう実施体制を維持します。		

単位：人日

区 域	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市全域	量の見込み（Ａ）	149,221	148,369	141,363	128,237	109,283
	うち新２号	103,307	102,717	97,867	88,779	75,657
	うち新２号以外	45,914	45,652	43,496	39,458	33,626
	確保方策（Ｂ）	149,221	148,369	141,363	128,237	109,283
	差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

単位：人日

区 域	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
志賀	量の見込み(A)	10,889	10,827	10,316	9,358	7,975
	うち新2号	9,605	9,550	9,099	8,254	7,034
	うち新2号以外	1,284	1,277	1,217	1,104	941
	確保方策(B)	10,889	10,827	10,316	9,358	7,975
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
北部	量の見込み(A)	20,887	20,767	19,787	17,949	15,296
	うち新2号	15,143	15,056	14,345	13,013	11,089
	うち新2号以外	5,744	5,711	5,442	4,936	4,207
	確保方策(B)	20,887	20,767	19,787	17,949	15,296
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
中北部	量の見込み(A)	22,840	22,710	21,638	19,629	16,727
	うち新2号	14,367	14,285	13,611	12,347	10,522
	うち新2号以外	8,473	8,425	8,027	7,282	6,205
	確保方策(B)	22,840	22,710	21,638	19,629	16,727
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
中部	量の見込み(A)	19,302	19,191	18,285	16,587	14,136
	うち新2号	12,272	12,202	11,626	10,546	8,988
	うち新2号以外	7,030	6,989	6,659	6,041	5,148
	確保方策(B)	19,302	19,191	18,285	16,587	14,136
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
中南部	量の見込み(A)	28,750	28,586	27,236	24,707	21,055
	うち新2号	18,234	18,130	17,274	15,670	13,354
	うち新2号以外	10,516	10,456	9,962	9,037	7,701
	確保方策(B)	28,750	28,586	27,236	24,707	21,055
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
南部	量の見込み(A)	12,694	12,621	12,025	10,909	9,296
	うち新2号	10,220	10,161	9,682	8,783	7,484
	うち新2号以外	2,474	2,460	2,343	2,126	1,812
	確保方策(B)	12,694	12,621	12,025	10,909	9,296
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
東部	量の見込み(A)	33,859	33,667	32,076	29,098	24,798
	うち新2号	23,466	23,333	22,230	20,166	17,186
	うち新2号以外	10,393	10,334	9,846	8,932	7,612
	確保方策(B)	33,859	33,667	32,076	29,098	24,798
	差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

⑮－２ 一時預かり事業（その他）：【幼稚園在園児以外を対象】

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児について、主として昼間に、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり保育を行います。		
実施機関	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業等	提供体制	保健福祉ブロック
確保方策の内容	保育施設への入所が困難な状況により、保育施設で実施する一般型の一時預かり事業に対するニーズは増加しています。保育士不足のため拡充を図ることが難しい現状ですが、一定の需要が見込まれることから、今後もニーズに応じた実施体制を、各園の運営状況に応じて確保します。		

単位：人日

区 域	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市全域	量の見込み（Ａ）	10,525	10,520	10,397	10,199	9,970
	確保方策（Ｂ）	10,525	10,520	10,397	10,199	9,970
	差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
区 域	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
志賀	量の見込み（Ａ）	0	0	0	0	0
	確保方策（Ｂ）	0	0	0	0	0
	差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
北部	量の見込み（Ａ）	2,888	2,885	2,852	2,798	2,734
	確保方策（Ｂ）	2,888	2,885	2,852	2,798	2,734
	差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
中北部	量の見込み（Ａ）	496	496	490	480	470
	確保方策（Ｂ）	496	496	490	480	470
	差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
中部	量の見込み（Ａ）	1,167	1,167	1,153	1,131	1,106
	確保方策（Ｂ）	1,167	1,167	1,153	1,131	1,106
	差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
中南部	量の見込み（Ａ）	1,755	1,755	1,734	1,701	1,663
	確保方策（Ｂ）	1,755	1,755	1,734	1,701	1,663
	差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
南部	量の見込み（Ａ）	2,106	2,105	2,081	2,041	1,995
	確保方策（Ｂ）	2,106	2,105	2,081	2,041	1,995
	差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
東部	量の見込み（Ａ）	2,113	2,112	2,087	2,048	2,002
	確保方策（Ｂ）	2,113	2,112	2,087	2,048	2,002
	差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

⑩ 病児保育事業

事業内容	保護者の就労等で病気のこどもを自宅で保育できない場合（病児保育）や、病気の回復期で集団保育が困難な場合（病後児保育）に、診療所や保育所の専用スペースで保育を実施します。		
実施機関	医療機関、保育施設	提供体制	保健福祉ブロック
確保方策の内容	志賀・北部区域での整備を進めます。また、潜在的な市民ニーズへ対応するため、東部以外の区域における病院併設型の事業参入についても検討を進めます。		

単位：人口

区域	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市全域	量の見込み（A）	1,953	1,989	2,013	2,012	1,991
	確保方策（B）	2,035	2,035	2,035	2,035	2,035
	差引（B）－（A）	82	46	22	23	44

区域	項 目	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
志賀・北部	量の見込み（A）	395	399	403	406	396
	確保方策（B）	0	0	0	0	0
	差引（B）－（A）	▲395	▲399	▲403	▲406	▲396
中北部・中部	量の見込み（A）	257	263	270	275	281
	確保方策（B）	340	340	340	340	340
	差引（B）－（A）	83	77	70	65	59
中南部・南部	量の見込み（A）	231	240	239	240	230
	確保方策（B）	405	405	405	405	405
	差引（B）－（A）	174	165	166	165	175
東部	量の見込み（A）	1,070	1,087	1,101	1,091	1,084
	確保方策（B）	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
	差引（B）－（A）	220	203	189	199	206

⑰ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

事業内容	仕事と育児の両立支援及び地域での子育て支援を目的とし、育児の援助を受けたい人と援助ができる人とで構成する会員組織で、アドバイザーが会員間のニーズ調整を行い、援助活動を実施します。		
実施機関	大津市ファミリーサポートセンター（こども・若者政策課）	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	従来の傾向として、預かり・送迎の利用ニーズ利用数の増減は個別事案によるところが大きいことから、引き続き、それぞれのニーズに合わせて制度を活用できるよう、特に、依頼も援助も行うことのできる「両方会員」での加入を促進し、将来的に持続可能な組織体制の構築をめざします。今後も、地域資源を活用し、事業周知により会員の確保を図ること、安定的な実施体制を維持します。		

単位：人日

大津市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3,566	3,522	3,461	3,386	3,313
確保方策（B）	3,566	3,522	3,461	3,386	3,313
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

⑱ 妊婦健康診査事業

事業内容	母子保健法に基づき、妊婦が妊娠週数に合わせて時期ごとに必要となる検査を受診できるよう、医療機関等に委託しています。 本市では、妊婦健康診査受診券を「母子健康手帳別冊」に綴じ込み、母子健康手帳と一緒に交付しています。基本健康診査一人当たり14回、多胎妊娠の方には19回の費用助成を行っています。		
実施機関	医療機関	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	全ての妊婦の経済的負担を軽減し、健やかに安心して出産できるよう今後も現状の実施体制を維持します。 なお、令和6年4月から、妊婦健康診査費用（各受診券記載の検査等に限る）については自己負担分の償還払いを開始しています。また、出産予定日（妊娠40週0日）以降の14回（多胎妊娠の方は19回）を超えた基本健康診査（医師が必要と認めた回数）の費用について、償還払い手続きにより無料化します。		

単位：人回

大津市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	27,968	27,611	26,896	26,479	26,563
確保方策（B）	27,968	27,611	26,896	26,479	26,563
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

⑱ 産後ケア事業

事業内容	産科医療機関等での短期入所事業・通所事業・居宅訪問事業を通じて、助産師等の専門職による産後の母子に対しての心身のケアや育児サポート等を行います。		
実施機関	医療機関、助産院など	提供体制	大津市全域
確保方策の内容	産後ケア事業の利用者は、年々増加しています。出産後4か月（居宅訪問事業にあっては1年）を経過しない方を対象としていますが、国が示す方針を踏まえつつ、本市の支援対象について検討します。 産後ケア事業を実施する施設の拡充に努め、国の示す産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子の産後ケアの実施体制をめざします。		

単位：人口

大津市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	327	318	301	292	295
確保方策（B）	327	318	301	292	295
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

⑳ 乳児等通園支援事業

事業内容	保育所等を利用していない3歳未満の乳幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するために保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行います。		
実施機関	－	提供体制	－
確保方策の内容	本市では、当該事業実施に向け、受け皿となる施設及び保育士等の確保が課題です。 令和7年度は補助事業としての位置づけであり、現時点で当該事業実施の予定はありませんが、一時預かり事業等、既存の事業でニーズへの対応を図ります。 令和8年度以降に給付事業として制度化された場合の実施方針については、こども家庭庁が実施している試行的事業の実施状況や県の動向を踏まえ、実施体制について検討します。		

4 教育・保育の提供及び推進体制の確保について

認定こども園の普及についての基本的な考え方

●認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、国では普及を図ることとされています。

民間事業者による認定こども園の開設については、事業者の意向や教育・保育提供区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」の状況を考慮しながら普及に努めます。

なお、幼稚園、保育所から認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における、基本指針^(※1)第三の四二(二)(2)ウに定める「子ども・子育て支援事業計画で定める数」は、民間事業者の移行希望を踏まえ、以下のとおりとします。

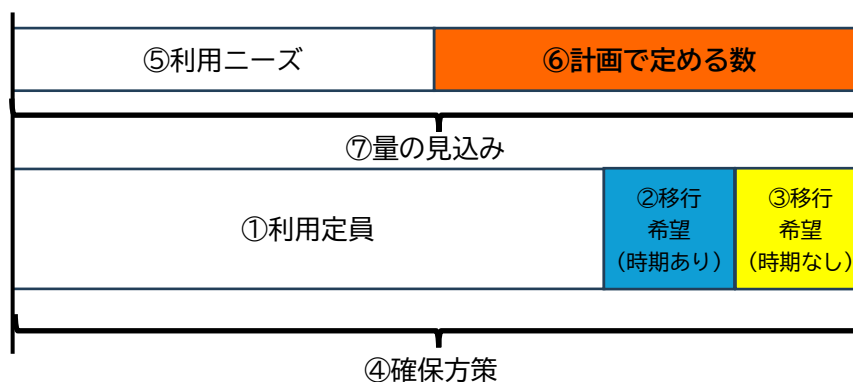
(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①1号利用定員 ^(※2)	3,472	3,387	3,387	3,387	3,387
②認定こども園移行による認可・認定希望(希望時期あり) ^(※3)	15	15	15	30	30
③認定こども園移行による認可・認定希望(希望時期なし) ^(※3)	0	75	75	75	75
④確保方策(①+②+③)	3,487	3,477	3,477	3,492	3,492
⑤1号利用ニーズ ^(※2)	2,001	1,957	1,898	1,847	1,730
⑥計画で定める数(④-⑤)	1,486	1,520	1,579	1,645	1,762
⑦量の見込み(⑤+⑥)	3,487	3,477	3,477	3,492	3,492

(※1)「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のこと。

(※2)表中①、⑤は、認定こども園移行の希望があった園が所在する区域(北部・中北部・中部・中南部・東部)に限る。

(※3)表中②、③は、計画期間の累計値である。



質の高い教育・保育の提供と 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、全ての乳幼児の育ちを保障するため、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。

そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が重要となるため、次のような取組を進めます。

●幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実

教育・保育の質の向上のため、研修体制を整えることが不可欠です。園外での研修を保障するだけでなく、日常の保育においてこどもの育ちを振り返り、保育内容を研究し、教育・保育を常に改善するためにも、幼児教育アドバイザーや保育アドバイザーも活用しながら園内での研修を充実していきます。研修・研究を通して、「環境を通して行う教育・保育」「乳幼児期にふさわしい生活」「育ちや学びの基礎を培う主体的な遊び」における指導力の向上を図るとともに、近年増加する虐待やアレルギー等に対応できる専門性の向上をめざします。また、幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育所のお互いの役割や専門性、教育・保育内容を相互理解するとともに、これからの幼児教育・保育について学び合うための合同研修も実施します。

●特に配慮を要するこどもに関わる職員の資質向上

全てのこどもの健やかな育ち、こどもの最善の利益の保障の重要性から、障害のあるこどもや特別な支援を要するこどもについて、個々に応じた適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

●保育人材の確保と人材育成

様々な教育・保育の量的確保や質の改善のためには、保育人材の確保や人材育成が重要となります。保育に係る仕事の魅力を発信し、雇用を促進する補助金や、処遇改善に向けた補助金等を通して、保育人材の確保に努めるとともに、業務改善等を通して労働環境の改善に努めます。

また、幼児教育アドバイザーや保育アドバイザーを活用しながら、園内の保育改善への意欲や、コミュニケーションの活性化に努めます。

地域子ども・子育て支援事業の充実

在宅の子育て家庭を含めて全ての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域子ども・子育て支援事業の質・量にわたる充実が重要であり、下記のような点に留意が必要であると考えます。

- 妊娠・出産期からの切れ目のない地域支援体制の確保
- 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- 子育て家庭が気軽につどい、交流する場の提供
- 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- 地域活動との結びつき、人材の活用

教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園・保育所・認定こども園は、こども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育施設や小規模保育施設等の地域型保育事業は、ニーズの高い3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。地域型保育施設と連携園との交流や協力体制により、満3歳以降も引き続き保護者が安心して教育・保育が受けられることが大切です。こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校・中学校との連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、幼児期の育ちと学びを基盤として、自立した個人として、社会の担い手になるまで、こころ豊かにたくましく生きるための力の育成をめざすものです。

そのためには、幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校、さらには中学校までが、共にこどもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校・中学校との交流や意見交換、合同研究等、こどもの育ちと学びをつなぐための連携と円滑な接続の支援に取り組めます。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う給付制度である「子育てのための施設等利用給付」において、公正かつ適正な支給を確保し、保護者の経済的負担の軽減や利便性等へ配慮した給付を引き続き実施します。

また、給付の円滑な実施のために、特定子ども・子育て支援施設と日常的に連絡を密に行うほか、定期的に確認指導を実施するとともに、滋賀県との緊密な連携を図ります。



第6章

施策の推進

1 推進体制

庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織でみるとこども・若者、子育て支援担当部局だけでなく、福祉部局、母子保健担当部局、教育委員会等、広範囲にわたっています。

そのため、計画策定担当課（こども・若者政策課）を中心とした各部署間の綿密な情報交換や連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

なお、近年の国や県の動きを踏まえ、こども・若者、子育て支援施策の推進に係る組織上の課題解決につなげるため、こどもを軸とした連携を深め、必要な支援を、時機を逃さずに届けられることができるよう、以下の3つの視点でこども関係部局を再編し、令和7年度からは新たな組織体制とします。

- 妊娠・出産、子育てまでつながりのある支援体制の構築
- こどもや家庭の状況に寄り添い、専門的な関わりをつないで途切れなく支援
- 市民にとって分かりやすい組織

関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所等の行政組織や、こども・若者の育みに関係する民間団体・市民ネットワーク及び地域住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、行政と各種団体、地域住民との協力を強化します。

国・県との連携

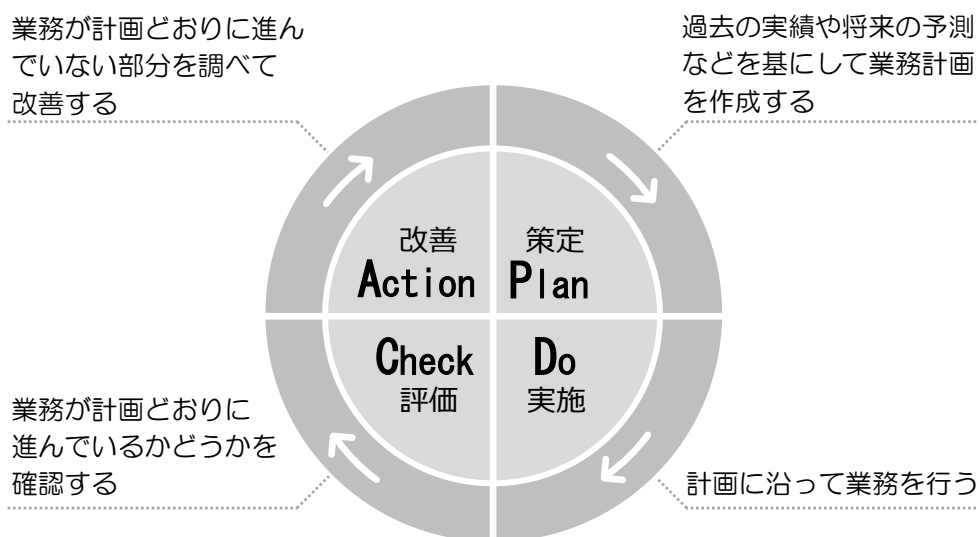
地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

また、幼稚園や保育所の広域利用、被虐待児への対応や障害のあるこども・若者への対応等、専門的な支援を必要とする場合には、国や県、近隣市町村との連携・調整のもと、より充実した取組を進めます。

2 計画の進捗管理・評価

各年度において、活動指標の進捗及び各施策の実施状況や実績等について点検・評価するとともに、大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、大津市青少年問題協議会において審議し、計画の進捗を管理し、その結果を市のホームページ等により公表します。

また、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、点検・評価結果に基づいて、対策の実施や、必要に応じて内容の見直しを行い、事業の進捗を図ります。



3 こども・若者の意見を施策に反映させる取組

令和5年4月に施行された「こども基本法」においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として明示されており、本計画に掲げる施策の推進においては、こどもの意見やニーズを把握するように努め、こどもの意見を尊重しながら取組を進めていきます。

巻末資料

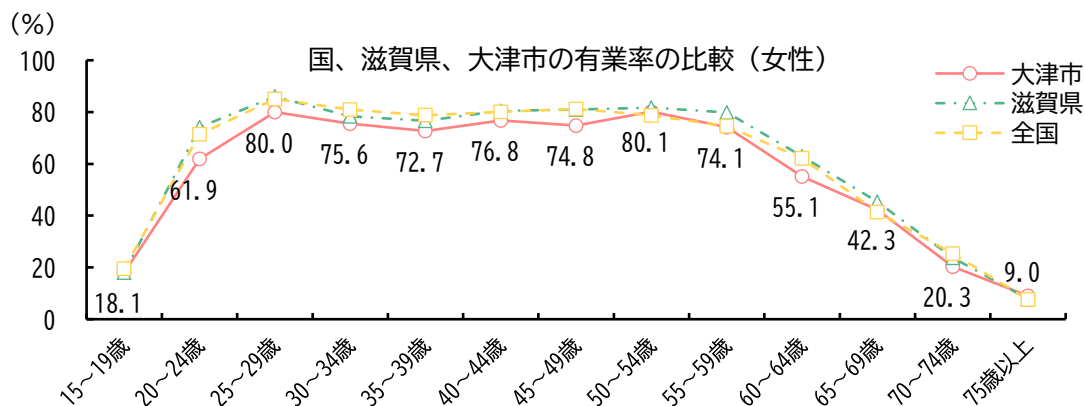
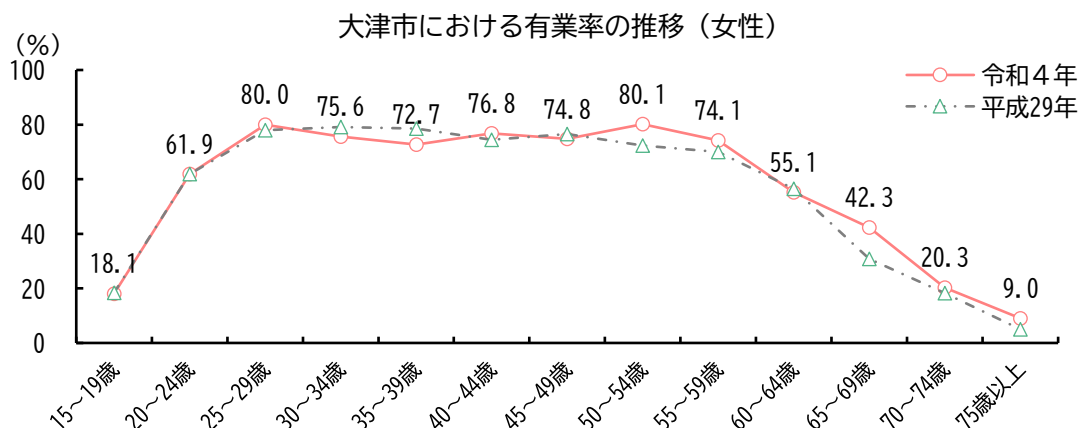
1 こども・子育て、若者に関する調査と概況

※集計結果は全て、小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、合計値が 100.0%にならない場合があります。グラフ及び表のn数（number of case）は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

（1）こども・若者の育ちの環境

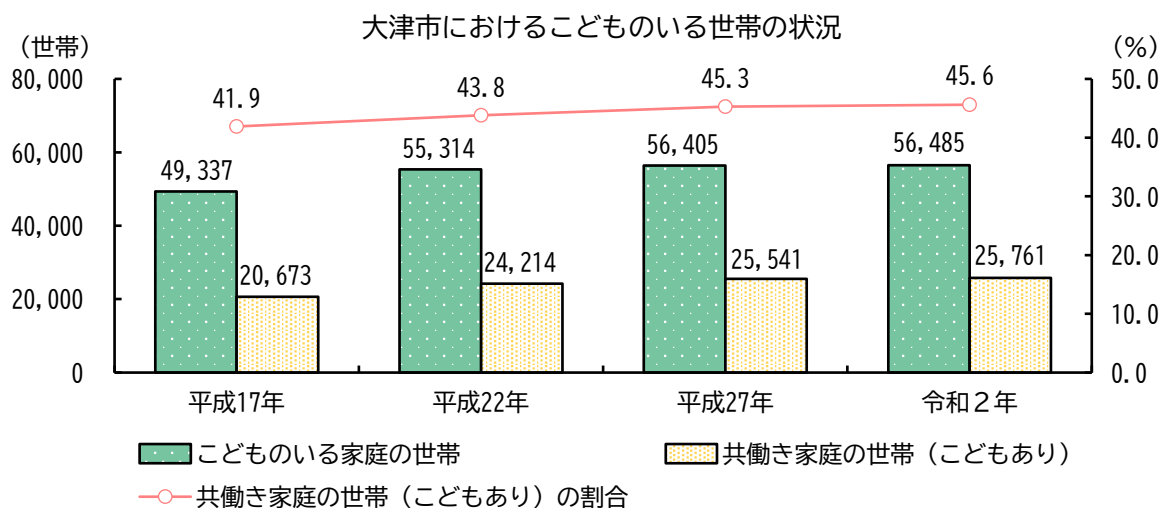
① 女性及びこどものいる家庭の母親の就業状況

令和4年の女性の有業率は、20歳代後半でピークを迎え、30歳代で低下し、その後再び上昇するというM字曲線を描いており、結婚、出産、子育て期に就業している女性の割合が低下していることが分かります。結婚、出産、子育て期である30歳代の有業率は、平成29年と比較し、令和4年では低くなっています。



資料：総務省「就業構造基本調査」（令和4年）

本市における20歳未満のこどもがいる世帯のうち、共働き家庭の世帯数は平成17年以降増加しており、令和2年では25,761世帯と、平成17年と比べて5,088世帯増加しています。また、こどものいる共働き家庭の世帯の割合は、こどものいる家庭の世帯の4割強を占めており、今後もこどものいる共働き家庭の世帯の割合は一定の水準を保って推移していくと考えられます。



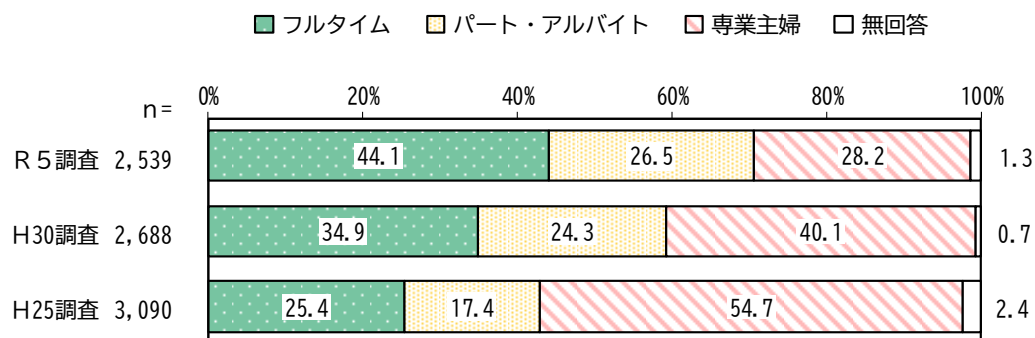
資料：国勢調査

② 未就学児童及び小学校低学年の母親の就労形態

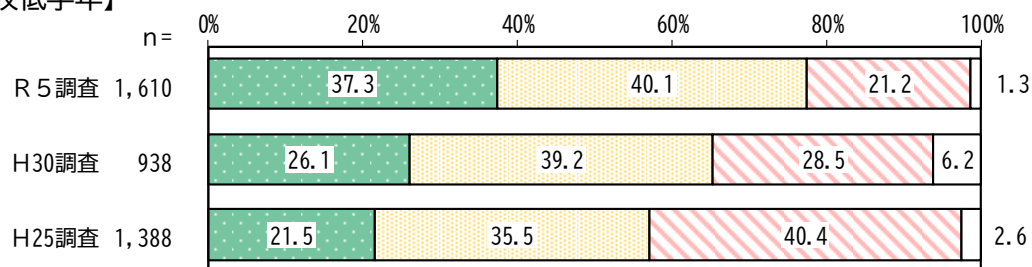
未就学児童及び小学校低学年の母親の就労状況は、前回（平成30年）調査と比べて就労する母親の割合が大きく上昇しており、今後も就労を望む母親が多くなっています。

未就学児童及び小学校低学年の母親の就労状況

【未就学児童】

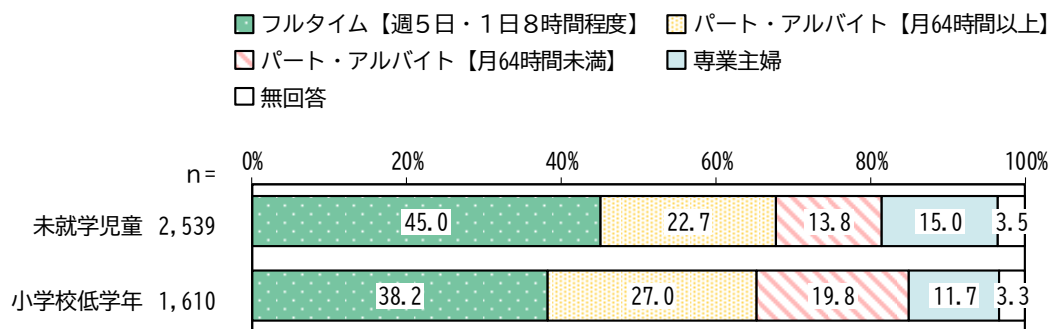


【小学校低学年】



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

将来的な就労希望

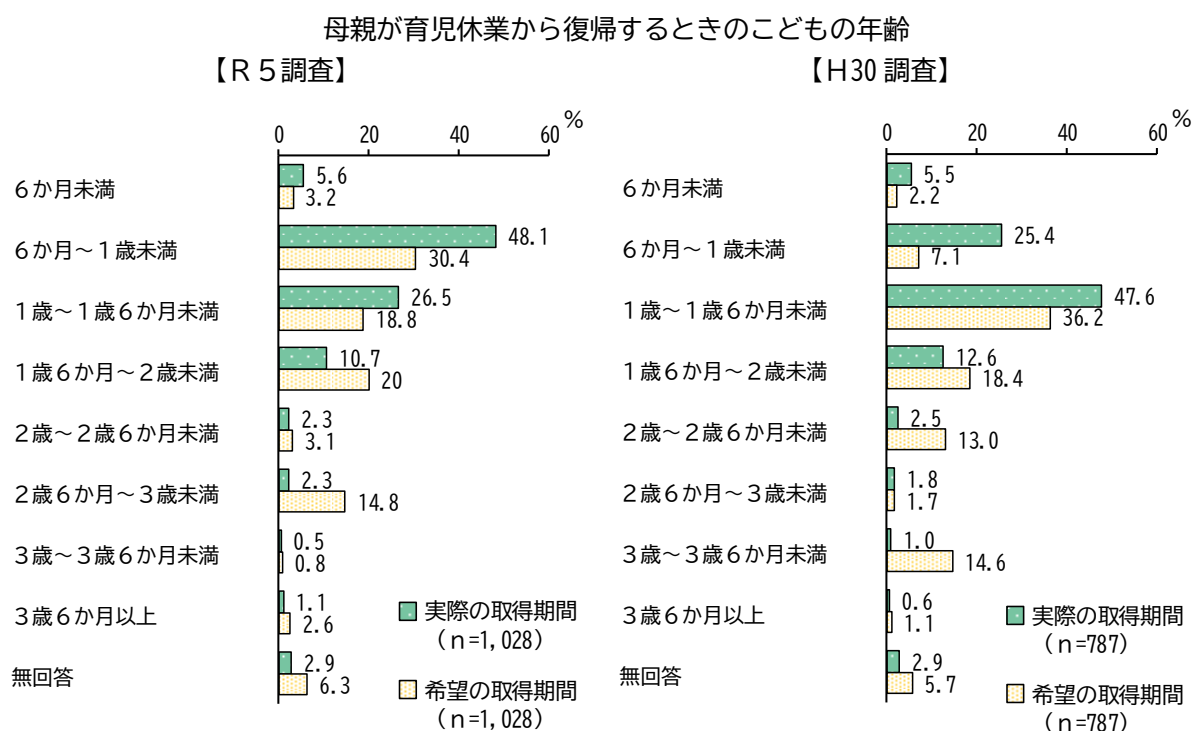


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

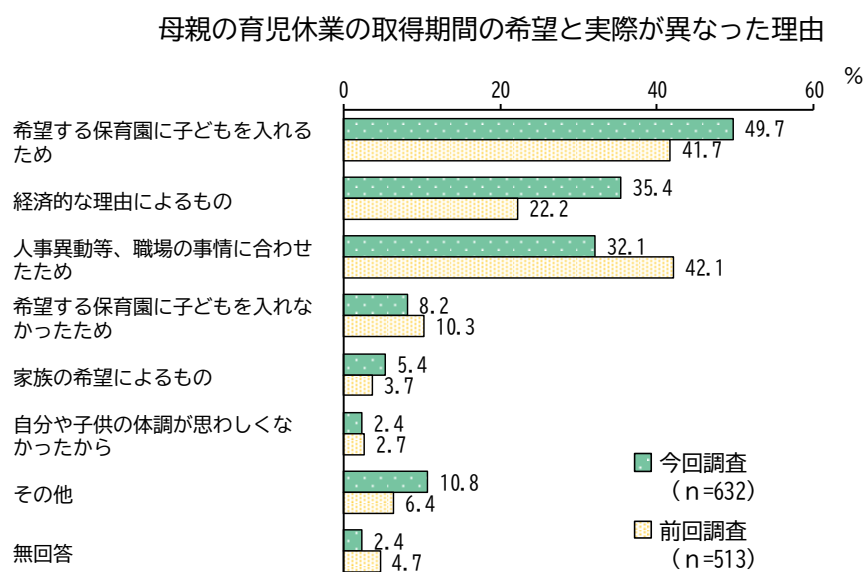
③ 育児休業の取得状況

育児休業の取得期間は、母親では実際の取得期間、希望の取得期間共に、こどもが6か月から1歳未満が最も多くなっており、前回（平成30年）調査と比較して実際の取得期間・希望の取得期間共に短くなっています。

取得期間の希望と实际が異なった理由は、母親では「希望する保育園に子どもを入れるため」、「経済的な理由によるもの」、「人事異動等職場の事情に合わせたため」と回答した割合が多く、特に、母親では「希望する保育園に子どもを入れるため」、「経済的な理由によるもの」と回答した割合は前回調査より多くなっています。

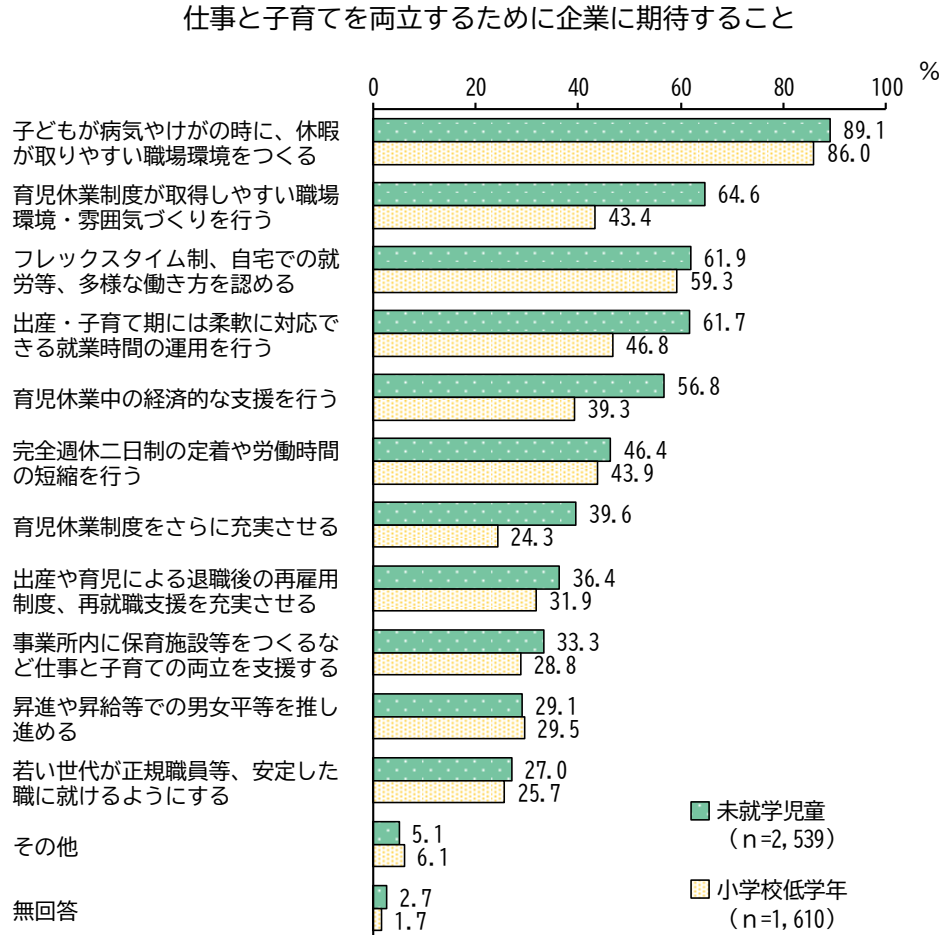


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

仕事と子育てを両立するために企業に期待することについて、「子どもが病気やけがの時に、休暇が取りやすい職場環境をつくる」「育児休業制度が取得しやすい職場環境・雰囲気づくりを行う」等が上位項目となっています。

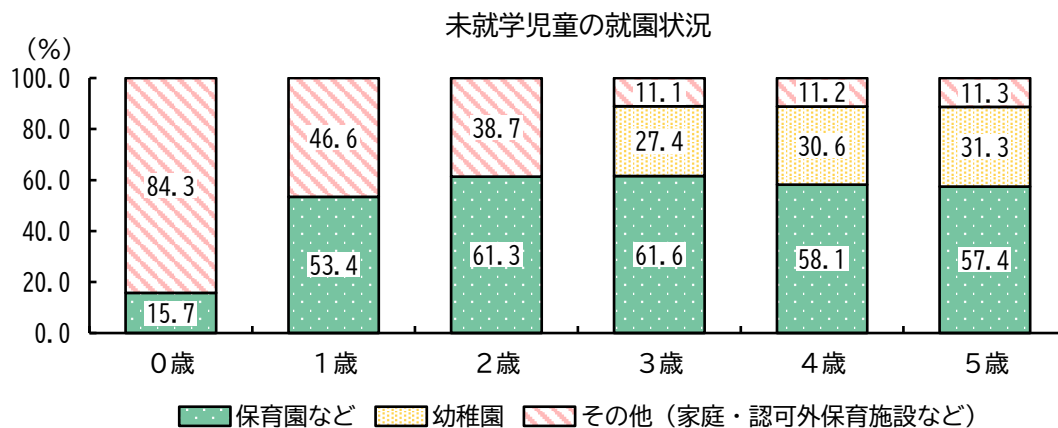


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

④ 定期的な教育・保育事業の利用

未就学児童の就園状況をみると、0歳では8割以上が家庭にいるものの、1、2歳で保育所等の在園者数が急増しています。

幼稚園へ通園可能となる3歳以上においては、「保育園など」が約6割、「幼稚園」が約3割と約9割が在園しています。

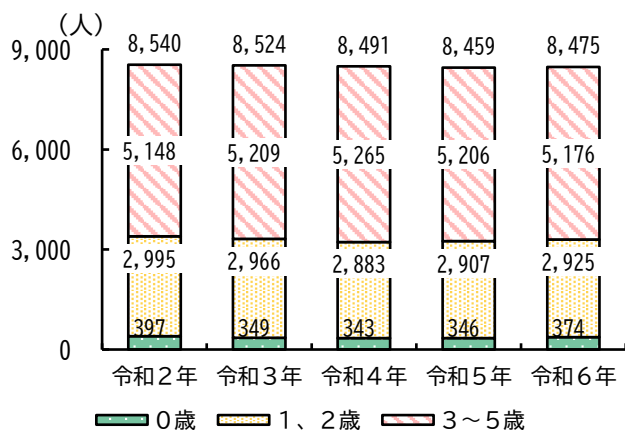


資料：大津市子ども・若者政策課
(令和6年4月1日時点 (幼稚園は令和6年5月1日時点))

認可保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業所の在園児数は、令和6年には8,475人となっており、令和2年と比べて65人減少しています。

待機児童数は令和2年から令和5年にかけて1人～6人で推移していましたが、令和6年に大きく増加し184人となっています。

認可保育所・認定こども園（保育所部分）・
地域型保育事業所の在園児数



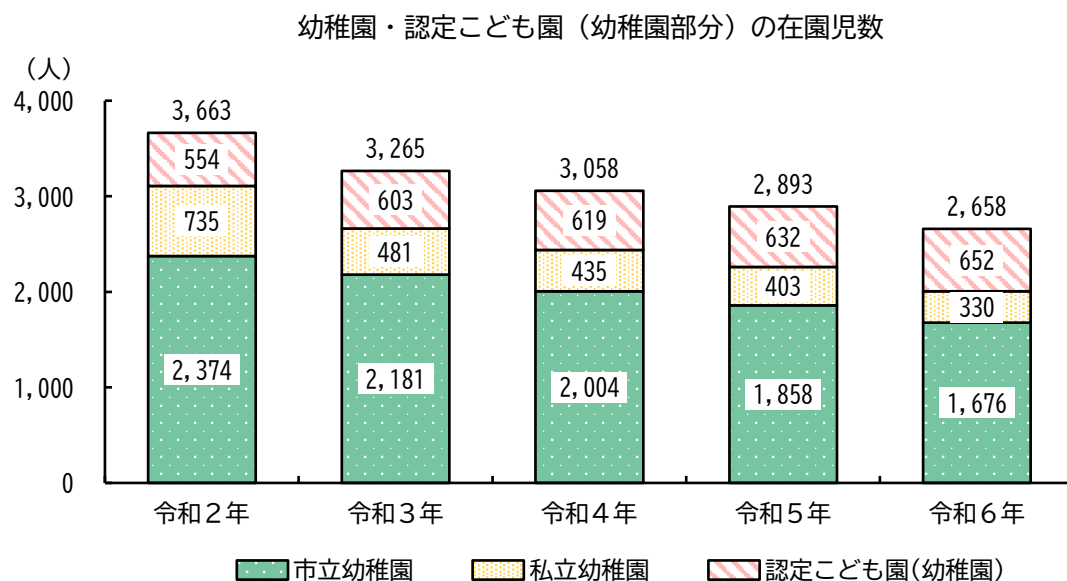
待機児童数の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	1	0	0	0	6
1、2歳児	3	1	2	4	169
3歳以上児	0	0	2	2	9
全体	4	1	4	6	184

※広域委託を含む
資料：大津市子ども・若者政策課（各年4月現在）

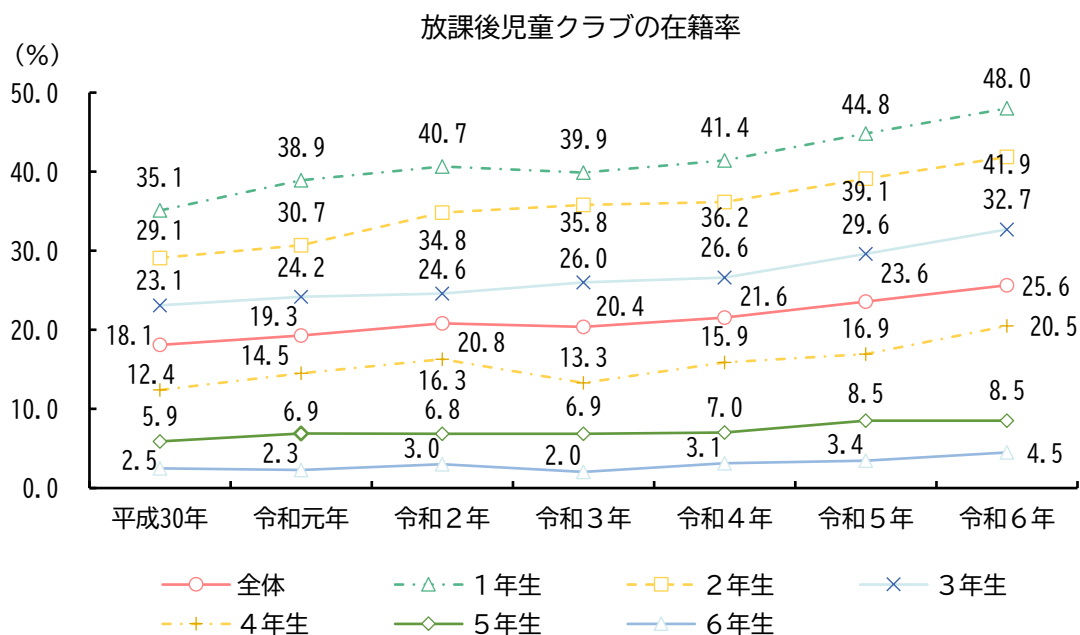
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の在園児数は令和2年以降減少しており、令和6年には2,658人となっています。



※市内施設のみ

資料：大津市子ども・若者政策課（各年5月1日（認定こども園は4月1日））

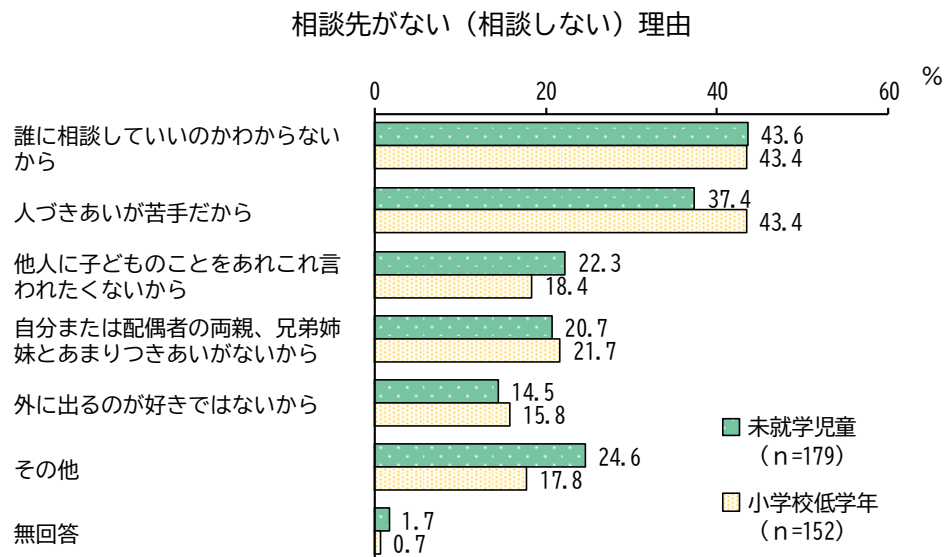
放課後児童クラブの在籍率をみると、低学年を中心に右肩上がりで増加しています。今後も在籍率は全体的に増加すると考えられますが、こどもの人口の減少に伴い、横ばいで推移する局面に差し加かることが予想されます。



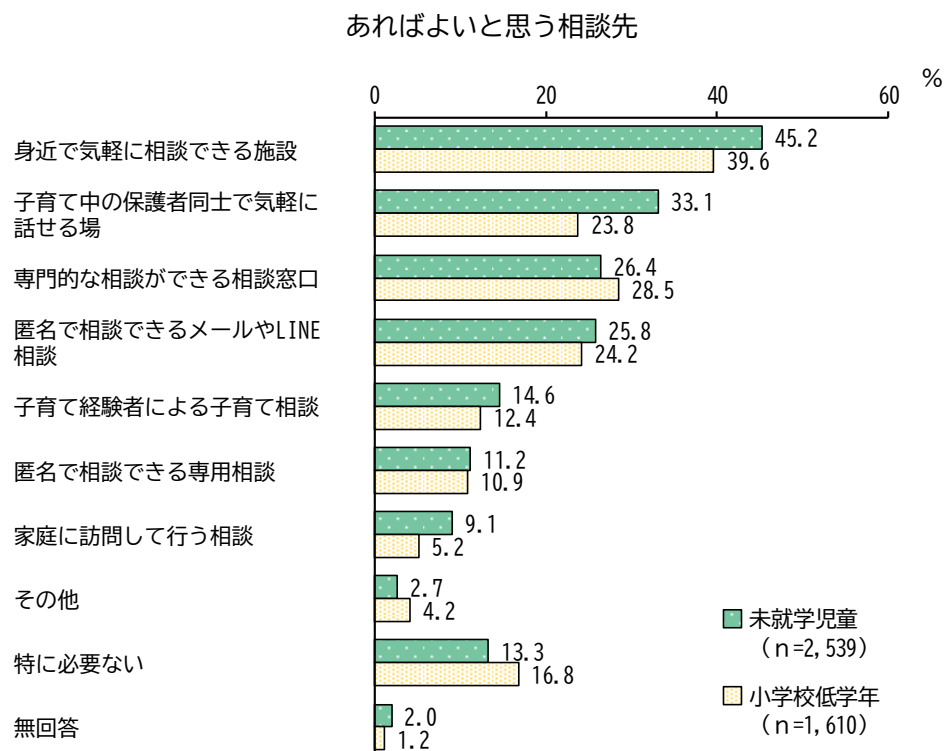
資料：大津市児童クラブ課（各年5月1日現在）

⑤ 子育てに関する相談先がない（相談しない）理由やあればよい相談先

相談先がない（相談しない）理由では、「誰に相談していいのかわからないから」が未就学児童保護者、小学生保護者共に4割を超えており、あればよいと思う相談先には「身近で気軽に相談できる施設」が最も高い割合を占めています。



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

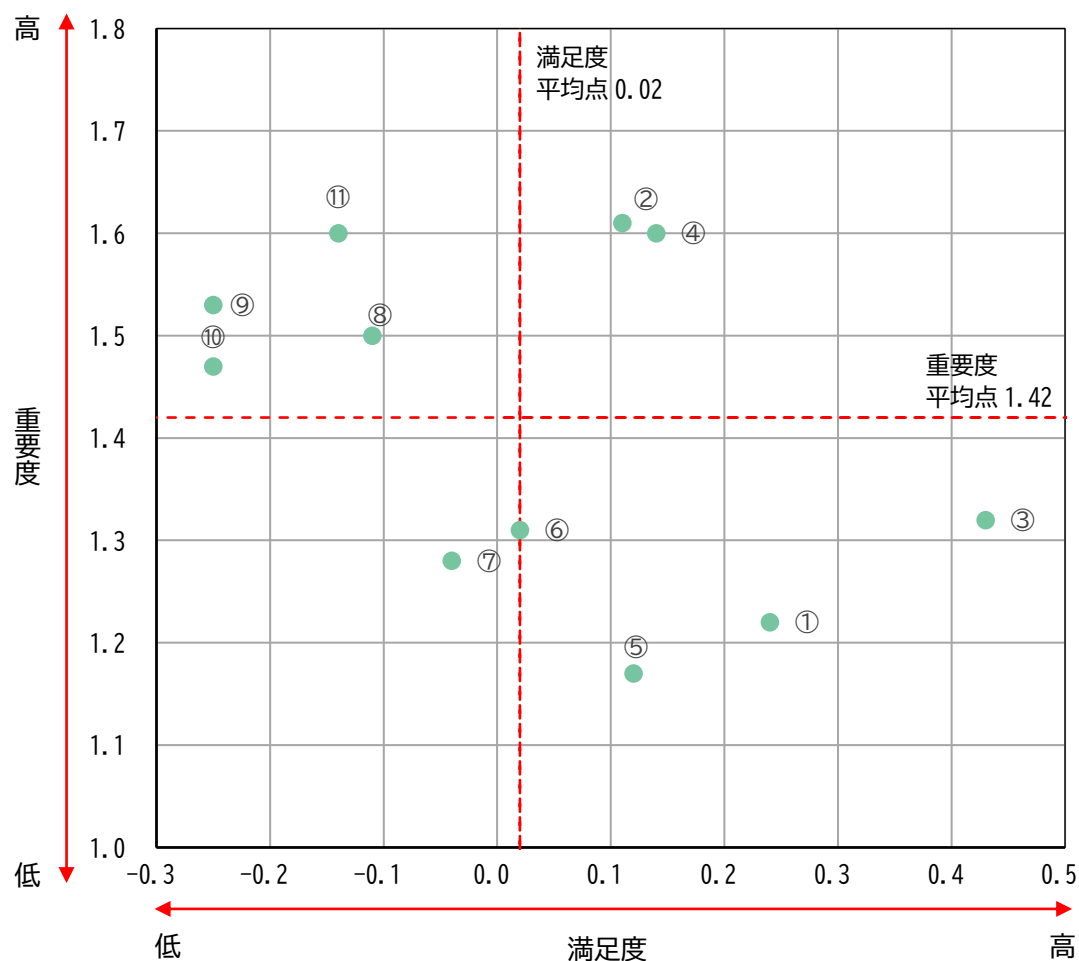


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

⑥ こども・若者支援施策の重点改善項目の分析

<未就学児童>

「⑧障害のある子ども・若者への支援」、「⑨いじめなどの困難を抱える子ども・若者への支援」、「⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援」、「⑪児童虐待を防止するための対策や啓発」が、重要度が高い一方で満足度が低いため、今後の課題として検討が必要であると考えられます。特に、「⑪児童虐待を防止するための対策や啓発」が最重要項目となっていると考えられます。



項目一覧

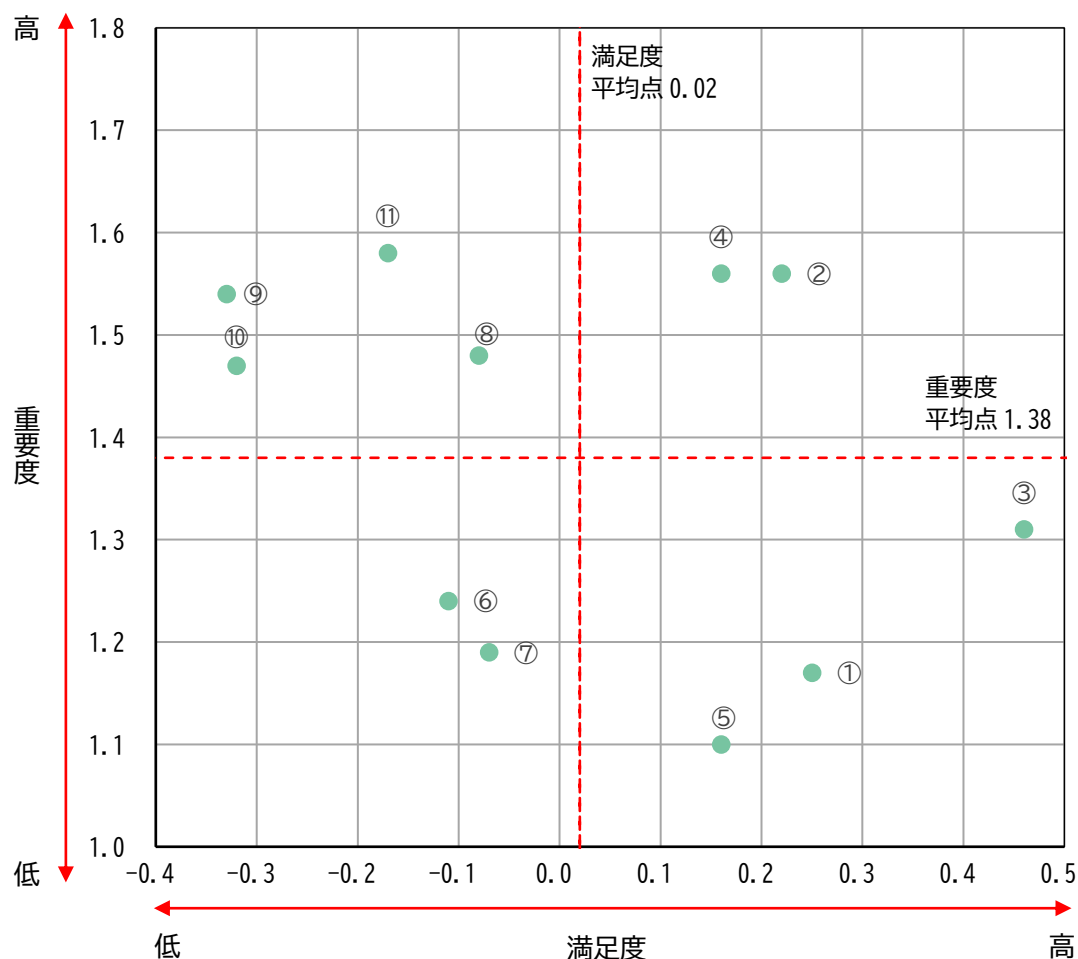
	満足度	重要度
①妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制	0.24	1.22
②就労支援としての保育園等の保育サービス環境	0.11	1.61
③幼児教育としての幼稚園の利用のしやすさ	0.43	1.32
④子どもの安心・安全を確保するための活動や環境	0.14	1.60
⑤子どもが参加しやすい多様な体験機会	0.12	1.17
⑥地域における遊び場の提供や親子の居場所づくり	0.02	1.31
⑦地域で子育てを支える社会環境づくり	-0.04	1.28
⑧障害のある子ども・若者への支援	-0.11	1.50
⑨いじめなどの困難を抱える子ども・若者への支援	-0.25	1.53
⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援	-0.25	1.47
⑪児童虐待を防止するための対策や啓発	-0.14	1.60

※ グラフの破線は「重要度」・「満足度」の各平均値を示す。表は、「重要度」・「満足度」の各平均値と比較して、重要度が高く満足度が低い（今後の重点課題として検討が考えられる）取組について「薄い網掛け」としている。

資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

<小学校低学年>

未就学児童と同様に「⑧障害のある子ども・若者への支援」、「⑨いじめなどの困難を抱える子ども・若者への支援」、「⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援」、「⑪児童虐待を防止するための対策や啓発」が、重要度が高い一方で満足度が低いため、今後の課題として検討が必要であると考えられます。特に、「⑪児童虐待を防止するための対策や啓発」が最重点項目となっていると考えられます。



項目一覧

	満足度	重要度
①妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制	0.25	1.17
②就労支援としての保育園等の保育サービス環境	0.22	1.56
③幼児教育としての幼稚園の利用のしやすさ	0.46	1.31
④子どもの安心・安全を確保するための活動や環境	0.16	1.56
⑤子どもが参加しやすい多様な体験機会	0.16	1.10
⑥地域における遊び場の提供や親子の居場所づくり	-0.11	1.24
⑦地域で子育てを支える社会環境づくり	-0.07	1.19
⑧障害のある子ども・若者への支援	-0.08	1.48
⑨いじめなどの困難を抱える子ども・若者への支援	-0.33	1.54
⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援	-0.32	1.47
⑪児童虐待を防止するための対策や啓発	-0.17	1.58

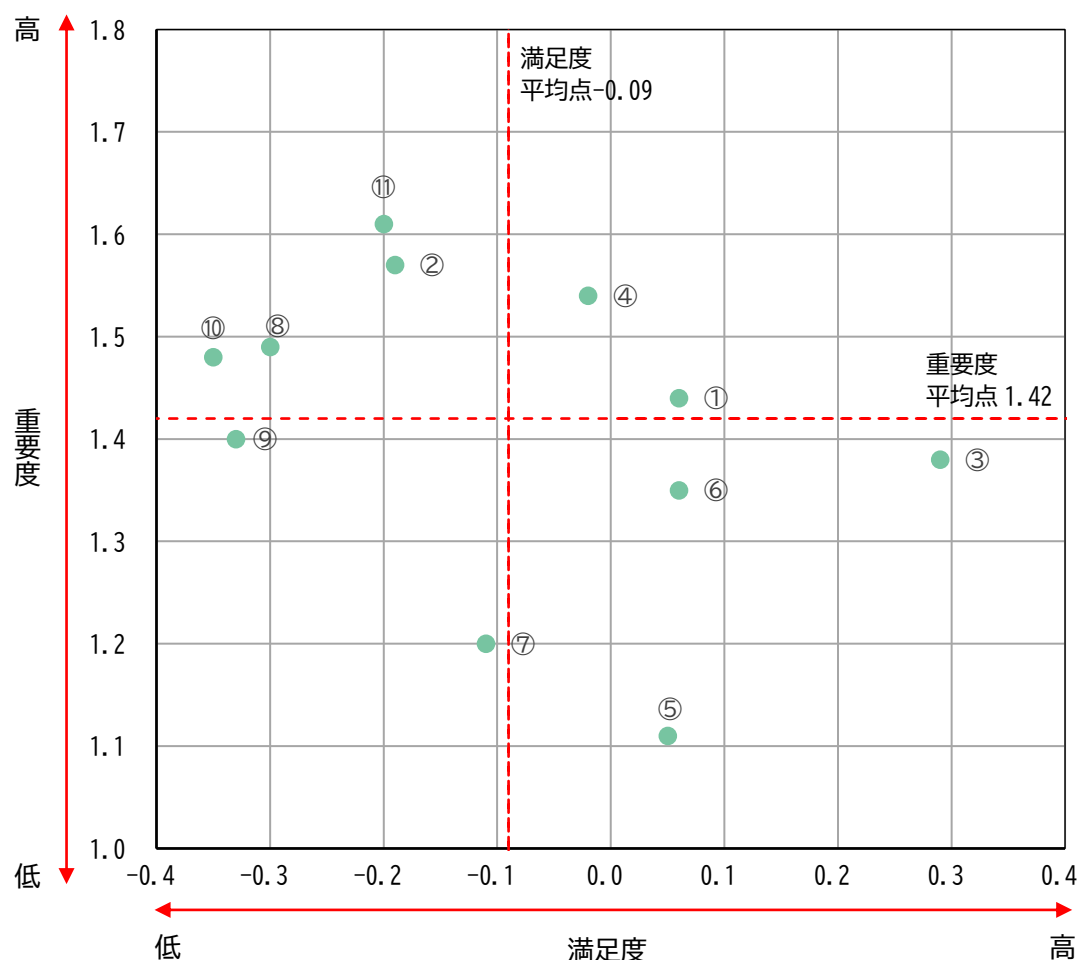
※ グラフの破線は「重要度」「満足度」の各平均値を示す。表は、「重要度」「満足度」の各平均値と比較して、重要度が高く満足度が低い（今後の重点課題として検討が考えられる）取組について「薄い網掛け」としている。

資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

<若者>

「②就労支援としての保育園等の保育サービス環境」、「⑧障害のある子ども・若者への支援」、「⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援」、「⑪児童虐待を防止するための対策や啓発」が、重要度が高い一方で満足度が低いため、今後の課題として検討が必要であると考えられます。

また、未就学児童・小学校低学年と比較すると、若者では「②就労支援としての保育園等の保育サービス環境」が重要改善項目として課題となっています。



項目一覧

	満足度	重要度
①妊娠・出産・子育てに関する相談窓口等の体制	0.06	1.44
②就労支援としての保育園等の保育サービス環境	-0.19	1.57
③幼児教育としての幼稚園の利用のしやすさ	0.29	1.38
④子どもの安心・安全を確保するための活動や環境	-0.02	1.54
⑤子どもが参加しやすい多様な体験機会	0.05	1.11
⑥地域における遊び場の提供や親子の居場所づくり	0.06	1.35
⑦地域で子育てを支える社会環境づくり	-0.11	1.20
⑧障害のある子ども・若者への支援	-0.30	1.49
⑨いじめなどの困難を抱える子ども・若者への支援	-0.33	1.40
⑩貧困等の困難な状況にある子どもの学習や生活支援	-0.35	1.48
⑪児童虐待を防止するための対策や啓発	-0.20	1.61

※ グラフの破線は「重要度」「満足度」の各平均値を示す。表は、「重要度」「満足度」の各平均値と比較して、重要度が高く満足度が低い（今後の重点課題として検討が考えられる）取組について「薄い網掛け」としている。

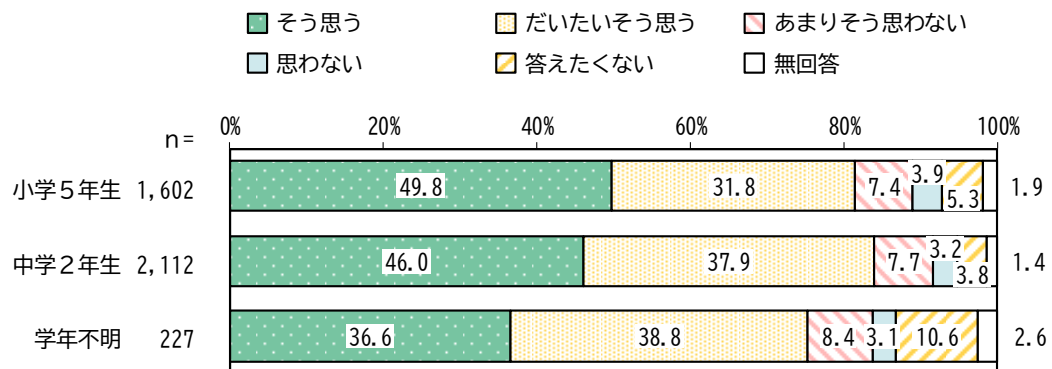
資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

⑦ こども・若者の意見表明

家庭や学校で考えや思っていることを聞いてもらっていると思うかについては、「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせた、『考えや思っていることを聞いてもらっていると思う』人が、小学校5年生で81.6%、中学校2年生で83.9%、学年不明で75.4%となっています。

一方で、「あまりそう思わない」と「思わない」を合わせた、『考えや思っていることを聞いてもらっていると思わない』人が、いずれの学年でも1割を超えています。

家庭や学校で考えや思っていることを聞いてもらっていると思うか

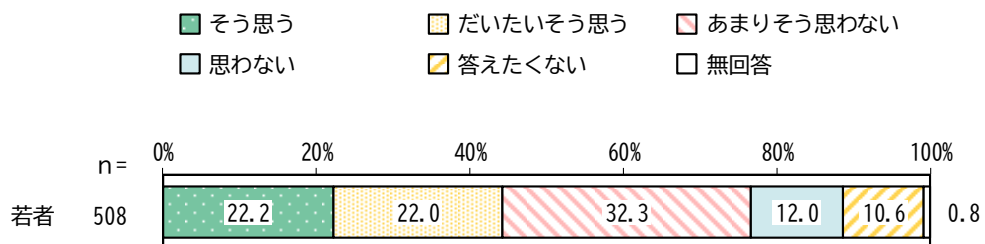


資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

若者について、国や市に対して自分の意見を伝えたいかどうかは、「あまりそう思わない」が32.3%と最も高く、「そう思わない」(12.0%)と合わせると、『(国や市に対して自分の意見を伝えたいと) 思わない』人が44.3%となっています。

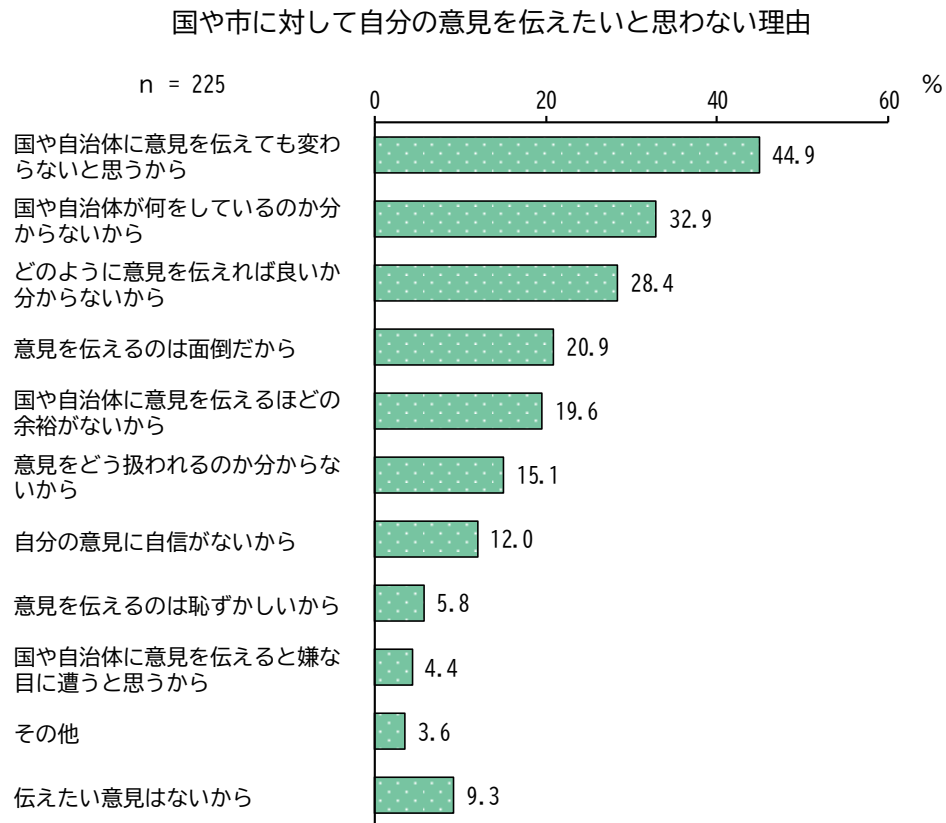
一方で、「そう思う」(22.2%)と「ややそう思う」(22.0%)を合わせた『(国や市に対して自分の意見を伝えたいと) 思う』人が44.2%となっています。

国や市に対して自分の意見を伝えたいか



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

国や市に対して自分の意見を伝えたいと思わない理由は、「国や自治体に意見を伝えても変わらないと思うから」が44.9%と最も高く、次いで「国や自治体は何をしているのか分からないから」(32.9%)、「どのように意見を伝えれば良いか分からないから」(28.4%)となっています。



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

(2) 地域の状況

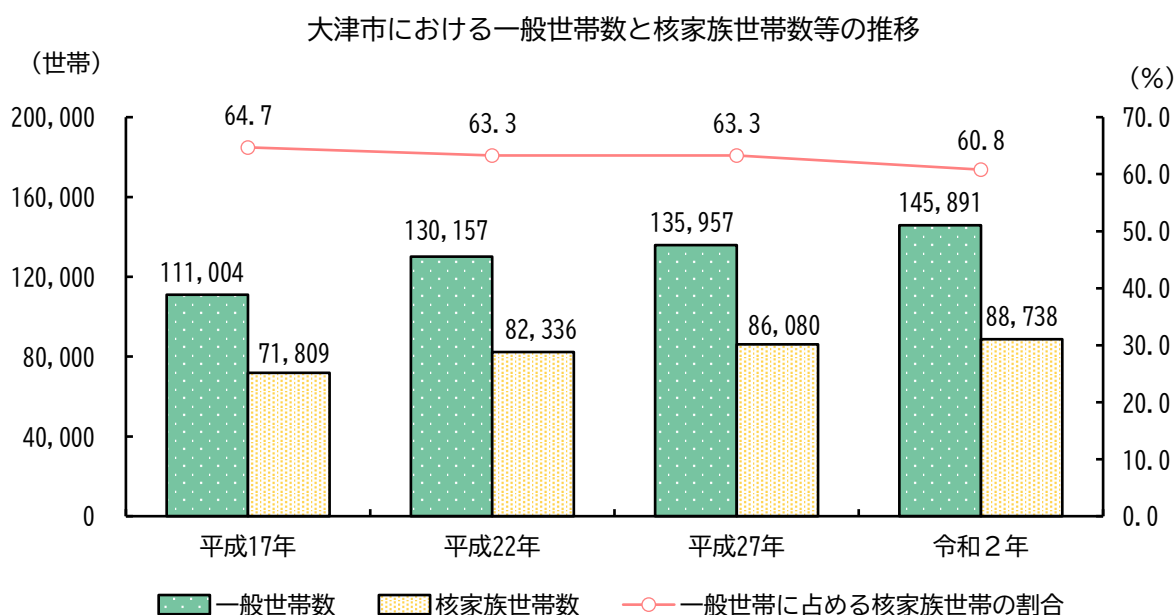
① 世帯の状況

令和2年の総世帯数は145,891世帯で、平成27年の国勢調査と比較して約10,000世帯の増加がみられました。

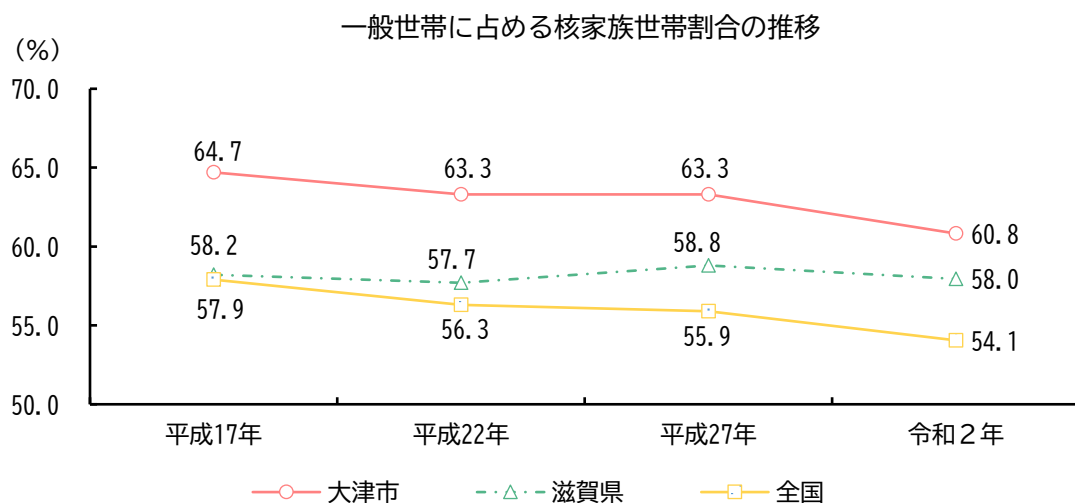
また、平成17年から令和2年にかけて4回分の国勢調査結果における核家族世帯の状況をみると、本市の一般世帯※に占める核家族世帯※の割合は、滋賀県や全国に比べて高くなっています。

※一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり

核家族世帯：一般世帯のうち、夫婦のみの世帯、夫婦とこどもで構成される世帯、男親とこどもで構成される世帯、女親とこどもで構成される世帯のこと



資料：国勢調査



資料：国勢調査

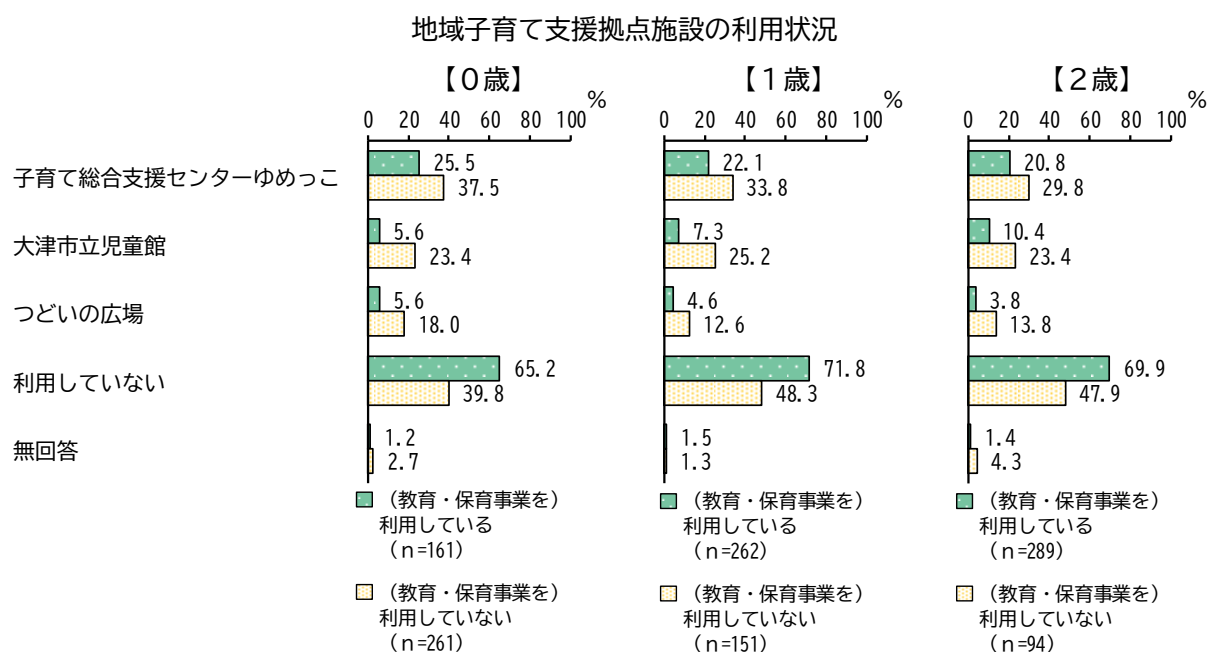
② 地域子育て支援拠点施設の利用状況

全ての年齢で教育・保育事業を利用していない人の地域子育て支援拠点施設の利用が高く、特に、0歳では全ての施設で10ポイント以上の差がみられます。

また、「大津市立児童館」では、全ての年齢で教育・保育事業の利用状況により10ポイント以上の差がみられます。

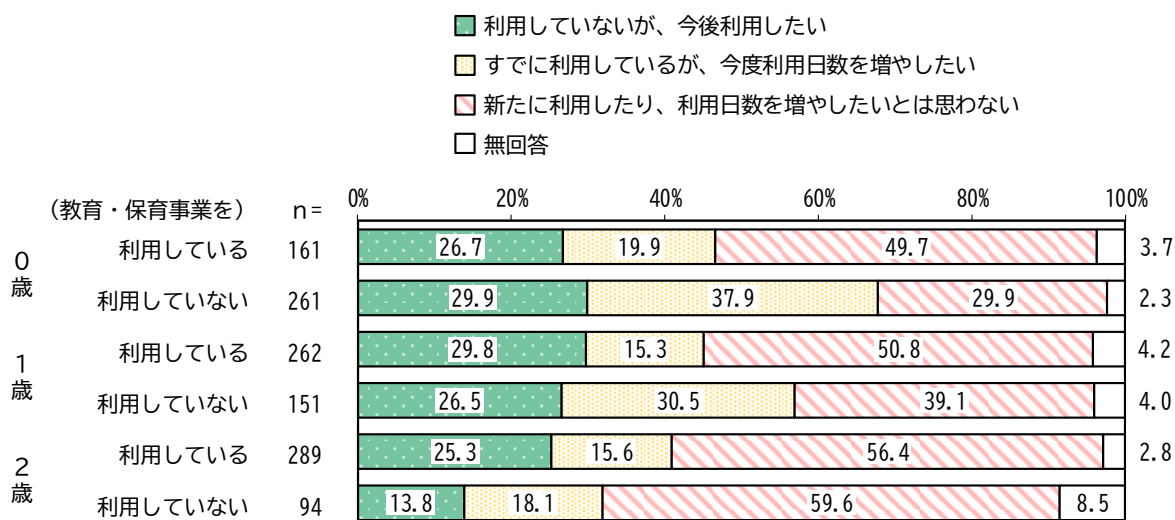
今後の利用意向について教育・保育事業の利用状況別にみると、0歳と教育・保育事業を利用していないでは「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が最も高くなっています。

また、0歳と1歳では、教育・保育事業を利用している人に比べて、利用していない人の今後の利用意向が高くなっています。



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

地域子育て支援拠点施設の今後の利用意向

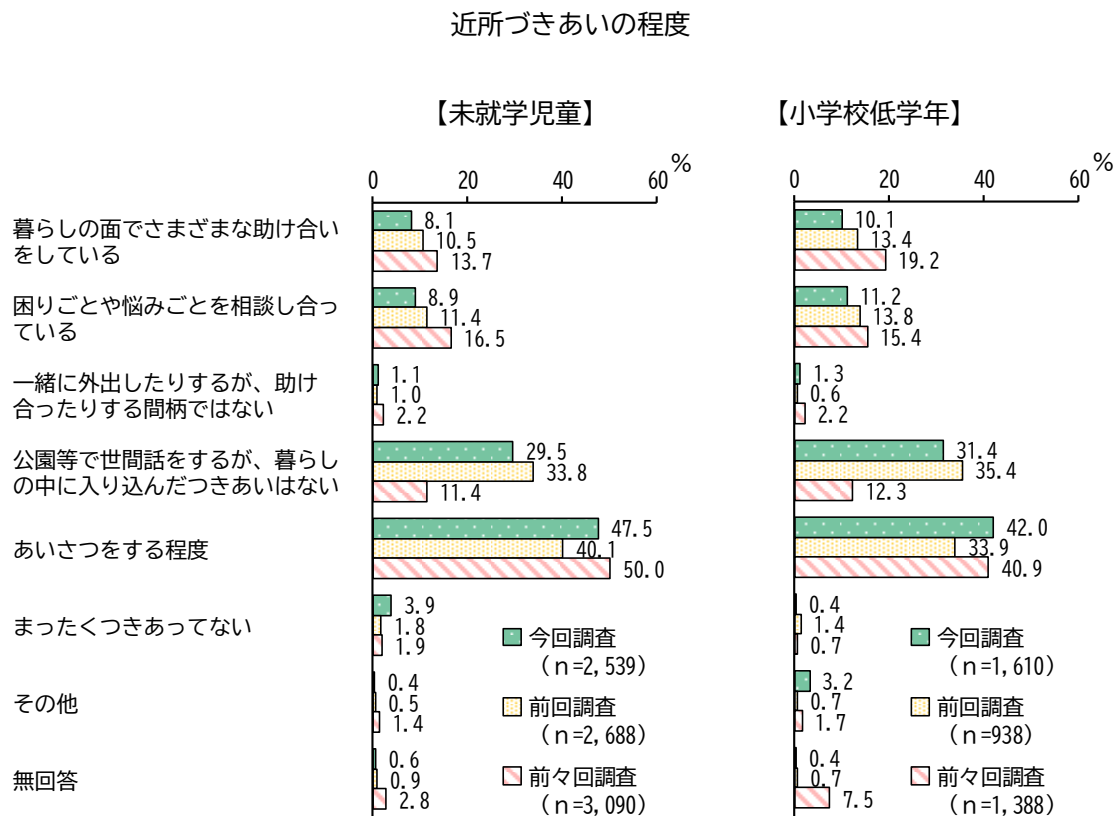


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

③ 近所づきあいの程度

近所づきあいの程度をみると、未就学児童保護者・小学生保護者共に、「暮らしの面でさまざまな助け合いをしている」や「困りごとや悩みごとを相談し合っている」が低くなっている状況がみられます。

経年比較をみると、未就学児童・小学校低学年共に、「暮らしの面でさまざまな助け合いをしている」や「困りごとや悩みごとを相談し合っている」が低くなる傾向がみられます。



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

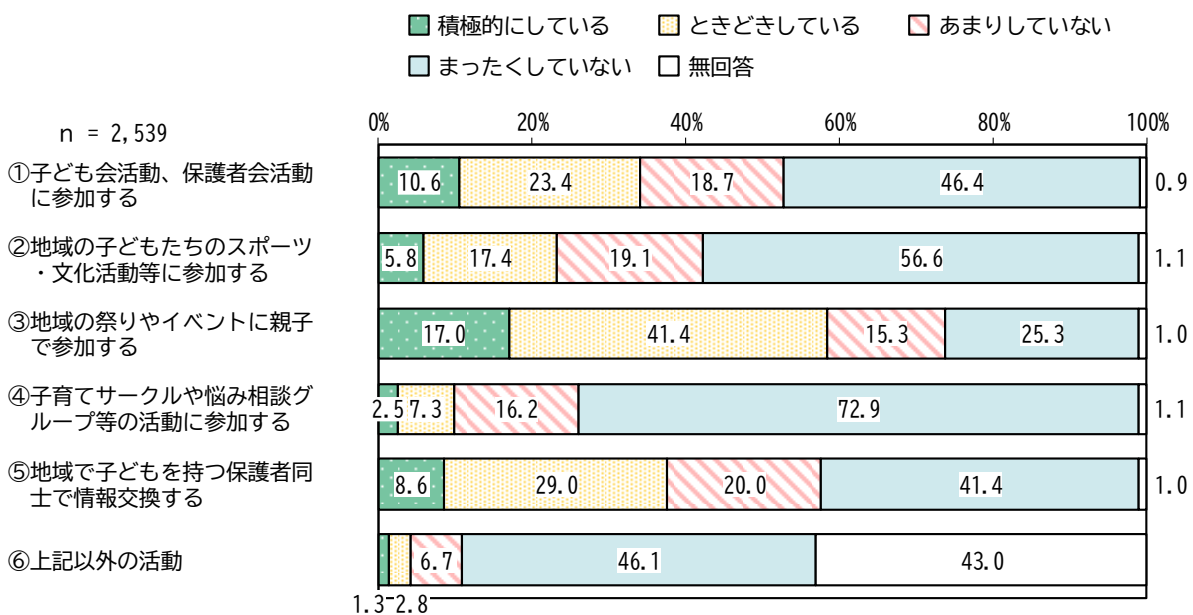
④ 地域のこどもたちに関わる活動や保護者同士の交流への参加状況

地域のこどもたちに関わる活動や保護者同士の交流への参加状況では、小学生保護者に比べて未就学児童保護者の参加が少なくなっています。

地域でこどもを持つ保護者同士で情報交換をしている未就学児童保護者の割合は4割程度となっています。

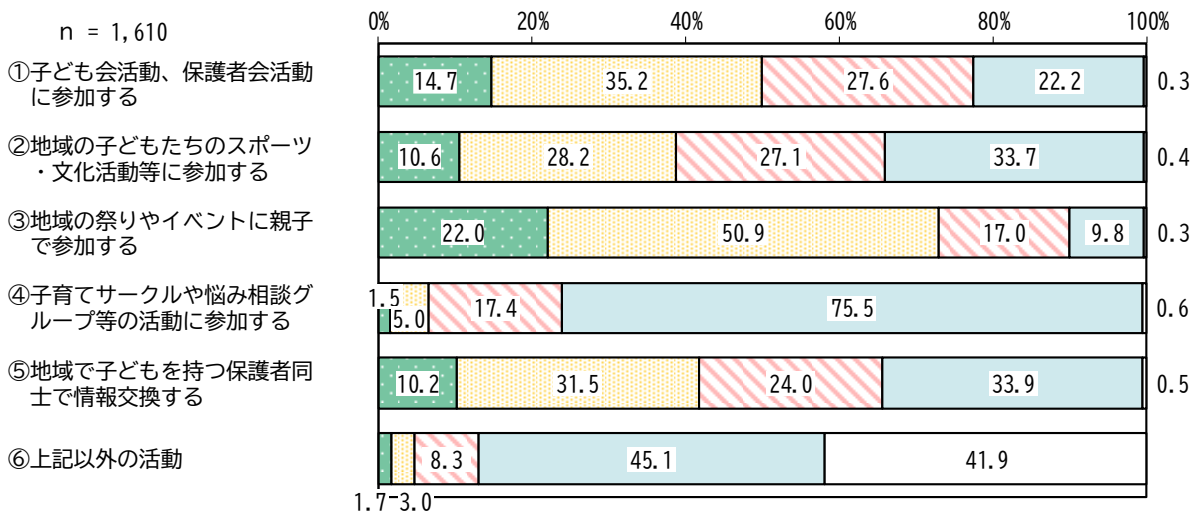
地域のこどもたちに関わる活動や保護者同士の交流への参加状況

【未就学児童】



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

【小学校低学年】

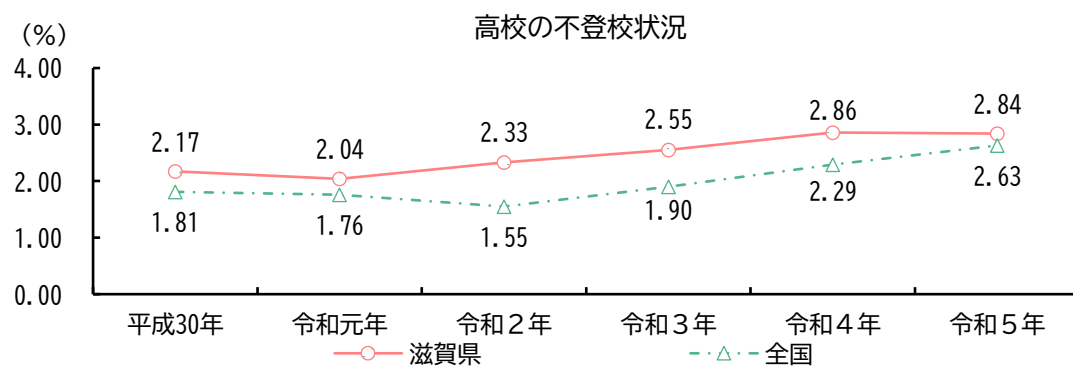
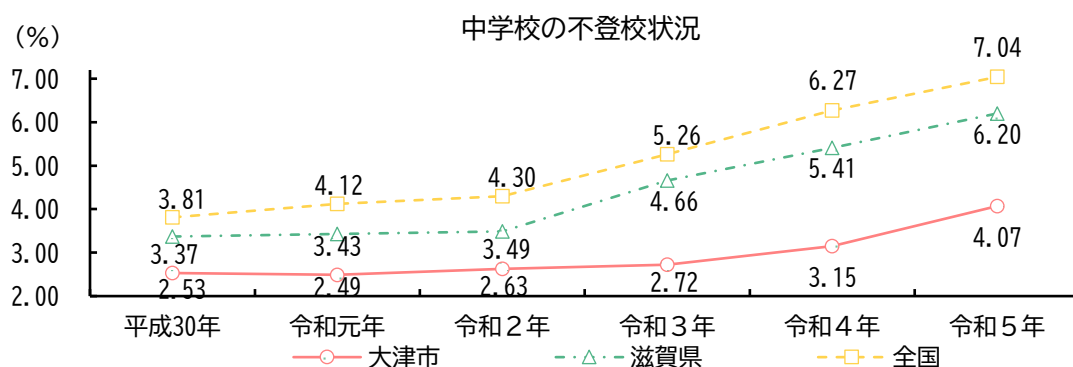
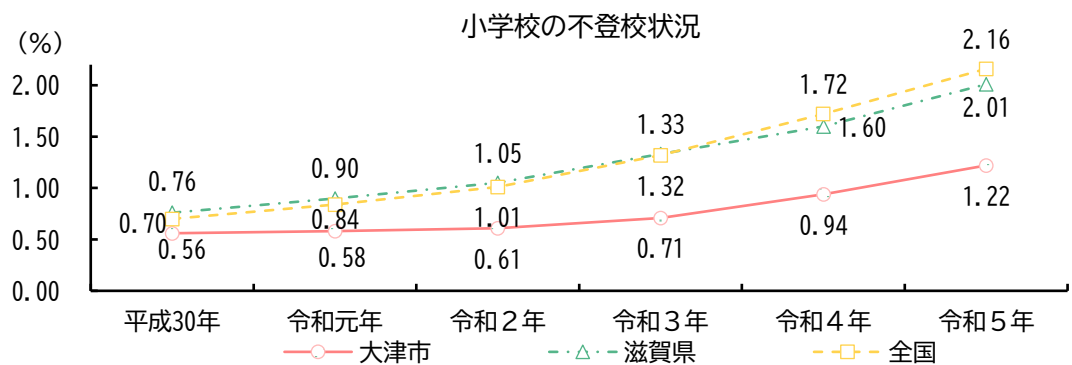


資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

(3) 困難を抱えるこども・若者の状況

① 不登校の状況

本市の不登校児童生徒の在籍率は、年々増加しており令和4年に市立小学校では0.94%、市立中学校では3.15%となっています。全ての年で、全国・県の公立学校より在籍率が低くなっています。



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

② ひきこもりの状況

ひきこもり状態にある（仕事や育児、病気などの理由以外で外出頻度が少ない期間が長期間に及んでいる）人やその傾向がみられる人は、前回（平成30年）調査に比べて増加しており、長期化している人も一定数みられます。

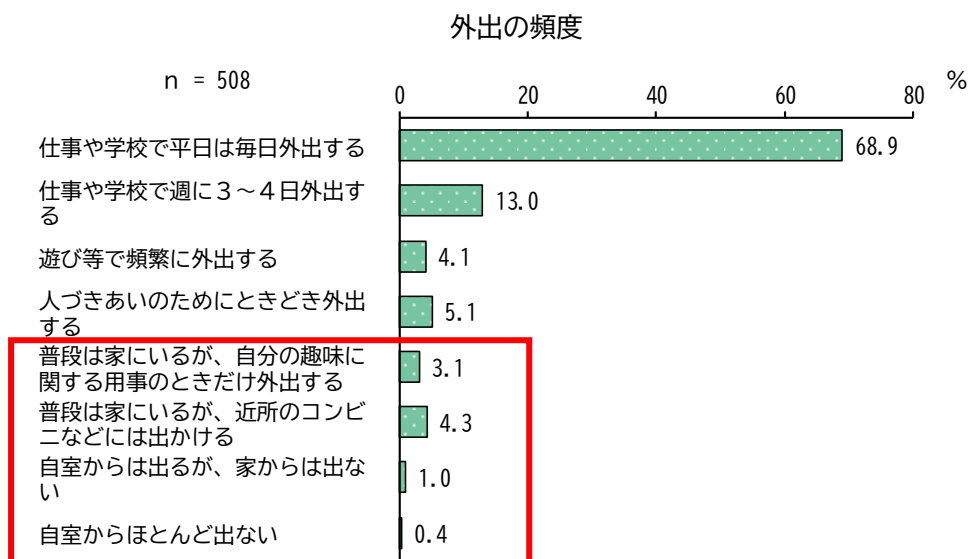
「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答した『外出頻度が少ない人』は約1割みられ、これらのうち、外出頻度が少なくなってから6か月以上経つ人が大半を占めています。また、現在の外出状況となったきっかけは、「学校になじめなかった」「不登校」であるというケースもみられます。

ひきこもりの推計

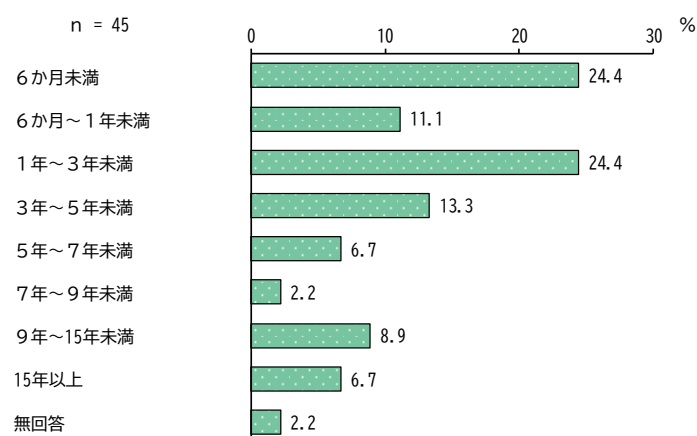
分類	前回調査 (平成30年調査時点)			今回調査 (令和5年調査時点)		
	該当 人数	回答割合	市全体の 推計数	該当 人数	回答割合	市全体の 推計数
ひきこもり群(①) (広義のひきこもり)	9人	1.81%	1,617人	12人	2.36%	2,032人
狭義のひきこもり	1人	0.20%	174人	5人	0.98%	844人
準ひきこもり	8人	1.61%	1,443人	7人	1.38%	1,188人
ひきこもり親和群(②)	39人	7.85%	7,038人	47人	9.25%	7,962人
ひきこもり傾向群(①+②)	48人	9.66%	8,661人	59人	11.61%	9,994人

※ ひきこもり群(①)とひきこもり親和群(②)については、「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和5年3月 内閣府)の分類を参考としていますが、①と②をまとめて「ひきこもり傾向群」と称することは、独自の分類です。なお、「市全体の推計値」については調査基準日の15～39歳人口を母数として算出しています。

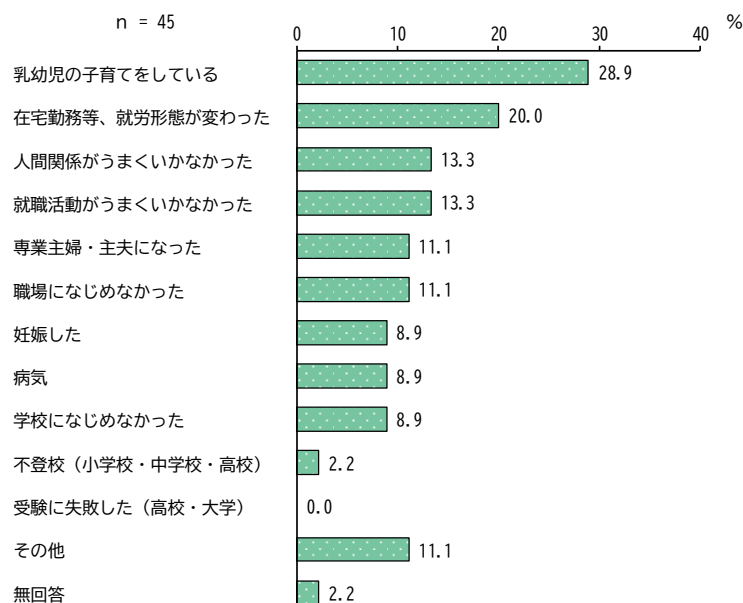
資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査



現在の外出状況になってからの期間



現在の外出状況になったきっかけ



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

③ 非行の状況

検挙・補導された少年の合計人数は令和2年以降減少していますが、刑法犯少年の検挙・補導人数は過去4年間で最も多くなっており、引き続き少年の非行防止に取り組む必要があります。また、初発型非行による検挙・補導人数は万引きが最も多く、学職別検挙・補導人数は中学生・高校生の人数が多くなっています。

刑法犯少年の検挙・補導人数

単位：人

分類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯	121	143	129	153
特別法犯	8	9	15	27
虞犯、不良行為	680	643	538	429
合計	809	795	682	609

刑法犯少年のうち初発型非行による検挙・補導人数

単位：人

分類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
万引き	35	34	32	48
自転車盗	5	6	7	11
オートバイ盗	8	6	1	4
占有離脱物横領	6	5	1	8
合計	54	51	41	71

刑法犯少年の学職別検挙・補導人数

単位：人

分類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
未就学	0	0	0	0
小学生	10	12	19	16
中学生	51	61	33	46
高校生	19	16	29	42
その他の学生	12	3	5	11
有職少年	7	14	7	11
無職少年	1	9	6	4
合計	100	115	99	130

※刑法犯少年：刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年

特別法犯少年：刑法以外の法令に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年

虞犯少年：一定の不良行状（虞犯事由）があって、かつその性格または環境に照らして、罪を犯しまたは触法行為をするおそれ（虞犯性）がある少年

不良行為少年：非行には該当しないが、喫煙、深夜徘徊、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年

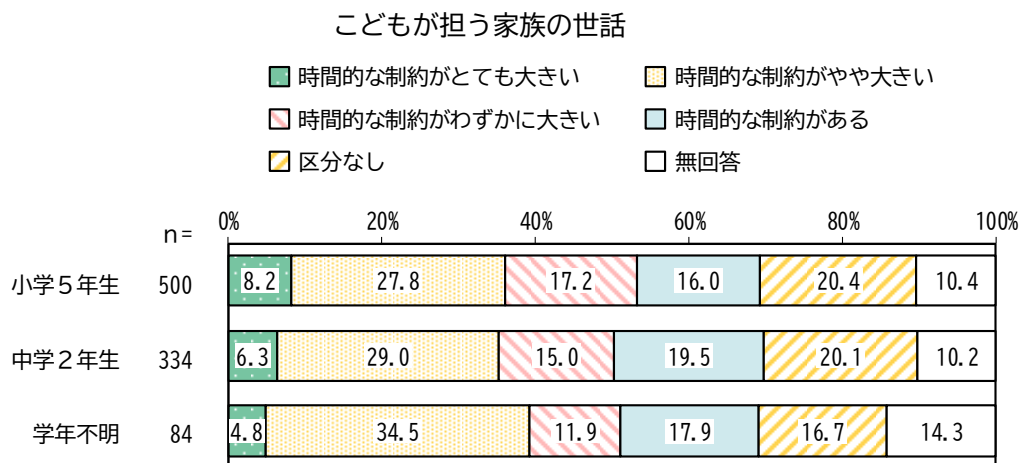
犯罪少年：14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者

触法少年：14歳未満の少年で罪を犯した者

資料：大津警察署・大津北警察署

④ こどもが担う家族の世話の影響や相談状況

ほぼ毎日3時間以上の世話をしているこどもは小学校5年生で8.2%、中学校2年生で6.3%います。また、時間的な制約が大きくなるほど、学校での勉強や日常生活に支障が出ている傾向が表れています。



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

【参考】世話の時間的制約による区分の考え方

		平日 1 日あたりの時間数		
		3 時間未満	3 時間以上	答えたくない
頻度	だいたい毎日	制約がやや大きい	制約がとても大きい	区分なし
	1 週間に 3 ～ 5 日	制約がわずかに大きい	制約がやや大きい	
	1 週間に 1 ～ 2 日	制約がある	制約がわずかに大きい	
	1 か月に数日以下			
	答えたくない			

家族内の世話をしていることでできないこと

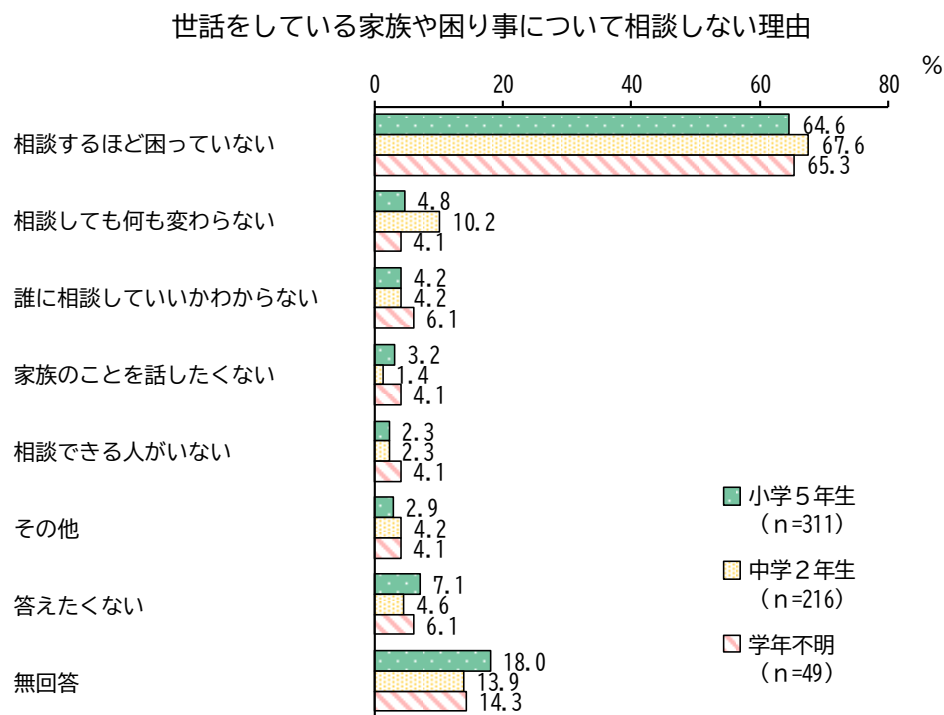
単位：％

		回答者数（人）	自分の好きなことをする	友達と遊ぶ	宿題や勉強をする時間を作る	しっかり寝る	毎日学校に行く	学校に遅刻せず授業を全て受ける
制約区分	制約がとて大きい	66	40.9	21.2	18.2	19.7	6.1	4.5
	制約がやや大きい	265	20.8	10.9	9.1	8.3	6.8	3.4
	制約がわずかに大きい	146	15.8	6.8	10.3	9.6	6.2	1.4
	制約がある	160	16.9	7.5	7.5	9.4	3.8	2.5

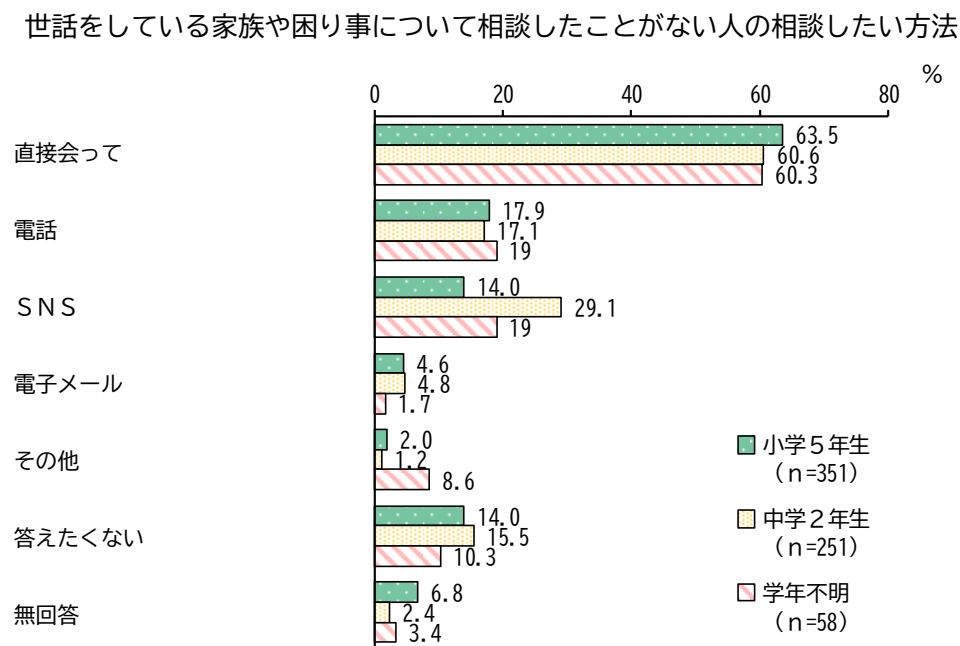
		回答者（人）	習い事に行く	その他	特にない	答えたくない	無回答
制約区分	制約がとて大きい	66	7.6	3.0	51.5	-	-
	制約がやや大きい	265	3.8	1.1	60.4	0.8	1.1
	制約がわずかに大きい	146	1.4	2.1	62.3	2.7	1.4
	制約がある	160	1.9	-	66.9	3.1	1.3

資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

家族の世話を担っているこどもの6割以上は、「相談するほど困っていない」と回答しているものの、「相談しても何も変わらない」「誰に相談していいかわからない」といった相談に対する無力感を抱いている傾向もみられます。また、話をしたり相談したい方法については、「直接会って」と回答した割合が一番高くなっています。



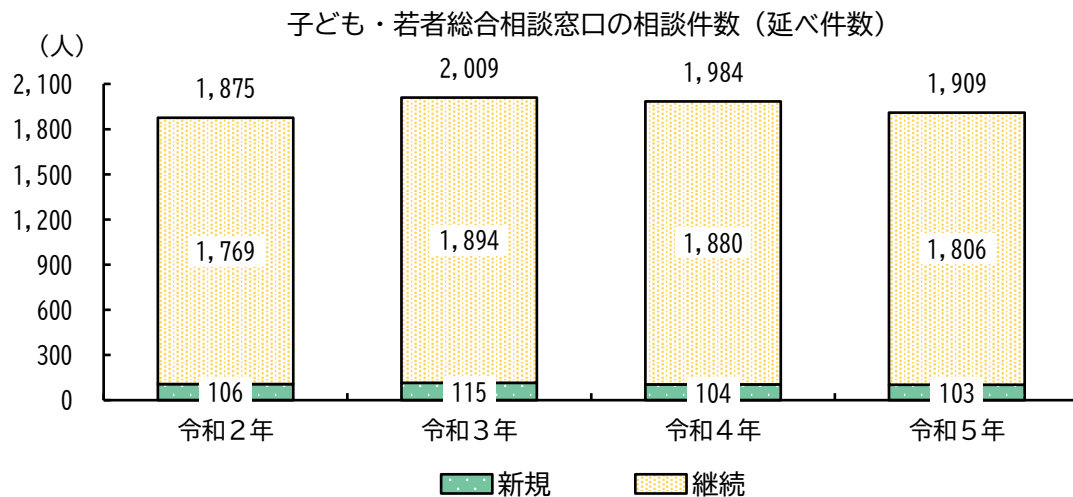
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査



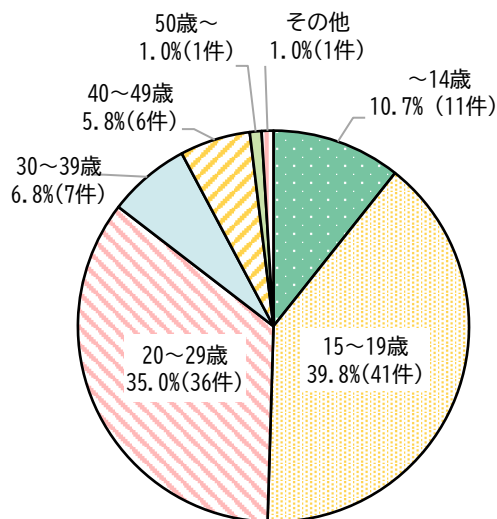
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

⑤ 若者の相談・支援の状況

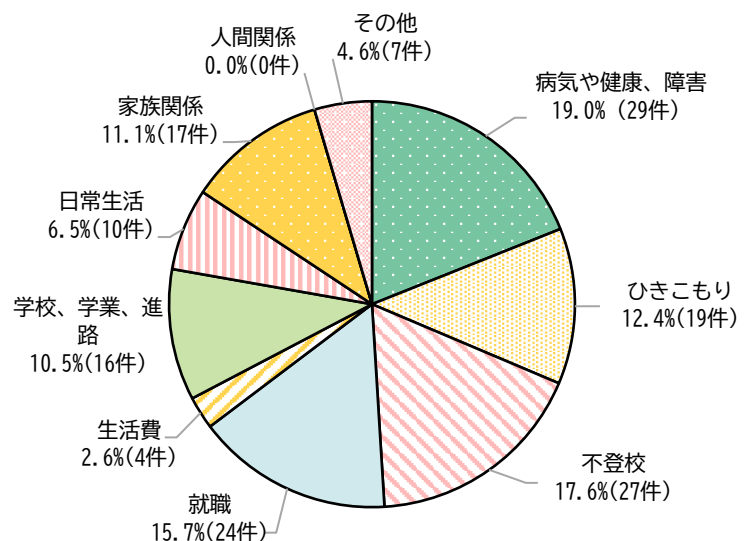
子ども・若者総合相談窓口の相談件数をみると、毎年2,000件近くの相談があり、そのほとんどが継続の相談となっています。相談者を年齢別にみると、15～29歳の相談が7割を占めています。相談内容をみると、病気、ひきこもり、就職、家族関係に関する相談が多くなっています。



年齢別相談件数（令和5年）※実人数



相談の内訳（令和5年）※重複あり

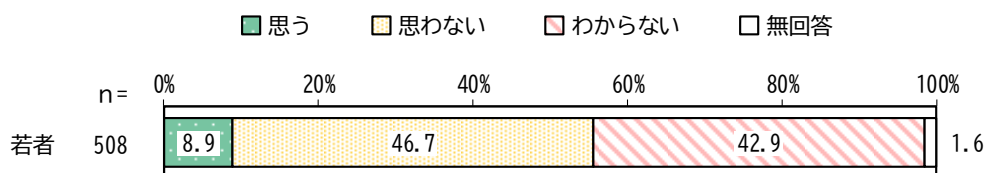


資料：大津市子ども・若者政策課

相談窓口や支援の情報について、若者の46.7%が「届いていると思わない」と回答しており、特に、困難に直面した経験がある若者はその割合がさらに高くなっています。

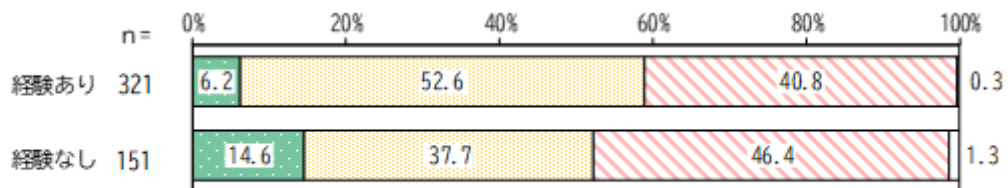
また、若者の42.9%が「わからない」と回答していることから、支援を必要とすることも・若者に対し、必要な情報がそれぞれの手に届いていない現状があります。

相談窓口や支援の情報が届いていると思うか



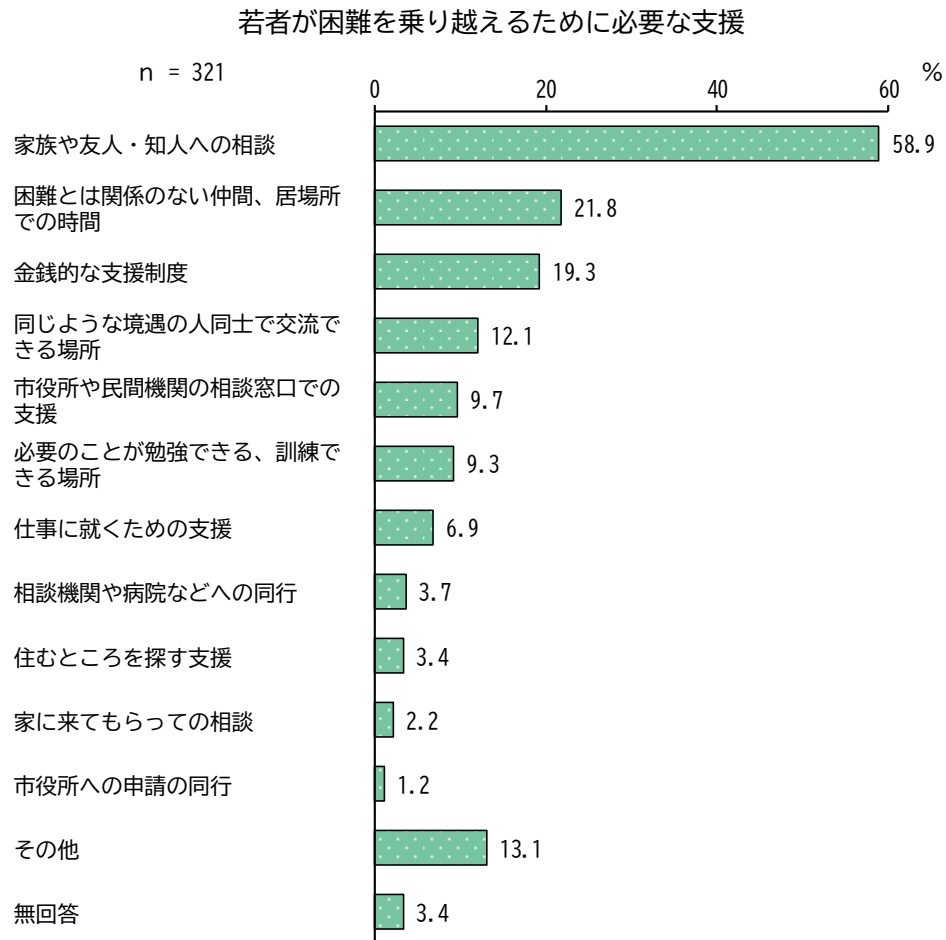
資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

困難に直面した経験の有無別



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

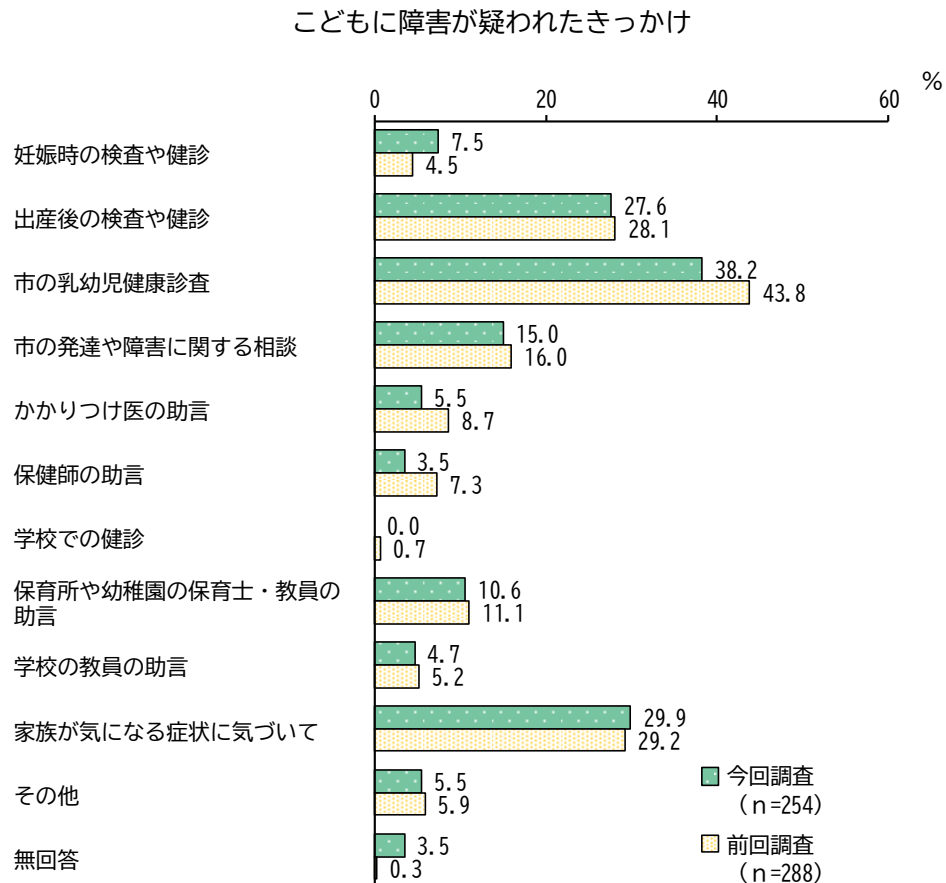
若者が困難を乗り越えるために必要な支援は、「家族や友人、知人への相談」の割合が一番高く、続いて、「困難とは関係のない仲間、居場所での時間」となっており、金銭的な支援や相談窓口での支援よりも高い割合であることから、若者は安心して過ごせる居場所が必要と感じている傾向があります。



資料：大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査

⑥ 障害のあるこども・若者への支援

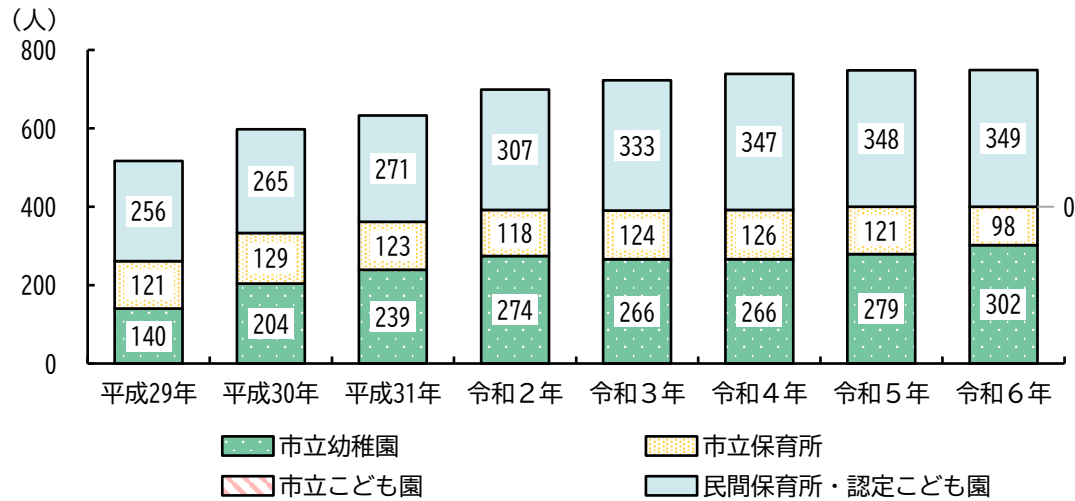
こどもに障害が疑われたきっかけは、「市の乳幼児健康診査」の割合が38.2%と最も高く、次いで「家族が気になる症状に気づいて」の割合が29.9%、「出産後の検査や健診」の割合が27.6%となっています。



資料：おおつ障害者プラン
(おおつ障害者プラン改訂のためのアンケート調査)

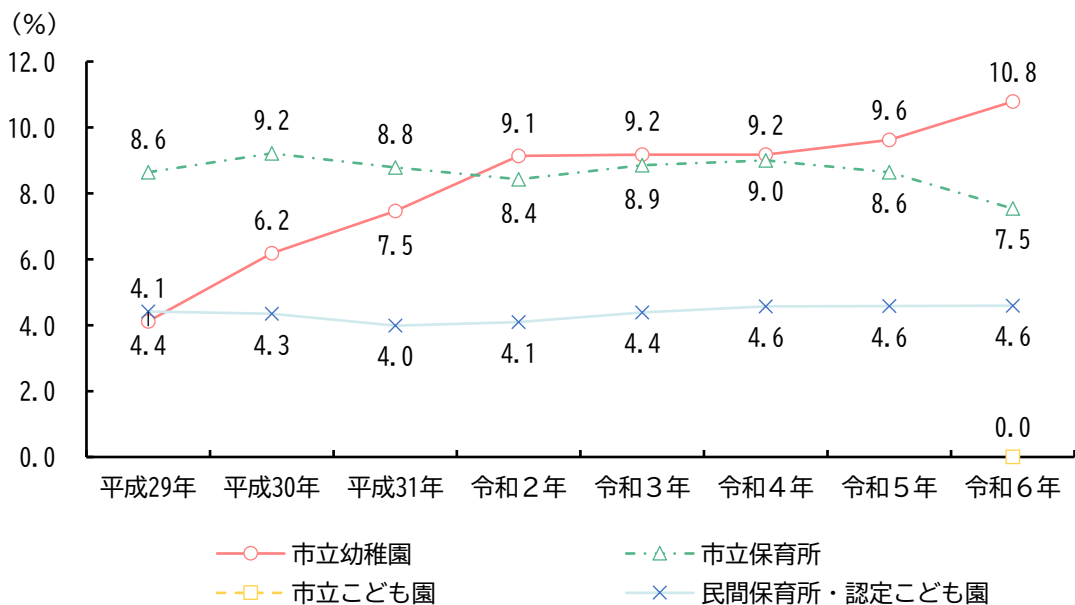
幼稚園、保育所、認定こども園を利用するこどものうち、支援を要するこどもの数は年々増加傾向にあります。特に、公立園は1園当たり約10人の特別な支援を要するこどもを受け入れており、民間園の2倍以上となっています。

支援を要するこどもの数の推移



資料：大津市子ども・若者政策課

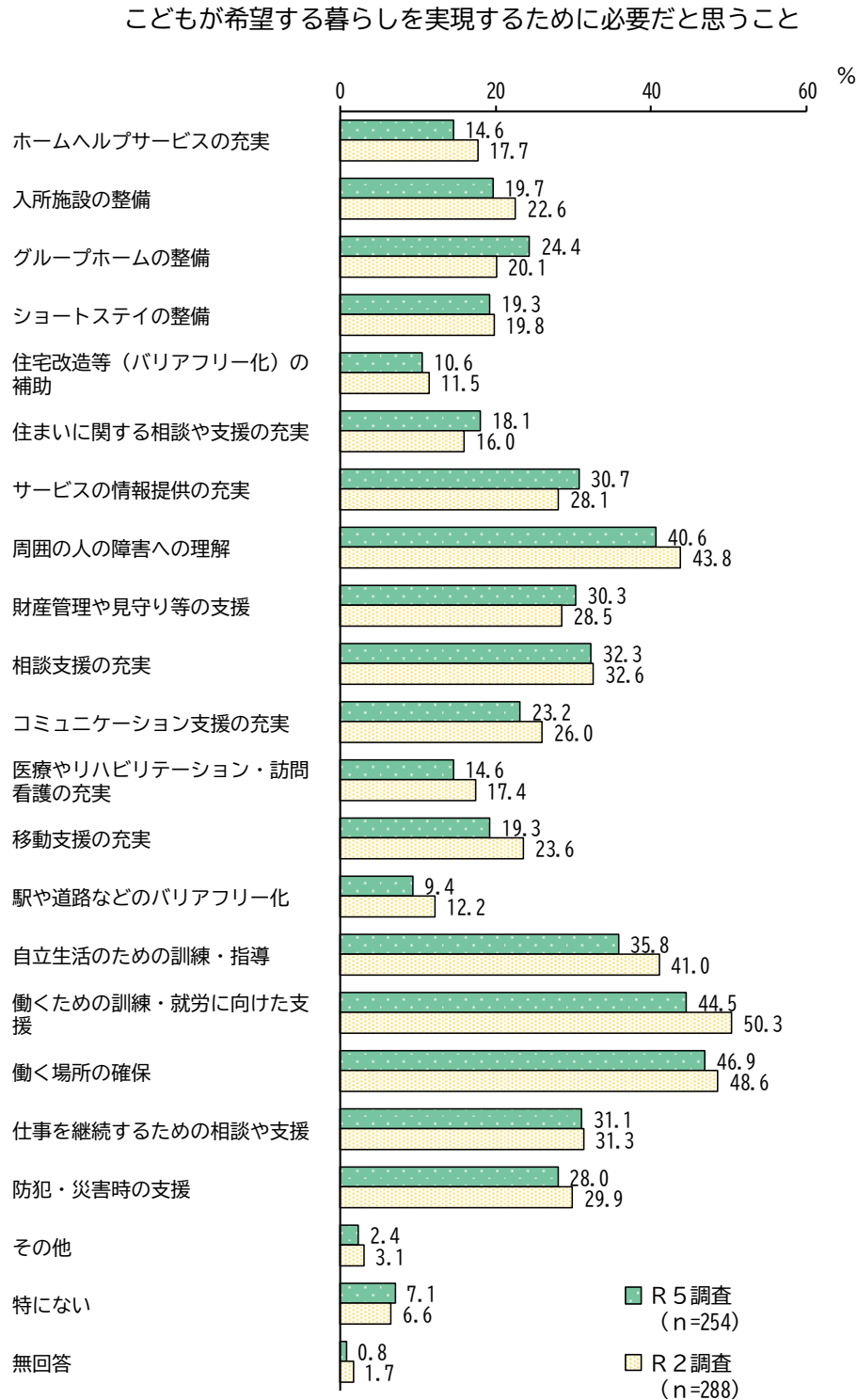
支援を要するこどもの数の推移



資料：大津市子ども・若者政策課

こどもが希望する暮らしを実現するために必要だと思うことについて、「働く場所の確保」の割合が46.9%と最も高く、次いで「働くための訓練・就労に向けた支援」の割合が44.5%、「周囲の人の障害への理解」の割合が40.6%となっています。

前回（令和2年）調査と比較すると、「自立生活のための訓練・指導」「働くための訓練・就労に向けた支援」の割合が減少しています。



資料：おおつ障害者プラン
（おおつ障害者プラン改訂のためのアンケート調査）

(4) 貧困の状況

① 世帯の経済状況

小学校5年生と中学校2年生の保護者について、世帯の年間総収入は、「900万円以上」が21.8%と最も高く、次いで「600万円～700万円未満」(9.0%)、「700万円～800万円未満」(8.8%)となっています。

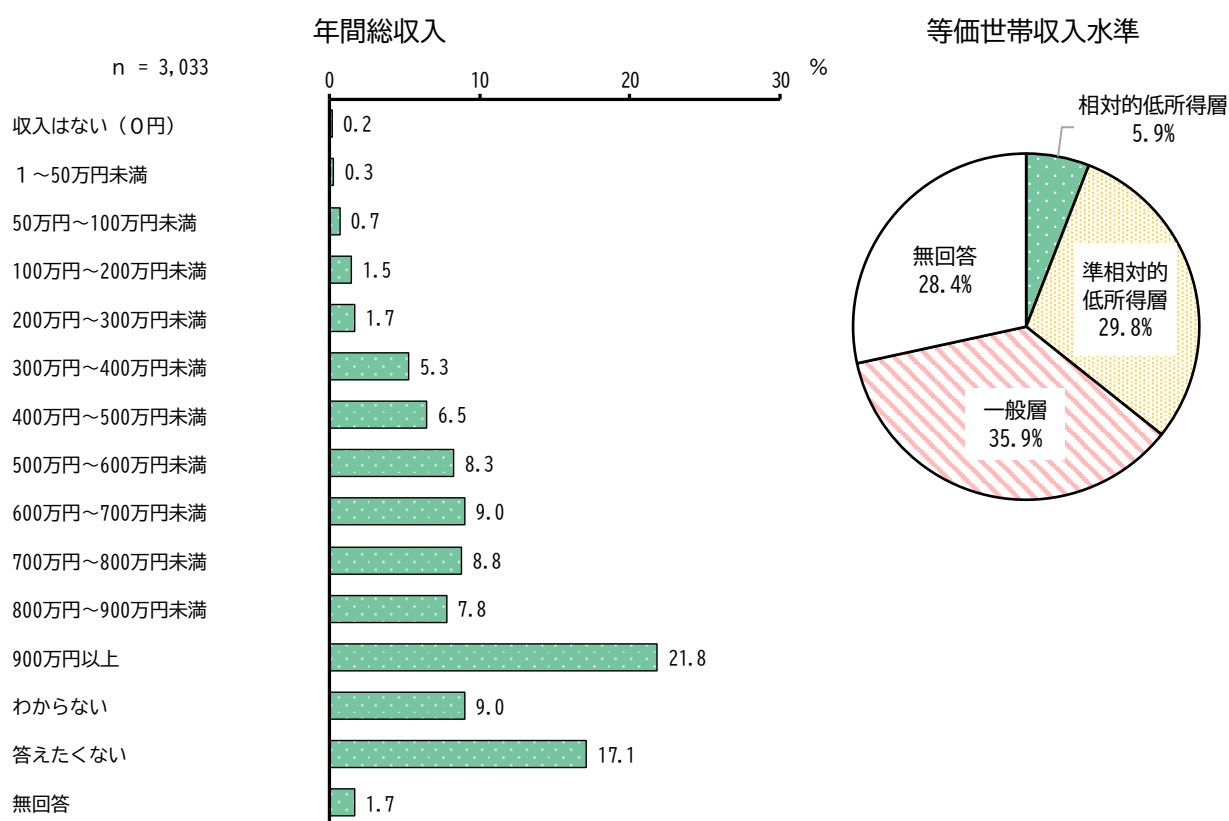
年間総収入や世帯人員から等価世帯収入※を算出して集計を行うと、「相対的低所得層」が5.9%、「準相対的低所得層」が29.8%となっています。

※等価世帯収入：世帯収入を世帯の人数の平方根で除したもの。算出値を以下の3つに区分する。

「相対的低所得層」 回答者の等価世帯収入を昇順に並べたときの中央値の1/2未満

「準相対的低所得層」 上記中央値の1/2以上、中央値未満

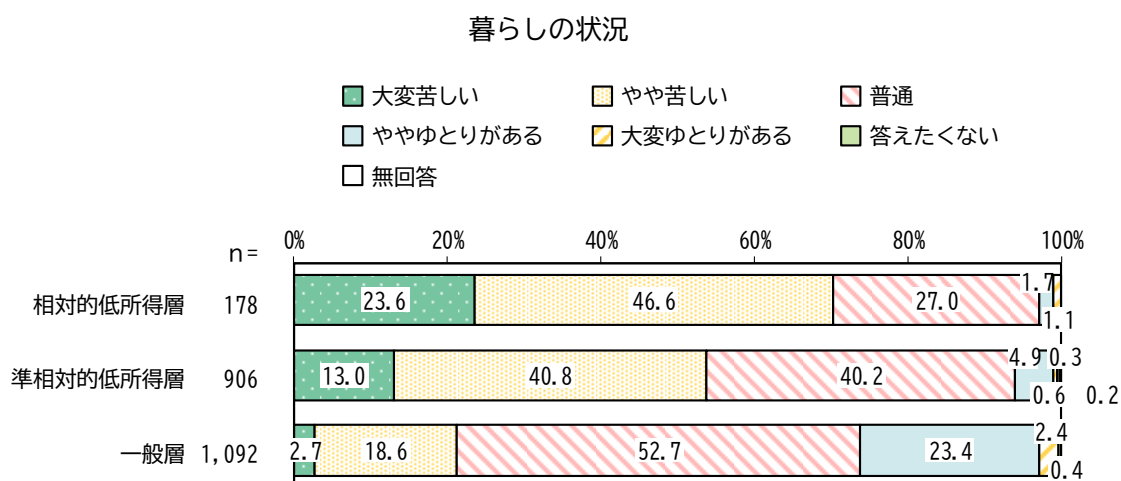
「一般層」 上記中央値以上



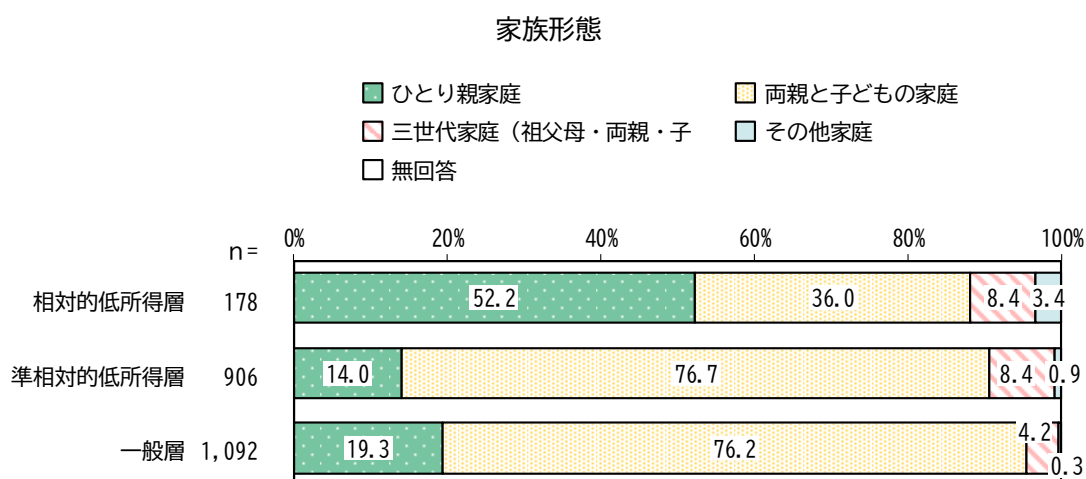
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

② 家族の形態と暮らしの状況

相対的低所得層の約半数がひとり親家庭であると回答しています。また、相対的低所得層では、「大変苦しい」と「やや苦しい」と合わせた『暮らしが苦しい』と回答する割合が約7割を占めています。さらに、経済的な理由で経験したこととして、相対的低所得層では「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が6割近くを占め、「趣味やレジャーの出費を減らした」、「食事を切り詰めた」、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」では4割を超えています。

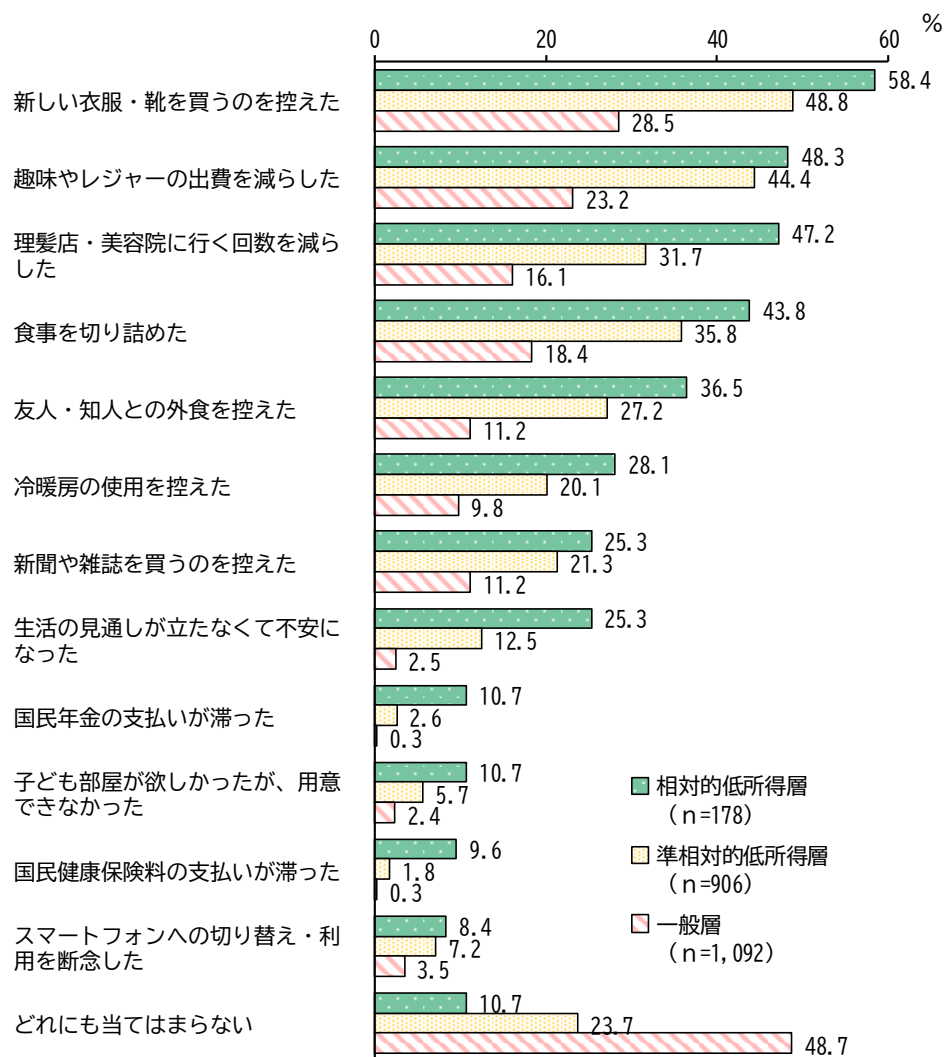


資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

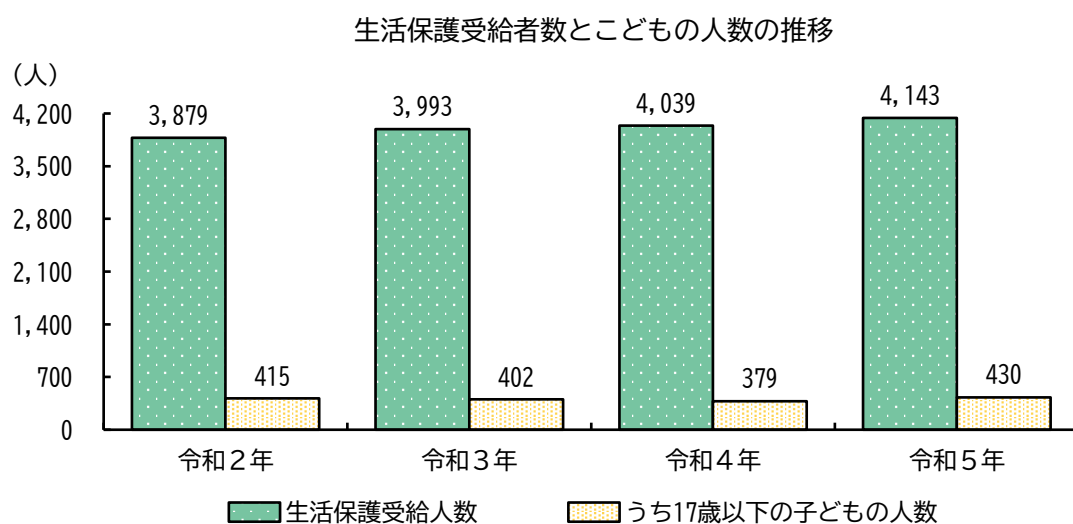
経済的な理由で経験したこと（相対的低所得層の上位 12 項目）



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

生活保護受給者数をみると、年々増加しており、令和5年で4,143人が生活保護を受給しています。

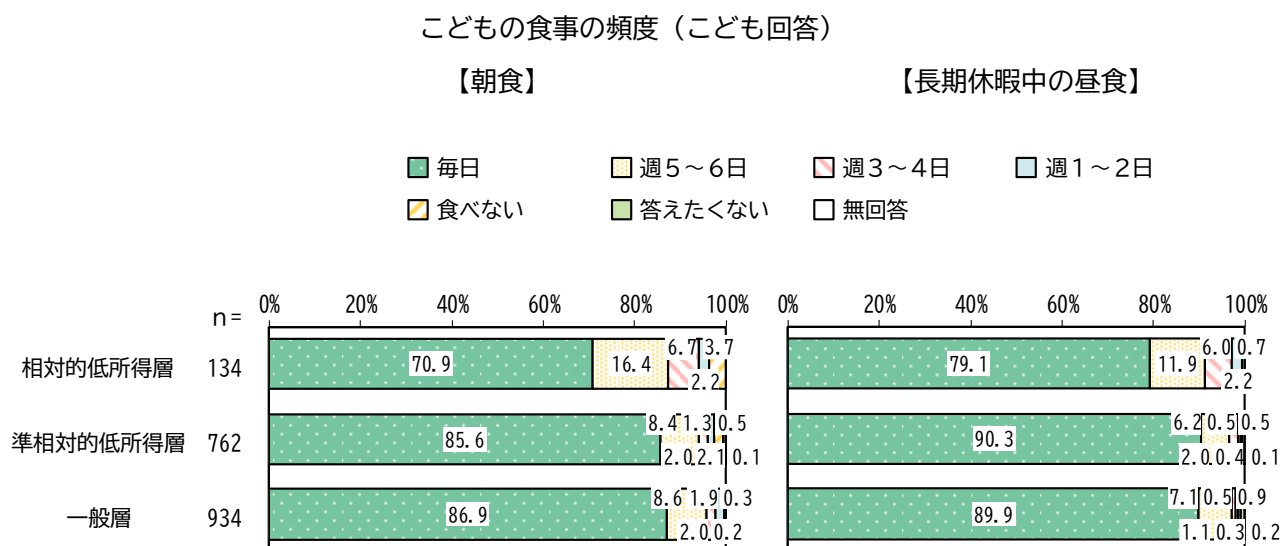
生活保護受給者における17歳以下のこどもの人数は、令和4年まで減少していましたが、令和5年では増加しており、430人となっています。



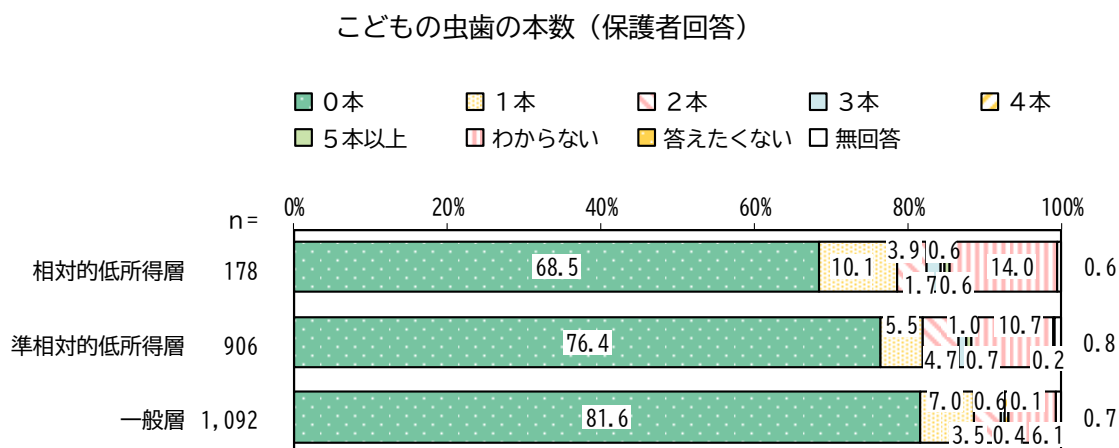
資料：大津市生活福祉課

③ こどもの生活や学習への影響

相対的低所得層では、他の層に比べて朝食や長期休暇中の昼食の頻度が少なく、こどもの虫歯の本数については、低所得層であるほど「0本」の割合が減少しており、「わからない」の割合が増加しています。



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査



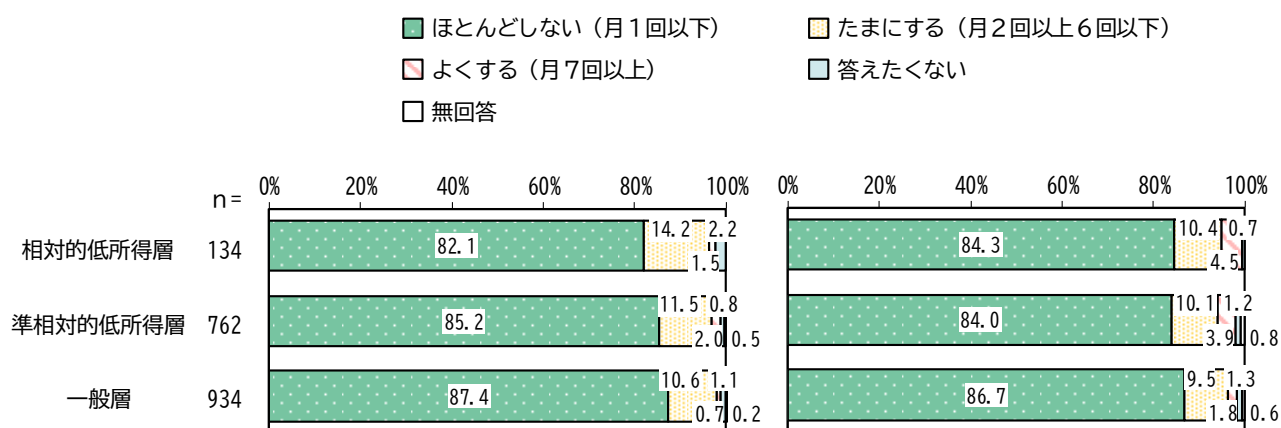
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

学校の欠席状況は、低所得層であるほど「ほとんどしない（月1回以下）」が低くなっており、欠席率がやや高くなる傾向がみられます。また、学校生活であてはまることは、低所得層であるほど、「提出物を出すのが遅れることが多い」、「宿題ができていないことが多い」、「授業中に寝てしまうことが多い」が高くなる傾向がみられます。学校の授業でわからないことの有無は、低所得層であるほど「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の割合が高くなっています。

こどもの学校生活（こども回答）

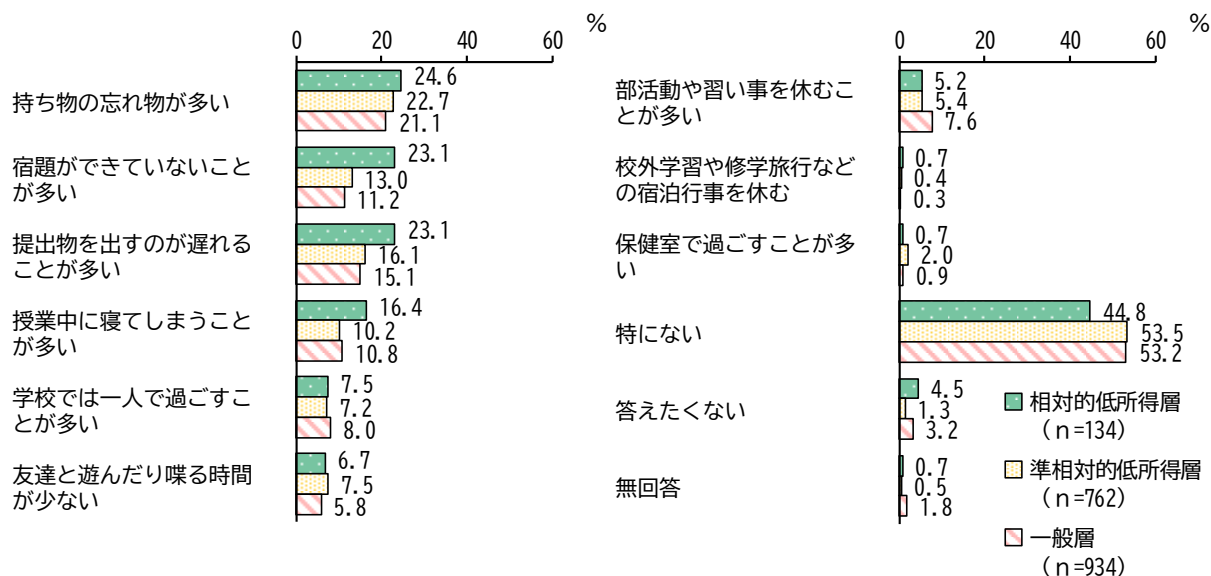
【学校の欠席状況】

【学校の遅刻、早退状況】



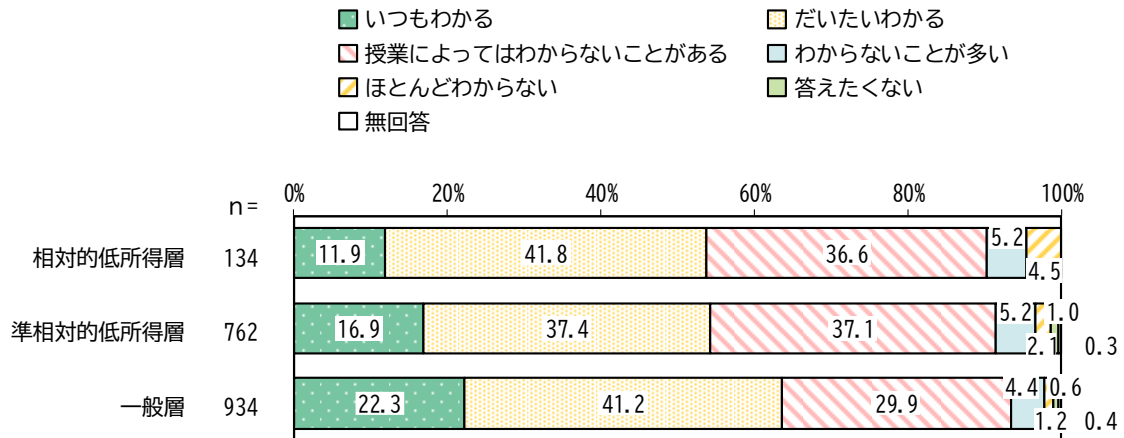
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

学校生活であてはまること（こども回答）



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

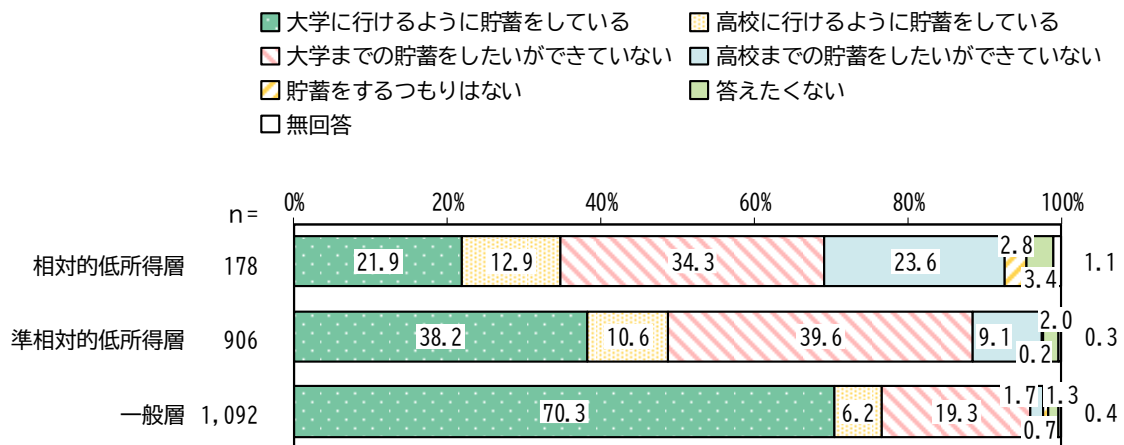
学校の授業でわからないことの有無（こども回答）



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

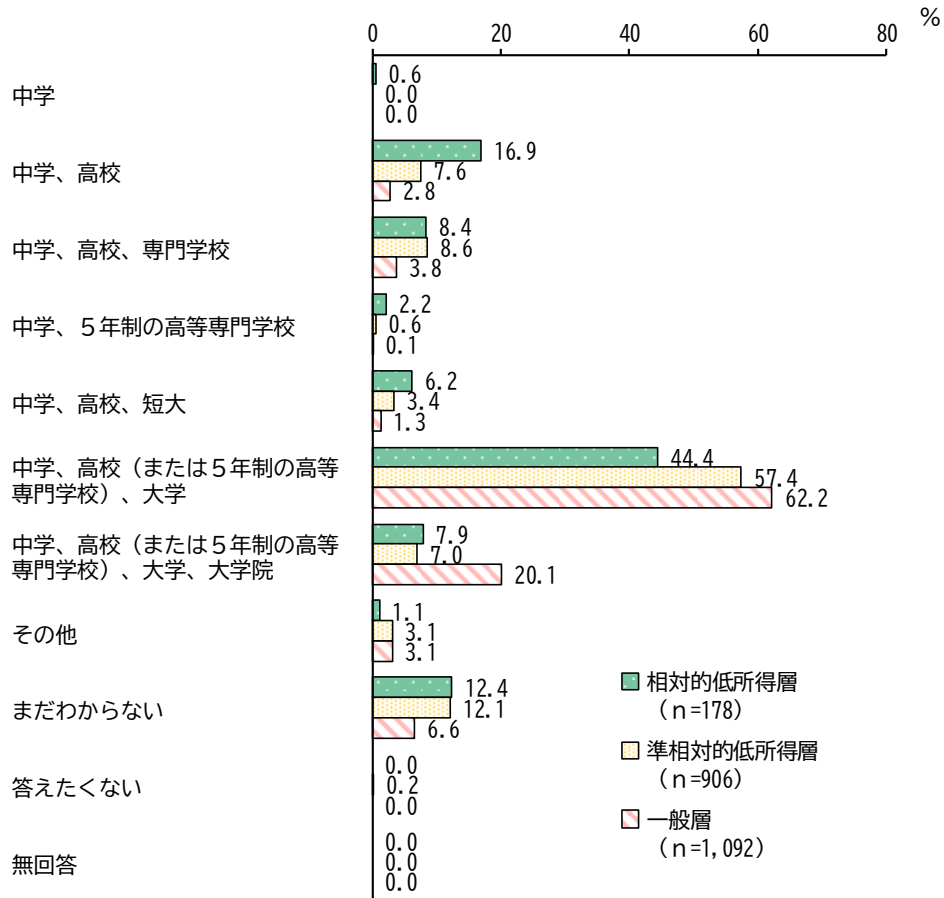
保護者が希望するこどもの進学先は、所得区分別に関わらず大学までが高い一方で、貯蓄に関しては低所得層であるほど「大学までの貯蓄をしたいができていない」現状がみられます。また、進学に当たっては、経済面だけでなく、こどもの学力が支障となることが、低所得層であるほど傾向としてみられます。

こどもの将来の教育費用についての貯蓄



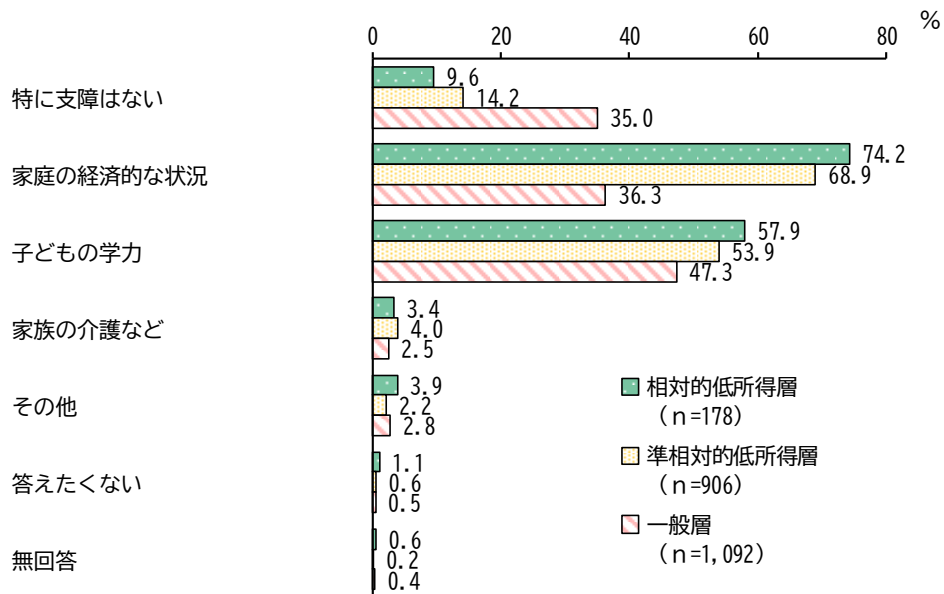
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

こどもの進学希望



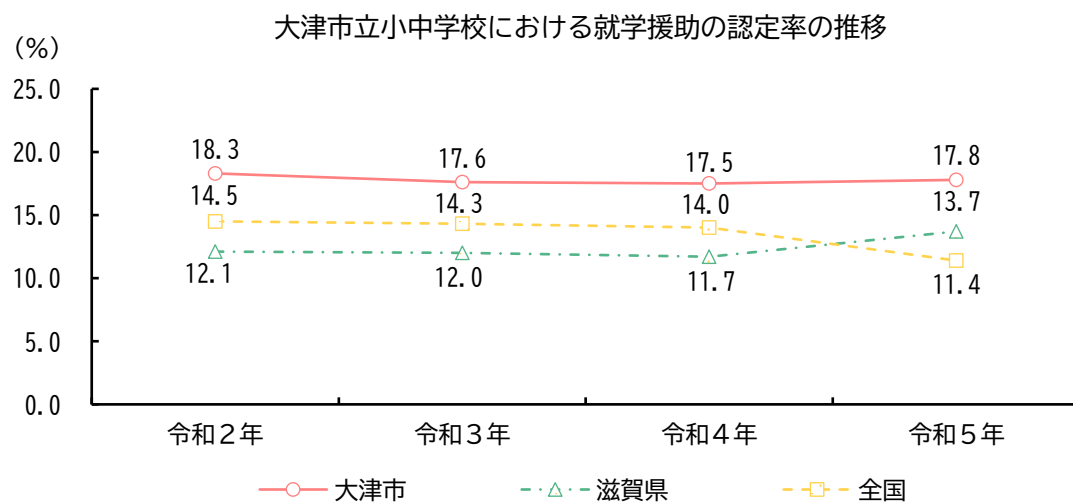
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

進学に当たって支障となる問題



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

就学援助の認定率の推移をみると、平成28年度以降は減少傾向にあるものの、令和5年度の認定率は17.8%となっており、国や県よりも高い値で推移しています。

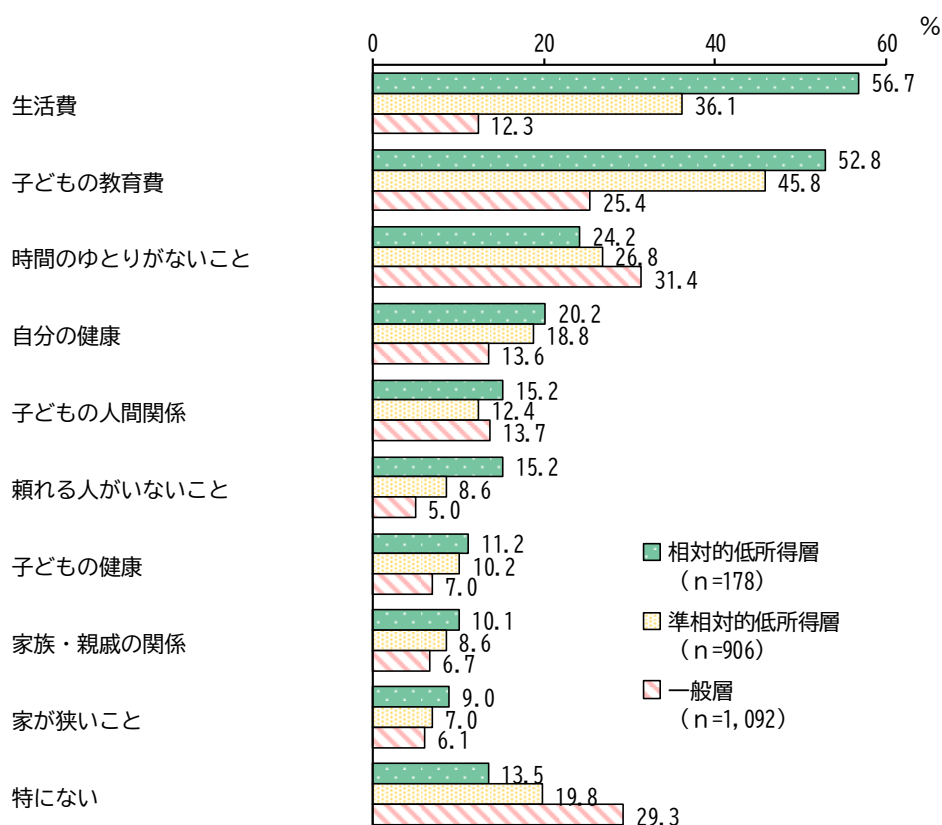


資料：大津市教育委員会ほか

④ 必要な支援・重要な支援

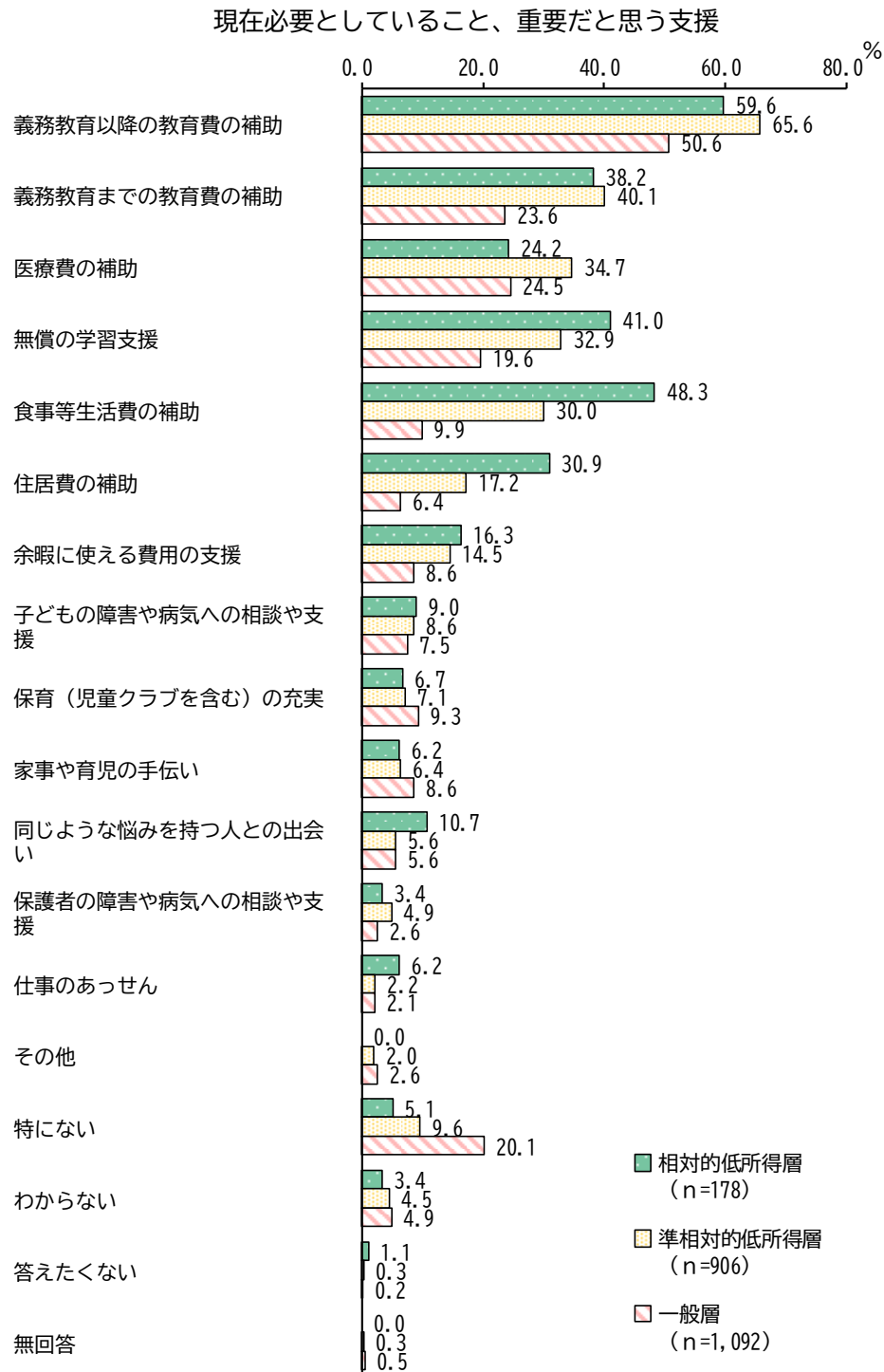
低所得層では、生活費やこどもの教育費について日常的に困っている割合が高くなっていることから、必要・重要だと思う施策では、低所得層であるほど生活費や教育費の支援を求める割合が高くなっています。また、低所得層であるほど無償の学習支援を望む保護者が多いことが分かります。

保護者が日常的に困っていること（相対的低所得層の上位 10 項目）



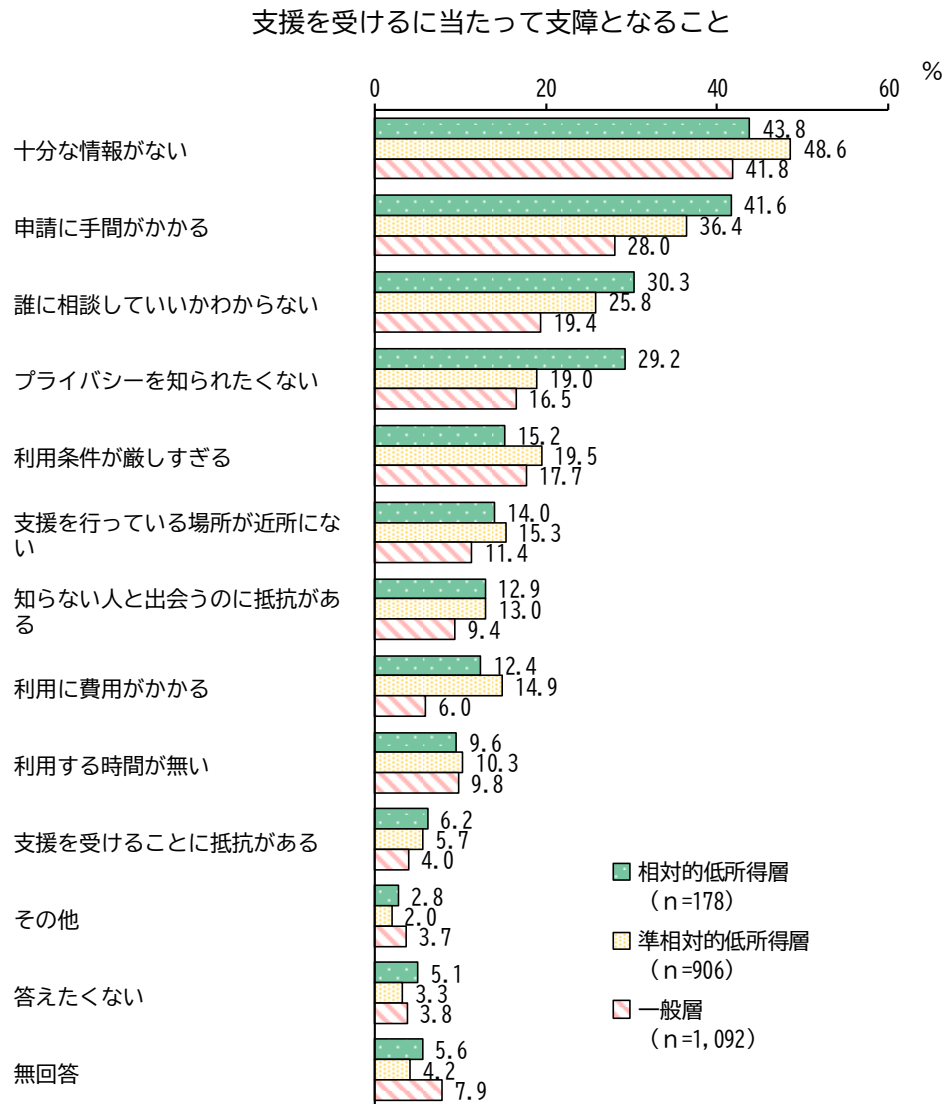
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

現在必要としていること、重要だと思う支援については、低所得層であるほど生活費や教育費の支援を求める割合が高くなっています。また、低所得層であるほど無償の学習支援を望む保護者が多くなっています。なお、所得層に関係なく「義務教育以降の教育費の補助」を求める保護者が多くなっています。



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

支援を受けるに当たって支障となることについて、低所得層であるほど「申請に手間がかかる」、「誰に相談していいかわからない」、「プライバシーを知られたくない」といった項目が高くなっています。

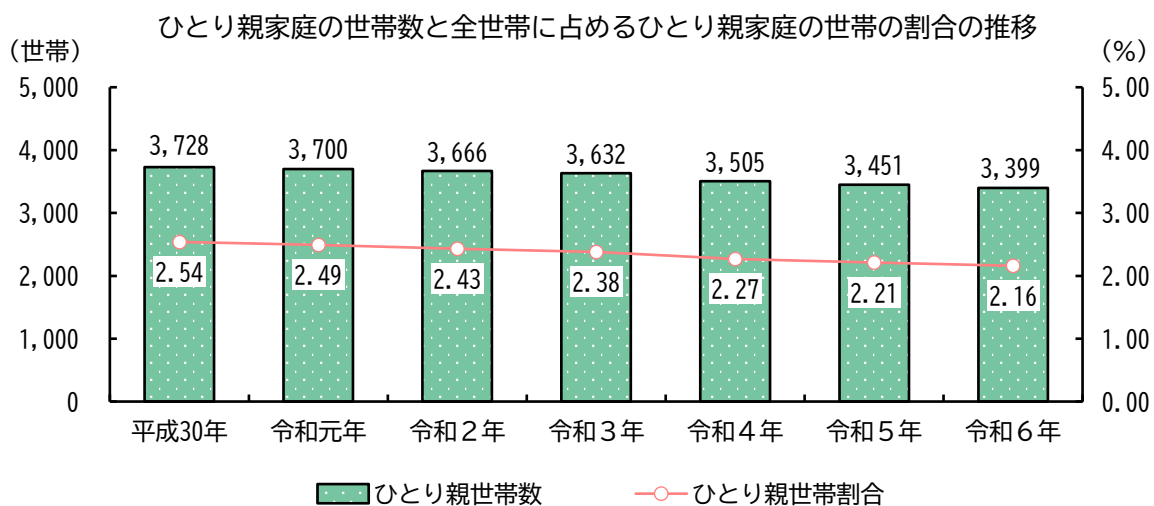


資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

(5) ひとり親家庭の状況

① ひとり親家庭の世帯数

本市のひとり親家庭の世帯数は減少傾向にあり、令和6年4月1日時点では3,399世帯となっています。全世帯に占めるひとり親家庭の世帯割合も減少傾向にあります。



資料：大津市福祉の概要

② ひとり親家庭の養育費と親子交流の取決め

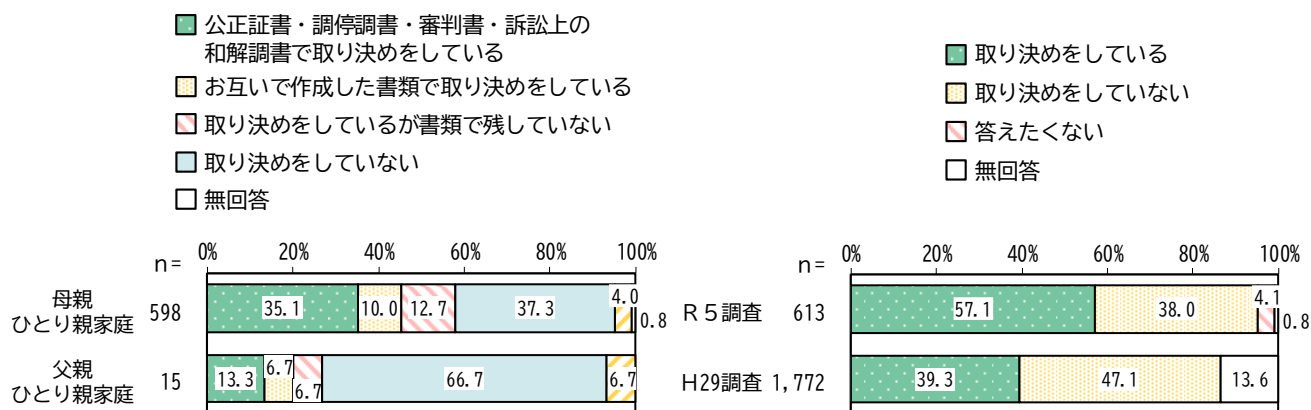
養育費や親子交流（面会交流）に関して、前回（平成 29 年）調査時点より何らかの形で取り決めている割合が増加しており、取決めをしていない場合、養育費の受取りや親子交流（面会交流）を行わない割合が高くなっています。

また、養育費を受け取らない理由や、親子交流（面会交流）を行わない理由は共に、「相手と関わりあいたくない」「相手と会いたくない」ことが最も多くなっています。

こどもの養育費に関する取決め状況

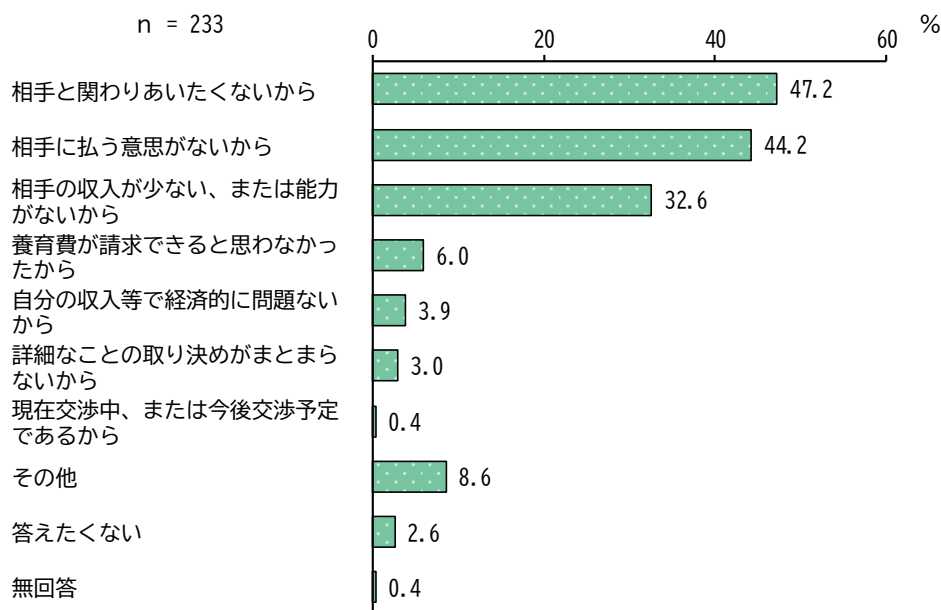
【母子・父子家庭別】

【経年比較（参考）】



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

こどもの養育費に関する取決めをしていない理由



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

【經年比較（参考）】



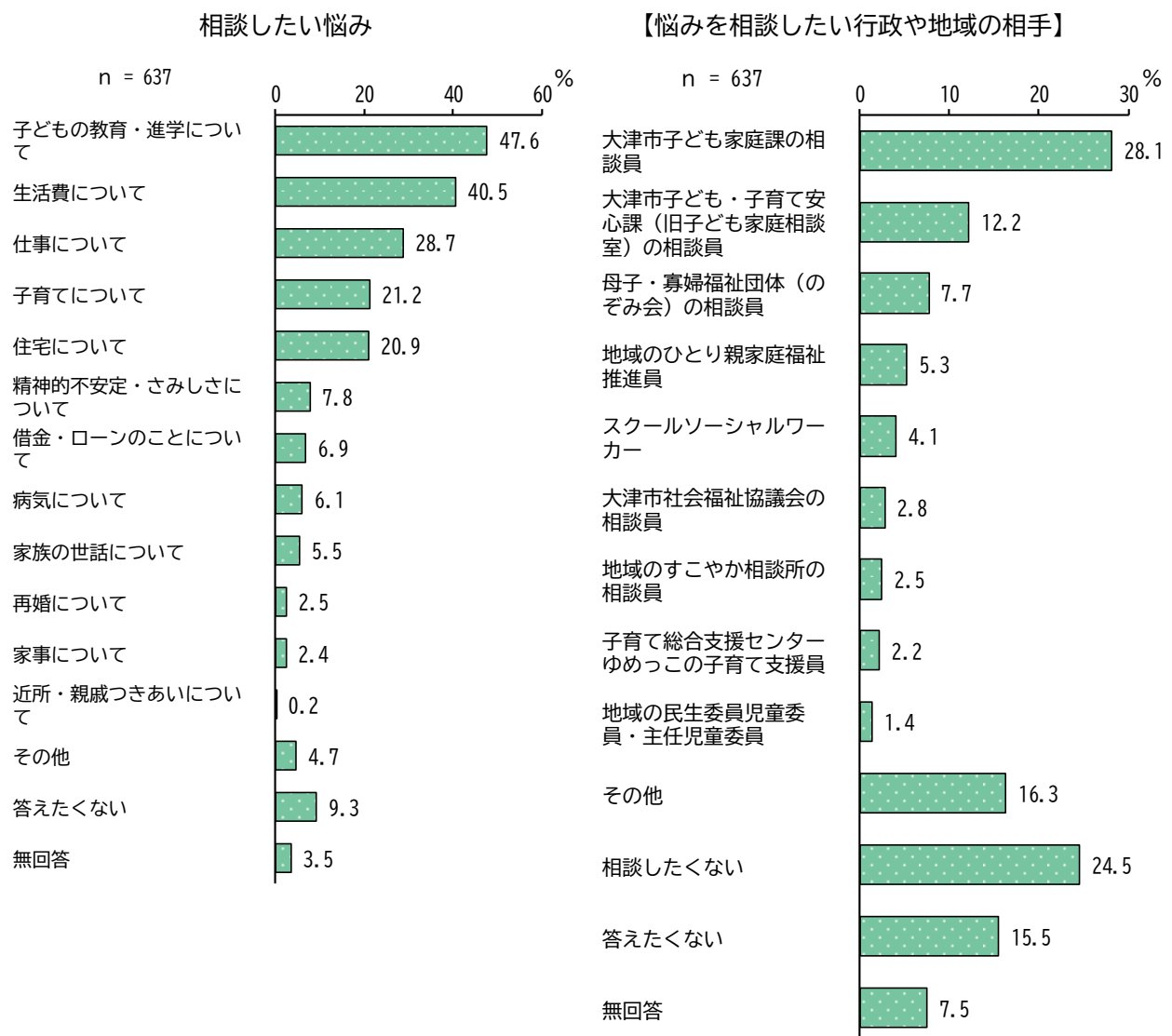
資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

③ 相談や支援のニーズ

相談したい悩みは、「子どもの教育・進学について」が 47.6%と最も高く、次いで「生活費について」(40.5%)、「仕事について」(28.7%)となっています。

悩みを相談したい行政や地域の相手は、「大津市子ども家庭課の相談員」が 28.1%と最も高く、次いで「大津市子ども・子育て安心課(旧子ども家庭相談室)の相談員」(12.2%)、「母子・寡婦福祉団体(のぞみ会)の相談員」(7.7%)となっています。

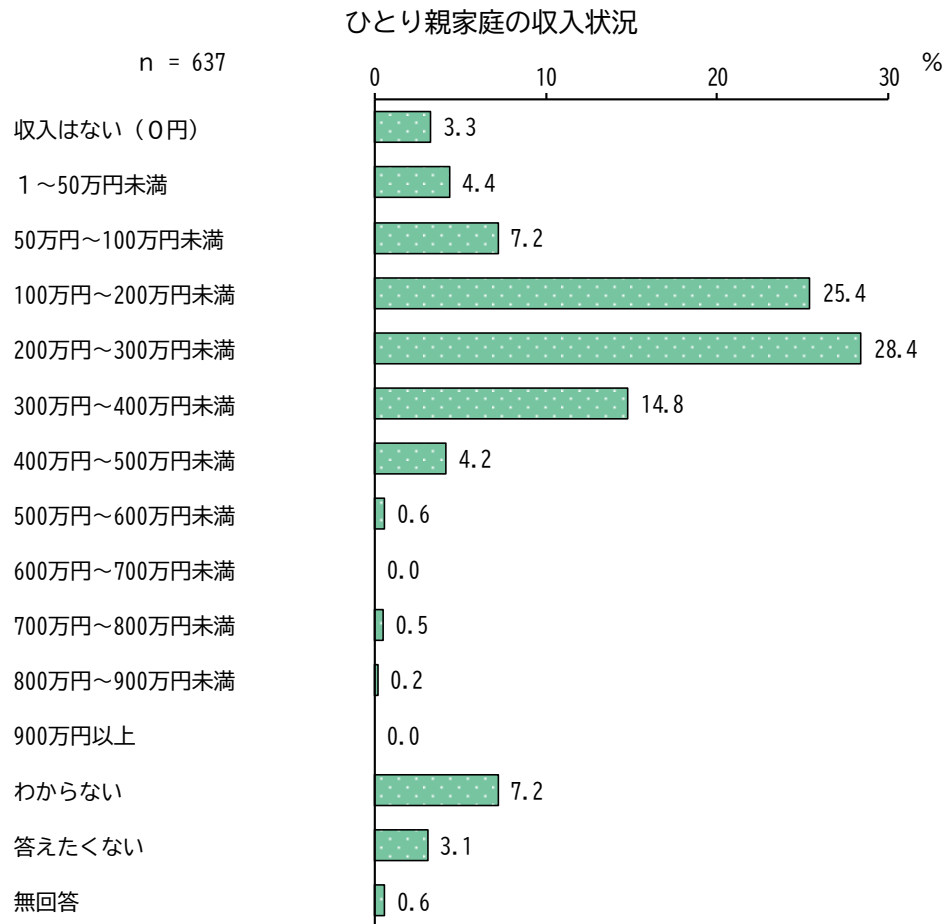
また、「相談したくない」が 24.5%と2割を超えて高くなっています。



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

④ 経済状況と就労状況

手当・養育費等を含む年間総収入は、「200 万円～300 万円未満」が 28.4%と最も高く、次いで「100 万円～200 万円未満」(25.4%)、「300 万円～400 万円未満」(14.8%)となっています。

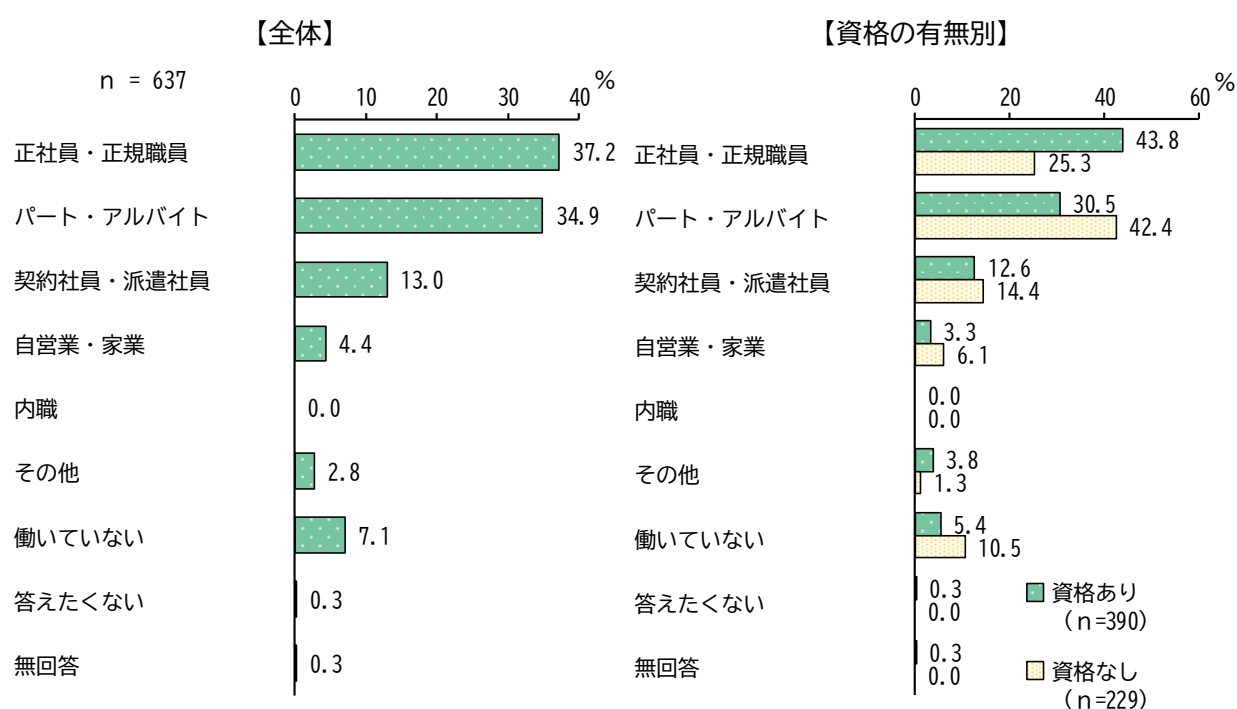


資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

現在の雇用形態は、「正社員・正規職員」が37.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が34.9%となっています。「パート・アルバイト」と「契約社員・派遣社員」(13.0%)を合わせた『非正規雇用』が半数近くとなっています。

資格の有無別にみると、「資格あり」では「正社員・正規職員」が4割を超えて最も高くなっているのに対し、「資格なし」では「パート・アルバイト」が最も高く、「パート・アルバイト」と「契約社員・派遣社員」を合わせた『非正規雇用』が5割半ばとなっています。

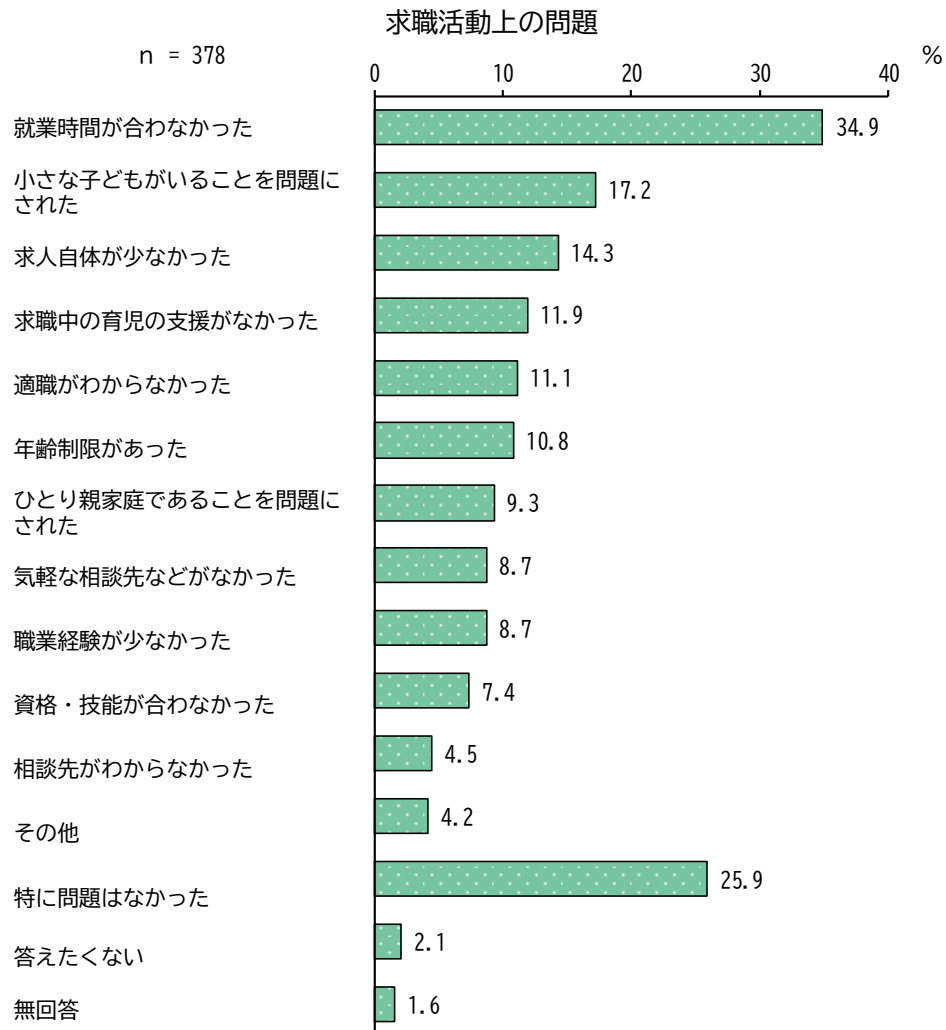
ひとり親家庭の雇用形態



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

⑤ 就労支援、資格取得支援事業やひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度

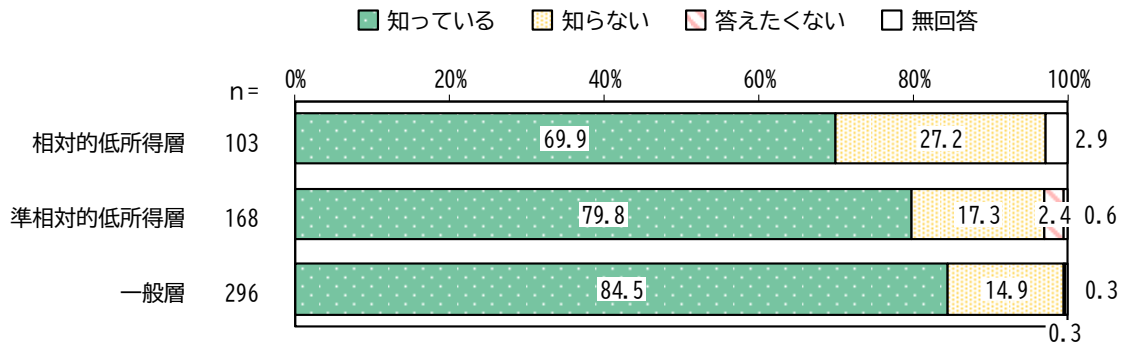
求職活動中支障となったことについて、「就業時間が合わなかった」が最も多く3割を超えており、続いて「小さな子どもがいることを問題にされた」や「求職中の育児の支援がなかった」などが上位項目となっています。



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

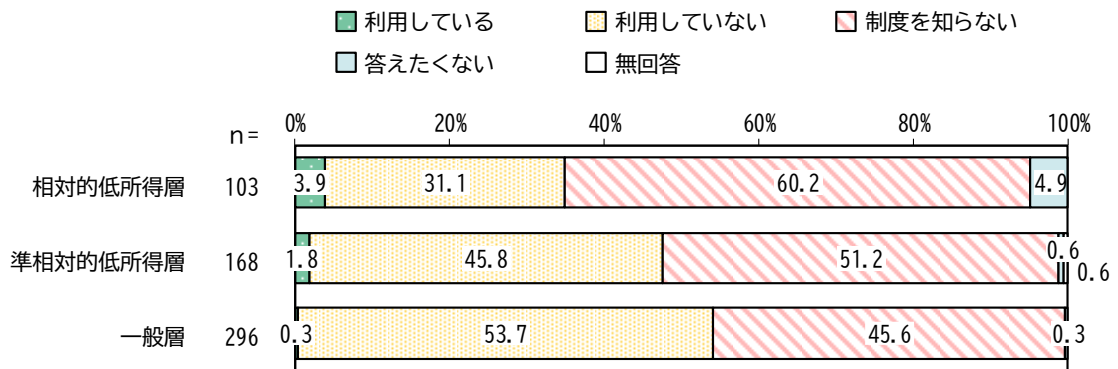
就労支援、資格取得支援事業やひとり親家庭等日常生活支援事業（支援を希望する人が必要な時に家庭生活支援員を派遣する事業）等について、低所得層であるほど、事業の認知度が低くなっています。

就労支援、資格取得支援事業の認知度



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用状況



資料：子どもの生活実態調査 ひとり親家庭生活実態調査

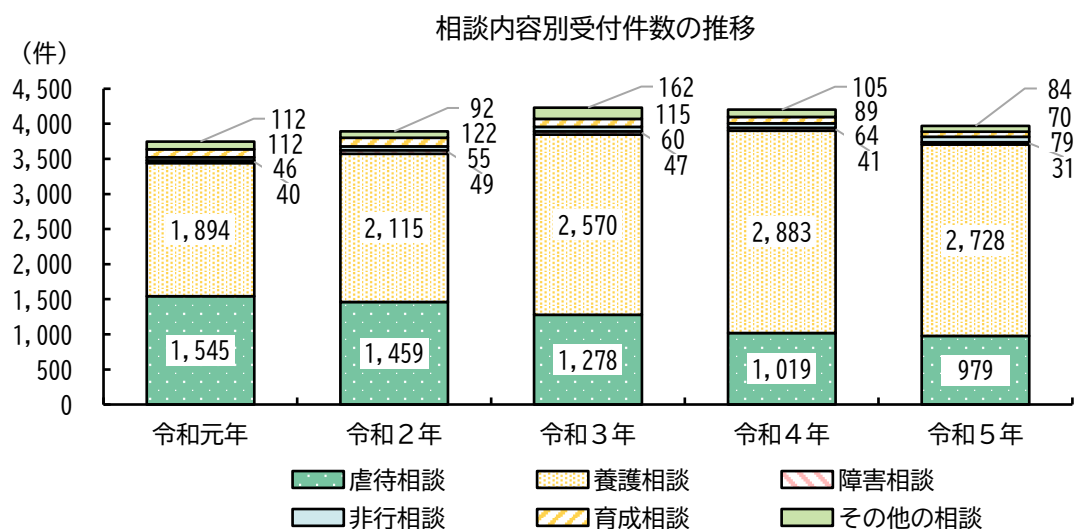
(6) 虐待の状況

① 児童虐待の相談・通報件数

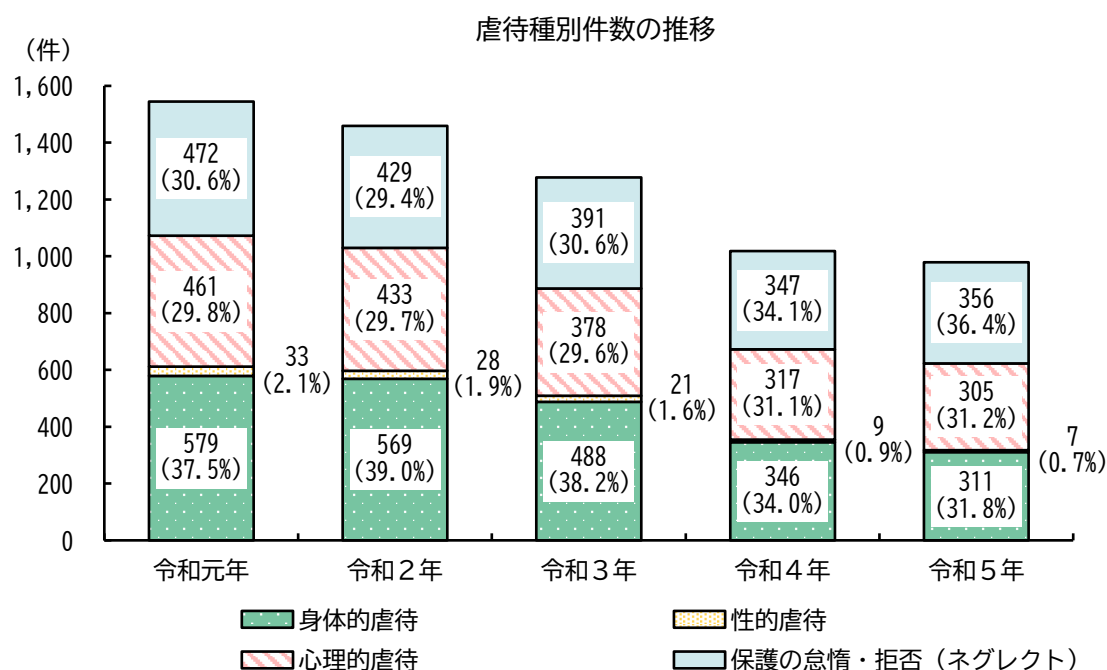
児童虐待に関する相談・通報受付件数は年々減少しており、令和元年から令和5年にかけて566件の減少となりました。

相談内容が虐待相談と子育てを含む養護相談に集中しています。

虐待の種別では、心理的虐待とネグレクトの割合が増加傾向にあり、身体的虐待と性的虐待の割合は減少傾向にあります。



資料：大津市子ども・子育て安心課

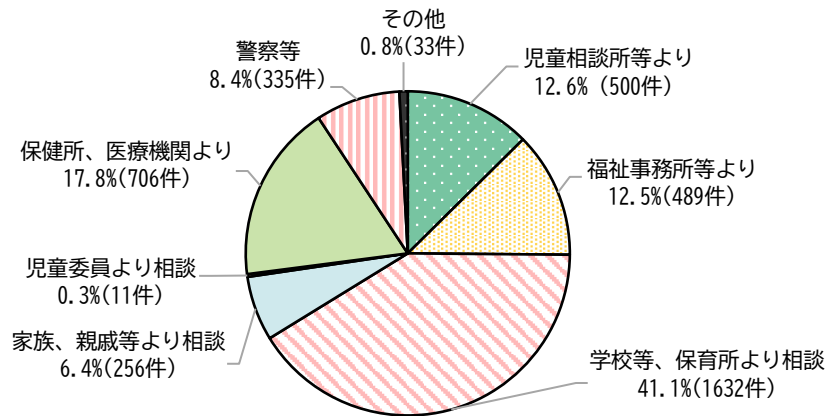


資料：大津市子ども・子育て安心課

② 児童虐待の通告受付経路

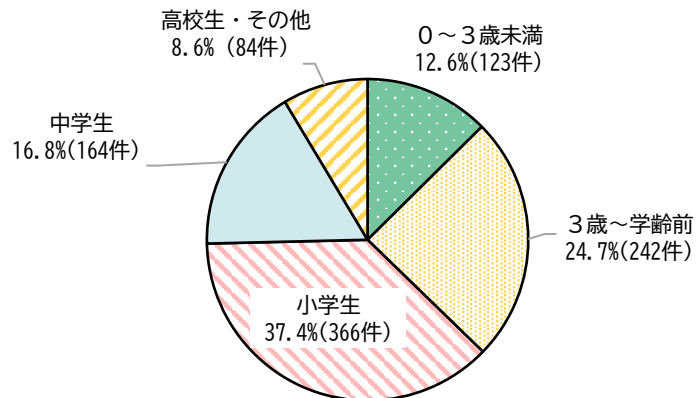
虐待の通告は、学校等、保育所からの相談が最も多く、次いで保健所、医療機関から、児童相談所から、福祉事務所等からと続いています。

令和5年度虐待相談（全件数）の受付経路



資料：大津市子ども・子育て安心課

令和5年度虐待相談（全件数）の年齢構成



資料：大津市子ども・子育て安心課

(1) こどもパブリックコメント

目的	本計画の素案について、こどもや若者にとって分かりやすい資料を作成し、計画について知ってもらうとともに、こどもや若者から計画案に対する意見を聴き、その声を計画に反映させることを目的に実施。	
概要	●対象：小学校高学年から中学生までを想定 ●方法：小学校5年生から中学校2年生までは学校を通じて個別に冊子を配布。 意見提出は郵送又はオンラインにより回答。 ●期間：令和6年12月27日(金)から令和7年1月20日(月)まで ●回答：小学生：90件、中学生：35件、その他(高校生など)：8件、学年不明：2件	

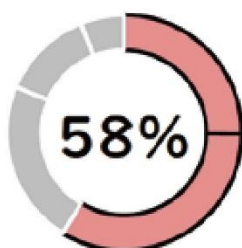
こどもパブリックコメントの回答結果

「こども・若者のめざす姿」が実現できていると感じるか。

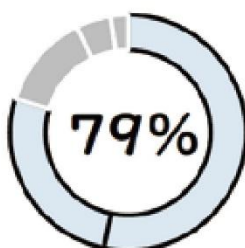
	①自由に意見を表すことができる	②健やかに育つことができる	③ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる	④安心して自分らしくいることができる
小学生 (n=129)	3.66	4.28	3.60	3.84
中学生 (n=28)	3.43	3.68	3.29	3.64
その他(高校生など) (n=4)	2.50	4.50	4.25	3.75
学年不明 (n=7)	3.86	5.00	4.14	4.14
合計 (n=168)	3.60	4.22	3.58	3.82

※「できている」を5点、「だいたいできている」を4点、「どちらとも言えない」を3点、「あまりできていない」を2点、「できていない」を1点として換算。

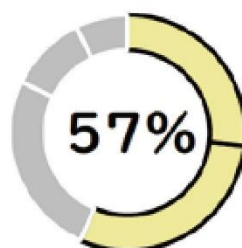
全回答者における、「できている」と「だいたいできている」を合わせた回答割合



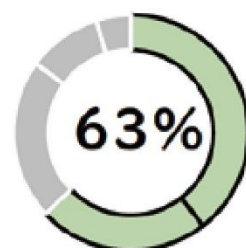
自由に意見を表す



健やかに育つ



ひとりひとりが尊重され、
なりたい自分をめざす



安心して自分らしくいる

本計画に反映した意見の内容

意見	PTA活動や地域の行事など大人が集まって意見している場に子供の意見や思いを反映してもらえないかと思った。(小学生)
市の考え	こどもの意見や思いを大事にすることを、おとなが理解し実践できるよう「こどもの権利に関する機運醸成」の取組を追記しました。こどもの権利についての講座や研修を実施し、こどもの権利に関する理解促進や機運醸成を図ります。
意見	いつもスクールガードさんが登下校を見守ってくださってたすかっています。(小学生) 子どもが通る道の安全性を高めてほしい。(中学生) 地域の方々が私たち学生のために登下校を見守ってくれるのは安心出来る。(中学生)
市の考え	スクールガードの活動が、こどもたちの登下校時の安心につながっているという意見が多かったことから、「地域の見守りなどの活動が、こどもたちの安心につながっています。」を追記しました。
意見	中学生では、どこへ行けばいいか、どこで聞けばいいのか、まったくわからないです。(中学生) 困った時にがんばって勇気を出して相談しても「また何かあったら教えてね」で終わって何も解決なくて悲しい。(中学生)
市の考え	困ったときにどこに相談すればいいかわからない、相談したけれど「また教えてね」で終わってしまい悲しかったといった意見を踏まえて、「このような現状があること」と、「悩みや不安に気づき、必要な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を図ります。」を追記し、取組に「教育と福祉が連携した支援の推進」を追記しました。こどもたちに届く情報発信を行い、こどもたちの悩みや不安に気づき、必要な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を図ります。
意見	安心して過ごせる居場所ができるのは、すごくうれしいのですが、その情報はどのようにして得られるのかを知りたいです。(小学生)
市の考え	児童館がみんなの居場所になるためには、もっといろいろな人に児童館という場所があることを知ってもらう必要があると思う。(小学生)
市の考え	情報がどうしたら得られるのか、もっと知ってもらう必要があるといった意見を踏まえて、「こども・若者が居場所を利用しやすくするために、必要な情報を分かりやすくまとめ、こども・若者に届くように発信します。」を追記しました。こども・若者に届く情報発信を工夫していきます。

※その他の意見やこどもたちへの回答内容は、市のホームページに掲載しています。



(2) おおつみらいミーティング(高校生・大学生を対象とした意見交流会)

目的	市が取り組むことも・若者支援施策に対し、当事者であることもや若者の意見を聴き、対話しながら、一緒により良い施策をつくっていくことを目的に実施。	
概要	開催日時: 令和6年9月23日(月)13:30~16:00 参加者: 大津市在住・在学の高校生・大学生14名 それぞれのテーマについて、3つのグループに分かれ、大学生サポーターが進行、記録を担当し、高校生同士でディスカッション。最後に発表を行いました。 テーマ1 自分らしく安心して生活するために必要なこと テーマ2 自分たちの意見を表明するために必要なこと	

実施後のアンケートより

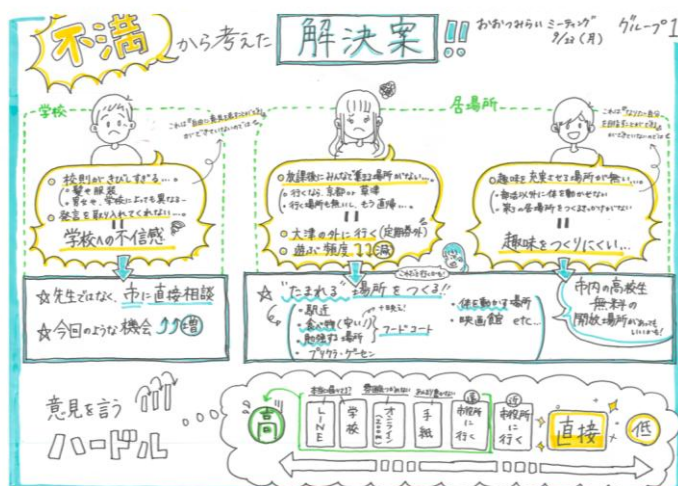
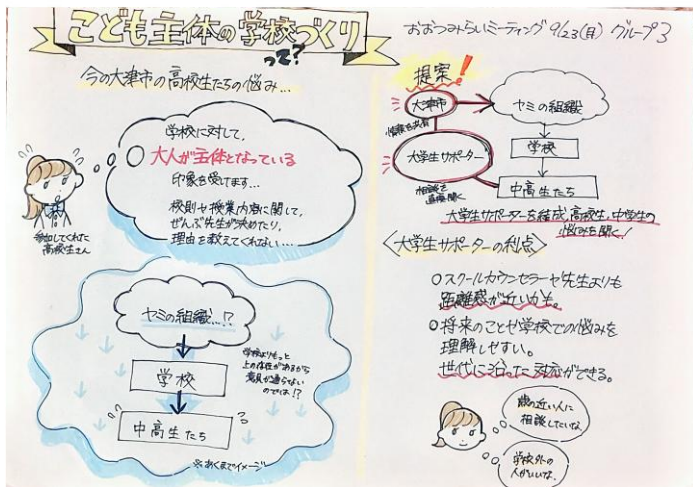
参加してみて良かったことや、もっとこうしてほしいところ

- 言葉を交わさないと伝わらないことだらけなので、実際にディスカッションできる場を設けてもらえてよかった。
- 違う高校とは同じところや異なるところがありおもしろかった。市の人と話せる機会は今までなかったので良い経験になった。
- 自分だけの発想とは別の考えや、自分とは違う視点の意見、様々な見方や考え方があり、学べる部分が多かった。

おおつみらいミーティングを、さらに多くの人に知ってもらい参加してもらうためのアイデア

- 学校への掲示、参加した人の感想(楽しかった)を周知し、興味を持ってもらう。
- より多くの高校から代表の人たちを集めて話し合いの場所を設ける。学校にアンケートをとる。
- 「本音を語ろう」みたいなキャッチフレーズなどで興味を持ってもらえるようにする。

※当日の議事録（大学生サポーターによるグラフィックレコーディング）



意見の内容

「居場所」について

- 放課後にみんなで集まれる場所がない。
- 趣味を充実させる場所がない。

ポイント

高校生が放課後などに
集まりやすい場所をつくる。

大津市子ども・若者支援計画



子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進
(1)既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信

市の取組

市では既存の地域資源を活用した「居場所」づくりに取り組みます。子どもや若者の声を聴き、一緒に居場所づくりについて考えることができるよう意見交流会等を継続して実施し、その意見を反映していきます。子どもや若者が行ってみようと思える居場所が増えるよう取組を進めていきます。

「自由に意見を表すことができる」について

- 直接意見を伝える機会が必要。
- 生徒が主体的に意見を言う機会が不足している。
- 紙で意見を提出する仕組みがあれば直接言いづらいことも表明できるのではないか。
- 意見を取り入れてもらえていない、言っても結果が変わらないと感じる。
- 伝えた意見がどのように扱われたのかを明確にしてほしい。

ポイント

意見を言いやすい方法や、
フィードバックの方法について
考えることが必要。

大津市子ども・若者支援計画



子ども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり
(2)社会参画や意見表明の機会の充実

市の取組

市では、意見表明の機会の充実に取り組みます。「直接意見を伝える機会が必要」との意見があったことから、今後はより多くの方が参加いただけるよう工夫をして意見交流会を開催するとともに、SNSの活用や子どもや若者の居場所に出向いてヒアリングを行うなど、意見を聴く方法についても検討していきます。
また、子どもや若者からの多様な意見の反映を検討し、その過程を公表するなど、伝えた意見がどのように扱われたかをフィードバックしていきます。

(3) SNSを活用した意見を聴く取組

目的	こども・若者施策に関するテーマに対し、当事者であるこども・若者から広く意見を聴き、施策への反映について検討することで、より効果的な事業実施につなげるため、コミュニケーションツールとして広く利用されているLINEの機能を活用して実施。	
概要	LINEのオープンチャット機能を活用し、いつでも書込み可能なトークルームを開設し、テーマを設定して自由に意見を投稿できるようにする。意見に対しては、市の考えをまとめ、オープンチャット上でフィードバックを行う。 試行期間：令和6年2～3月 本格実施：令和6年10月～ 対象：高校生・大学生世代の概ね16歳～29歳	

<参考>

試行時の意見とそれに対する市の考え方は、大津市ホームページに掲載しています。



あなたの意見を聴かせてください

こども・若者にとって、「もっともよいこと」が何かを考えるためには、当事者であるみなさんの意見を聴き、反映させていくことが大切です。

大津市では、みなさんが自由に、安心して思いを伝えることができるよう、意見を聴く場づくりを進めています。

この度、LINEを活用し、いつでも自由に意見が投稿できる場をつりました。テーマに対する**みなさんの意見を聴かせてください。**

LINEの
オープンチャット
機能を使います

対象は
市内在住・在学
高校生・大学生
世代

いつでも自由に
意見を投稿

意見に対する
フィードバック



(4) 地域の活動から子ども・若者の思いを聴く取組

意見の内容

1) 長等青少年育成協議会

(「放課後カフェ」に参加している中学生へのヒアリング・アンケート調査)

実施日	対象者	参加人数
アンケート 令和6年6月28日 ヒアリング 令和6年9月13日	中学生	40人 (アンケートとヒアリングの延べ人数)

放課後カフェのいいところはなんですか。

アンケート	ヒアリング
● 友だちとゆっくりできる、話せるところ ● 安心していられるところ ● 勉強(宿題)ができるところ ● お菓子やジュースがもらえるところ ● 近くにあるところ	● 放課後カフェは学校からも近くとても行きやすい。こういう場所がたくさん増えるとよい。 ● おとなは受付にいてくれるが、声をかけられることはなく、自由に過ごすことができるため、居心地がよい。 ● 放課後、家に帰る前に友だちとほっとできる場所になっている。

2) 石山学区青少年育成学区民会議

(「たら川文庫」に参加している小・中学生へのヒアリング、保護者アンケート)

実施日	対象者	参加人数
ヒアリング 令和6年9月27日 アンケート 令和6年10月11日	小・中学生、保護者	小・中学生9人、保護者1人 (ヒアリングとアンケートの延べ人数)

- 本がいっぱいあるところがいい。
- 宿題ができる。調べられる本がいっぱいある。
- 約束していなくても、ここに来たら友だちと会える。
- いつも整理整頓されていて、活動している人も親しみを持って接してくれるので子どもが行きたがる。(保護者)

大津市子ども・若者支援計画



子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進
(2) 地域における居場所づくりの担い手支援

市の取組

地域団体が実施している活動においても、子どもたちがどういった場所であれば落ち着いて過ごせるのか、行きやすい環境にするにはどういったものが必要かなど、直接子どもや若者の声を聴き、地域団体と情報を共有しながら一緒に環境づくりを進めていきます。

3) 唐崎カピバラ食堂、will be smile

(不登校のこどもとその保護者を対象とした子ども食堂に参加している保護者へのヒアリング)

実施日	対象者	参加人数
令和6年7月29日	保護者	5人

こどもたちに意見を聴くことの課題について

- 対面で意見を言えるこどもたちばかりではない。様々な環境にいるこどもたちが意見を言いやすい方法を考えるべき。
- 学校で答えるのか、家で答えるのかによっても答えが異なると思う。一括りに実施するのではなく、こどもたちに合わせて話を聴く場所、場面、手段を考えるべき。
- 思春期の時期は葛藤もあり、本人も本音がなにか分からないこともある。カウンセラーの方の質によって思いを引き出せるかどうか変わってくる。

保護者にとって安心できる場所について

- 保護者にとっても相談できる場所があることが大切である。
- こどものことをトータルで知ってくれている人、保護者にとって信頼して話ができる人がいる、また保護者同士の集まりなども必要ではないか。
- 保護者の不安は直接こどもに影響する。そのため、保護者が相談できる相手が必要。
- 保護者への対応については、親が何を望んでいるか、親の精神状態も考慮することが求められることから、担任の先生だけではなく、支援員などの協力が必要ではないか。
- スクールカウンセラーの教育相談を受けているこどもや保護者を対象にアンケートを実施し、良かった点を共有する。

大津市こども・若者支援計画



基本方針

こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり
(2)社会参画や意見表明の機会の充実



基本方針

多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進
(4)悩みや不安を抱えるこども・若者とその家族に対する相談体制の充実

市の取組

様々な事情により自分の思いを言葉にして相手に伝えるということが困難なこどもや若者が、安心して声をあげることができるよう、手法や環境などを検討する必要があります。また、不安を抱えるこどもやその家族が孤立することなく、信頼して相談ができるよう、こどもや保護者に寄り添った相談支援の充実が大切です。

(5) 声をあげにくい子ども・若者の思いを聴く取組

意見の内容

1) 小鳩乳児院（乳児院施設従事者へのヒアリング）

実施日	対象者	参加人数
令和6年9月6日	施設従事者	3人

こどもの権利を知る機会について

- こどもの権利を知る機会については、子ども・若者がどこかに所属している期間（学校園等に通園・通学している期間等）に実施することが大切。
- CAPの研修は、こどもの権利を知る機会として大切な取組である。学校園で実施する際には、研修を受けた子どもたちの反応を受け止める先生側の理解も大切。
- 地域でも人権学習など実施している。そういった活動を、おとながこどもの権利について学ぶ機会の一つとしてとらえる。

大津市子ども・若者支援計画



基本方針

子ども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり

(1) こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保

市の取組

こどもや若者がこどもの権利を学ぶ研修の実施など、こどもたちが早い段階から、繰り返し継続してこどもの権利に触れる機会を創出します。併せて、おとながこどもの権利を学ぶ機会についても取組を進めることで、社会全体でこどもを守る意識の醸成につなげていきます。

こどもの意見表明の機会について

- こども・若者自身が意見を伝えたいときに、相手のことを信頼して本音を言えるということが大切であり、こども・若者が意見を言っていっていいと体感できることが大切。
- 意見を言うことも、言わないことも自由。こども・若者が言いたいときに安心して言える場として、多様な場づくりが必要。
- こどもたちが意見を言いたいと思うためには、その意見を聴くおとながこどものまわりにどれだけいるかが重要。意見を丁寧に受け止めることが、次も意見を言いたいという気持ちにつながる。



基本方針

子ども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり

(2) 社会参画や意見表明の機会の充実

市の取組

こどもや若者が安心して意見を言えるためには、意見を伝える相手との信頼関係がとても大切です。意見を聴く取組を進める上では、十分な時間を確保し、こどもや若者が話したいことを聴く、受け止める側の姿勢など、意見を聴く側として適切な準備やサポートを行い、こどもや若者が自由に意見を表すことができる環境をつくります。

2) NPO法人CASN（子ども食堂実施団体へのヒアリング）

実施日	対象者	参加人数
令和6年9月26日	子ども食堂実施団体	1人

こどもの居場所について

- こどもの居場所づくりについては民間と行政が連携し、役割分担をした上で進めていくことが重要。他都市では社協の中のコーディネーターという役割の方が、連携の役割を担っているところもある。
- 民間が実施するこどもの居場所が、地域や学校にとって、困難を抱えるこどもだけでなく、こどもたちの第三の居場所として認識できるよう活動を知ってもらうこと、活動を継続することが大切。
- 居場所づくりを実施する際、こどもたちには自由にほっとしてもらうための環境づくりが大切。こどもたちがこども同士、また少し年上のお兄ちゃんお姉ちゃん、おとなの人たちと接し交流する中で、学んだり、自分のありのままを出せたりできるよう、こどもとおとなの対等な関係性をつくっていく事が大切。

子ども食堂について

- 以前は家庭や地域の中でまわりのおとなが、こどものことを気かけ声をかける機会があった。現在はこどもが一人である時間も多いため、異年齢のこどもたちや、様々な人たちと触れ合える子ども食堂の必要性は大きい。
- 家で食事することが困難だったり、家庭の中に様々な困難さがあったり、学校の中でこどもが集団に入りづらかったり等々、様々な事情を抱えているこどもたちに来てもらいたいと思うが、参加は特定せず広く参加を求めている。学校や地域と連携することで、本当に必要としているこどもの参加が増えていくのではないかな。
- 些細なこと（料理の手伝いなど）でも、できたことに丁寧に気付き声をかけることがこどもの安心や自尊感情の向上につながる。

大津市こども・若者支援計画



こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進 (2) 地域における居場所づくりの担い手支援

市の取組

こどもや若者が安心できる居場所が身近な地域の中で広く展開されるよう、民間団体と連携し場づくりを進めていくことが必要です。子ども食堂など、地域で実施されている活動の内容や課題を把握したり、好事例を共有するなど、こどもたちの地域の居場所がさらに増えるよう必要な支援に取り組めます。

3) こどもソーシャルワークセンター（居場所に来ている当事者へのヒアリング）

実施日	対象者	参加人数
令和6年11月7日	中・高校生	4人

- 学校や市役所の支援には年齢制限がある。その年齢になれば、人が変わるため、せっかく信頼関係ができていたのにまた一から築かなければならないということが不安。
- 学校の保健室や別室で過ごしているが、時間制限があったり、先生がいないので、勉強でわからないことがあっても聞ける人がいなかったりする。教室に戻っても、授業がわからない。
- カウンセリングを受けている。自分が話した内容を紙に書いて整理してくれることがよい。
- この場所（こどもソーシャルワークセンター）は、家族や友人に話せない悩みを相談できる。一人一人がしたいことができる。安全を確保できると感じる。こういった居場所が必要であると感じる。
- 保護者の許可があれば、宿泊もできるような施設があればよい。
- この居場所では、ボランティアとしてくることが出来る。出番をつくってくれることがよい。

大津市こども・若者支援計画



多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進
(3)不登校、いじめ、ひきこもり、非行、ヤングケアラーのこども・若者と
その家庭への支援の充実

市の取組

様々な事情で学校に行けないこどもが増えています。市では、教育支援や教育相談、こどもたちが安心して過ごせる居場所づくり事業などに取り組んでいます。福祉や教育等の各機関が連携し、こどもや家族の思いに寄り添いながら、適切な支援に取り組みます。

4) 大津市子ども・若者総合相談窓口

（主にひきこもり経験のある相談者を対象とした居場所に参加している相談者へのアンケート・ヒアリング）

実施日	対象者	参加人数
令和6年9月13日	利用者	6人

- この場所があることで、外へ出るきっかけになっている。外へ出ることで自己肯定感があがった。
- ここでいろいろな体験をして少しずつ自信がついてきたように思う。
- 家族以外の人と関わることができてよかった。
- こういった場所がたくさんあればいいと思う。家から遠いので、近くにもあって欲しい。



こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進
(1)既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信

市の取組

困難を抱えたこども・若者の相談窓口への相談から、主にひきこもりに悩む相談者の居場所事業を運営しており、一定の効果がみられています。当事者の声を聴きながら、社会的自立に向けた支援の一つとして、個々に寄り添った、効果的な事業運営に向け、相談窓口の委託団体及び関係団体と共に相談環境を整えていきます。

3 審議等経過

(1) 大津市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

年 月 日	内 容
令和6年4月25日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画の策定について
6月28日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画の策定について (現行計画の評価、重点推進項目、骨子案)
8月29日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画の骨子案再検討結果について 2. 次期大津市子ども・若者支援計画における量の見込みと提供体制の確保の方向性について
10月17日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画における量の見込みと提供体制の確保方策について 2. こども・若者の意見を聴く取組について(報告)
11月20日	1. 大津市子ども・若者支援計画のパブリックコメント案について
令和7年2月17日	1. 大津市子ども・若者支援計画のパブリックコメント結果について 2. 大津市子ども・若者支援計画の最終案について

(2) 大津市青少年問題協議会

年 月 日	内 容
令和6年7月8日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画策定に向けて ・アンケート調査結果について(報告) ・骨子案について
10月16日	1. 次期大津市子ども・若者支援計画素案について
11月20日	1. 大津市子ども・若者支援計画のパブリックコメント案について
令和7年2月17日	1. 大津市子ども・若者支援計画案について

4 審議会条例等

(1) 大津市社会福祉審議会条例

平成20年12月22日

条例第51号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、大津市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。この場合において、これらの事項を調査審議する児童福祉専門分科会は、これらの規定に規定する合議制の機関とする。

3 教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第72条第1項第3号及び第4号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聴くことができる。

(平25条例51・平26条例69・平28条例103・令4条例36・一部改正)

(委員の定数等)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、法第9条第1項に規定する臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平26条例27・一部改正)

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条第1項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(平26条例27・一部改正)

(審査部会の委員等の報酬)

第6条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設ける審査部会に属する委員及び臨時委員が当該審査部会の職務に従事した場合における報酬の額は、大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第20号）の規定にかかわらず、日額14,000円とする。

(平26条例69・旧第8条繰上・一部改正、令元条例20・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部（専門分科会にあっては、その審議事項を所管する部）において処理する。

(平26条例69・旧第9条繰上・一部改正、令4条例4・令6条例67・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平26条例69・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(大津市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 大津市障害者施策推進協議会条例（平成8年条例第3号）は、廃止する。

(大津市介護保険条例の一部改正)

3 大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「介護保険の運営」を「運営状況等の公表」に改める。

「第5章 介護保険の運営」を「第5章 運営状況等の公表」に改める。

第13条の見出しを削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則（平成25年6月24日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第69号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

附 則（平成28年12月21日条例第103号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第20号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日条例第4号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(委任)

第13条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和4年9月29日条例第36号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月23日条例第67号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(2) 大津市青少年問題協議会設置条例

昭和28年12月22日
条例第42号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、大津市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平12条例24・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、本市における次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項の規定する事務に関し、市長及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(平12条例24・全改)

(委員)

第3条 協議会の委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平26条例16・全改)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(平26条例16・追加)

(会議の招集)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(平12条例24・全改、平26条例16・旧第4条繰下・一部改正)

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、こども未来部において処理する。

(平12条例24・追加、平16条例60・令4条例4・令6条例67一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平26条例16・全改)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和42年3月25日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第24号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

2 この条例（第1条の改正規定を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の大津市青少年問題協議会設置条例の規定により委員又は幹事に任命されていた者は、施行日をもって、この条例による改正後の大津市青少年

問題協議会設置条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定により委員に任命され、又は新条例第5条第2項の規定により幹事に任命されたものとみなす。

- 3 前項の規定により委員に任命されたものとみなされる者の任期は、平成13年8月31日までとする。

附 則（平成16年12月21日条例第60号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第16号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第1条の規定による改正前の地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「旧法」という。）第3条第3項の規定により任命された大津市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の委員である者（地方公共団体の議会の議員のうちから任命された委員である者を除く。）は、この条例の施行の日に、改正後の大津市青少年問題協議会設置条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定により協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日における旧法第3条第3項の規定により任命された協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和4年3月25日条例第4号）抄
（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（委任）

- 第13条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和6年12月23日条例第67号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

5 計画策定に係る委員名簿

(1) 大津市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

委員名	団体名・役職等	委員区分等
大橋 壮嗣	大津市私立幼稚園園長会	学識経験者
狩野 聡	大津市保育協議会	社会福祉事業従事者 【副分科会長】
清河 滋子	大津市医師会	学識経験者
齋藤 尚志	滋賀短期大学	学識経験者
坂下 ふじ子	大津市母子福祉のぞみ会	社会福祉事業従事者
城 宣子	大津市校園長会	学識経験者
杉本 光世	滋賀県児童福祉入所施設協議会	社会福祉事業従事者
田口 真太郎	臨時委員	学識経験者
谷口 久美子	臨時委員	社会福祉事業従事者
土田 美世子	龍谷大学	学識経験者 【分科会長】
中井 洋子	大津市社会福祉協議会	社会福祉事業従事者
林 千尋	大津市保育園保護者会連合会	学識経験者
山口 雅史	大津市PTA連合会	学識経験者
横田 茂	大津市民生委員児童委員協議会連合会	社会福祉事業従事者
吉村 理恵子	臨時委員	学識経験者

※ 令和6年5月13日現在、15名、五十音順、敬称略

(2) 大津市青少年問題協議会

委員名	団体名・役職等	委員区分等
秋永 尚哉	滋賀県高等学校長協会 (大津商業高等学校 校長)	関係行政機関 【副会長】
秋野 滋彦	滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター 所長	関係行政機関
内田 秀美	大津市青少年育成市民会議 副会長	学識経験者
小谷 正樹	大津警察署 生活安全課長	関係行政機関
後藤 祐紀	大津市PTA連合会 会長	学識経験者
島崎 恵美子	大津市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 副部会長	学識経験者 【副会長】
竹内 俊彦	大津市社会福祉協議会 会長	学識経験者
西田 善則	大津公共職業安定所長	関係行政機関
福井 善行	大津市校園長会(中学校長会) (打出中学校 校長)	関係行政機関
渡部 雅之	滋賀大学教育学部 理事・副学長	学識経験者 【会長】

※ 令和6年4月1日現在、10名、五十音順、敬称略

6 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対して、支援につながるように積極的に働きかける取組。

赤ちゃんの駅

子育て家庭の外出を支援し、社会全体で子育てを応援する意識を育むための事業の一つとして、概ね3歳未満の乳幼児を連れた保護者が、授乳やおむつ替えを行うために立ち寄ることができるものとして大津市が登録している施設。

アセスメント

援助方針を決定するために、事例の現状の問題性、程度、対応などについて評価・判定を行うこと。

育児休業

原則1歳未満のこどもを養育するための休業で、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定められている。なお、「育児休業」が法律で定められた制度であるのに対して、「育児休暇」は会社ごとに社員のために独自につくる制度をいう。

いじめ

いじめ防止対策推進法においては、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等について、医師法上の「医療行為」と区別して呼ぶ名称。平成24年4月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件のもとにたんの吸引等の医療的ケアができる制度が開始された。

インクルージョン

「包み込む」という意味で、「包容」「包摂」「包含」などと訳されている。一人一人の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、包み込むような援助を保障することを示している。

おおつ子育てアプリ とも☆育

市内の子育て施設の情報や子育てイベント、健診や予防接種のお知らせ等、子育てに関する情報を確認することができるアプリ。

大津市青少年育成市民会議

青少年問題のもつ重要性に鑑み、広く市民の総意を結集し、国・県及び市の施策と呼応して、青少年の健全な育成を図ることを目的として活動している市民団体。

大津のこどもの人権を尊重する保育のガイドライン

大津の公立保育所・幼稚園・認定こども園において、こどもの人権や人格を尊重する豊かな保育が行われるように、保育の方針や予防から重大事態に至るまでの各段階における対応を示したガイドライン。

オープンカンパニー

大津の企業の工場や施設を訪れ、その職場やそこで働く人と交流する機会をもつことで、地元企業で働く魅力を肌で感じてもらう取組。子どもたちの将来を応援する環境を整え、未来の担い手を育むことを目的としている。

【か行】

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

学校と家庭や地域が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

学校支援アドバイザー

大津市立全小中学校を対象に、生徒指導上の課題が大きい学校、又は困難が予想される学校を中心に学校支援を行う。校長OBと社会福祉士が、課題の分析や解決への手立てを検討しながら支援を行う。

学校生活支援員

こども一人一人に応じた学習の支援や見守り活動を行うなど、こどもが安心して学校生活を送れるよう幅広く支援を行う人のこと。

加配

幼児の特性やニーズに応じた教育方法を工夫し、保護者や他の教職員と連携しながら、総合的な支援を提供するために、通常教員以外で追加で配置される教員のこと。

企業主導型保育事業

国が推進している事業で、企業等が従業員のために設置した事業所内保育所において、国から運営費や施設整備について助成を受けている保育施設で、認可外保育施設に位置づけられる。企業の従業員が利用する「従業員枠」のみでの運営することもできるが、地域の住民等が利用する「地域枠」を設けることも可能。

キッズゾーン

散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲半径500メートルを目安として車両の運転手に対して注意を喚起することを目的として設定した道路の区域のこと。

教育支援ルーム

大津市内に在住し、又は住所を有する小学生又は中学生その他教育委員会が特に認める人で、心理的不安による不登校の状態が継続しているこどもの再登校への支援その他社会的自立に向けた支援を行う機関のこと。

健康推進員

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、自ら健康的な生活の実現をめざし、地域における健康づくりのリーダーとして、地域住民の健康保持増進を推進する活動をしている人のこと。健康推進員は、ボランティアの精神に徹し、各種講習会で得た知識と技能を生かし、「ヘルスメイト」を愛称として、地域で活動している。

（こどもの）権利擁護

児童福祉法においては、こどもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことや、こどもの権利を守り、福祉を保障するためには、保護者、国民、国や地方公共団体といった社会全体がこどもの意見又は意向を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことをいう。

高等職業訓練推進給付金

就労につながる資格（看護師・介護福祉士など）を取得するために、半年以上、養成機関でカリキュラムを受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に、生活資金として支給する給付金のこと。

子育てのための施設等利用給付

令和元年10月からスタートした、幼児教育・保育の無償化制度に係る給付のこと。新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援がある。

ことばの教室

大津市内の幼児（おもに4～5歳児クラス）から中学生までを対象に、ことばの発達が気になる、発音が正しくできない、話しことばがつかまる、コミュニケーションが取りにくい、家では話すが入前では話さない、など、ことばに関する言語相談を受け付けている機関のこと。

子ども安全リーダー

滋賀県独自に設置されている地域安全のためのボランティアのこと。小学校区ごとに概ね5名ずつ警察署長から委嘱されている。通学路パトロールや不審者・不審車両に関する情報の警察への通報、こどもを対象とした防犯教室の実施、「こども110番のおうち」の立ち寄りやコーンの設置・管理等を行う。

こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体が運営する、こどもやその保護者等に無料又は低額で食事を提供する居場所。

こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。

「こどもまんなか社会（全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会）」をめざすとし、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項が定められている。

こども110番のおうち

こどもが「声かけや痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、又は遭いそうになったと助けを求めてきたときに駆け込める避難場所であり、「こども110番のおうち」として指定された民家や事業所は、そのこどもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみでこどもたちの安全を守っていくボランティア活動のこと。

子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき設置した、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して関係機関等による支援を円滑かつ効果的に行うための協議会。

個別ケース検討会議

こどもと家庭と家庭の状況把握、課題の整理とその解決に向けた支援のための会議。関係機関が参加して、情報を出し合い、その評価と共有を行う。

【さ行】

（こどもの）最善の利益

「そのこどもにとって最も良いこと」を指し、児童の権利に関する条約における原則となる考え方で、こどもに関わる全ての措置をとるに当たって主として考慮され、保護者等の基本的な関心事項となるもの。

里親

様々な事情により、家庭で暮らせないこどもたちを自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県及び政令指定都市等に設けられた児童福祉の専門機関。市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、こどもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを主たる目的としている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本は1994年に批准した。子どもの権利条約は、こどもは権利をもつ主体であるという考え方に基づいており、条約の定める様々な権利に共通する基本的な考え方として、4つの原則（「差別の禁止」、「こどもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」）がある。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設。

社会的養護

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭へ支援を行うこと。

出産・子育て応援給付事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体として実施する事業。

消費者教育

消費者教育の推進に関する法律においては、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、食について考える習慣や食に関する知識、食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取組。

自立支援教育訓練給付金

就労につながる資格取得のために講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、市があらかじめ指定した職業能力開発講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給する給付金のこと。

新大津市幼児教育・保育共通カリキュラム

施設類型を問わずどの乳幼児教育・保育施設においても、共通に質の高い教育・保育を実施するための指針となるもの。平成28年に大津市幼児教育・保育共通カリキュラムが策定され、令和3年に改訂版が作成されたものに、3法令（「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」）の改訂の要素を検討の視点に加えながら、令和5年度編成し直したもの。

スクールガード

児童生徒が安全に登下校できるように、通学路で見守り活動を行うボランティアのこと。

すこやか相談所

保健師やヘルスアドバイザー等が常駐し、赤ちゃんから高齢者まで健康に関する相談や支援を行う中核機関のこと。市内に7か所の相談所を設置している。

スーパーバイズ・コンサルテーション機能

児童発達支援センターが障害児通所支援事業所等の支援機関に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能のこと。地域の状況や地域で望まれている支援内容の把握、支援機関との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースを含めた支援機関全体への支援を行っていく機能や、支援機関向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所等協議会の開催や組織化等を通し、地域の支援の質を高めていく機能。

生活困窮世帯

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯のこと。

青少年育成学区民会議

青少年育成市民会議の構成団体であり、各地域で青少年健全育成事業に取り組む市民団体。市内で36団体が活動している。（名称は各団体で異なる）

潜在保育士

保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として就業していない人のこと。

【た行】

待機児童

保育の必要性の認定がされ、保育所や認定こども園等の利用申込みがされているが利用できない児童、すなわち入所を待っている児童のこと。（他に利用可能な保育所等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している児童を除く）

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う人のこと。

地域型保育事業

0歳～2歳の乳幼児を少人数の単位で保育する事業で、市町村による認可事業として児童福祉法に位置付けられている。多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっており、小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育事業（利用定員5人以下）、事業所内保育事業（主として従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもにも保育を提供）、居宅訪問型保育事業の4つの類型に分けられる。

地域子育て相談機関

市町村が定める区域ごとに、保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関。令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として整備に努めることとされている。

つどいの広場（地域子育て支援拠点）

子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを促すため、地域において、子育て家庭の保護者とこどもが相互に交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談援助や情報提供などを実施する子育て支援のための拠点のこと。

寺子屋プロジェクト

こどもたちに学びの楽しさや、地域のあたたかさを伝え、心の豊かさと安心を育むことを目的として、地域で長期休暇中等の宿題支援や居場所づくりとして行う事業。

特定教育・保育

市が施設型給付費の対象として確認した幼稚園・認定こども園・保育所で受ける教育・保育のこと。

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含め、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

特別支援コーディネーター

各園における特別支援教育の推進のため、主に、特別支援教育に係る園内委員会・園内研修の企画・運営、関係諸機関・園との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のこと。園長が指名し、園務分掌に位置付けられる。

【な行】

乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っており、保護者が働いている、いないに関わらず施設の利用が可能。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の四類型がある。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）。

（こども・若者の）貧困

生まれ育った環境によって、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない状態。全体と比較して生活水準が低い状態（相対的貧困）も含む。経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼす。

フィードバック

こどもや若者の意見を政策に反映させるプロセスにおいて、意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを当事者に分かりやすく伝えること。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した人のうち、病気や経済的な理由による人を除いたもののこと。

不妊・不育症

こどもを望み、性生活を送っているにも関わらず、1年以上妊娠しない状態のことを不妊症といい、妊娠しても赤ちゃんが育たず、2回以上の流産や死産の既往がある状態のことを不育症という。

フリースペース

地域の社会福祉施設等を拠点として、学習、食事、入浴や遊びなど、こどもや家庭の状況に合わせた支援を提供する夜間におけるこどもの居場所。

プレコンセプションケア

男女共に性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

保育アドバイザー

公立保育所・認定こども園を巡回し、保育・運営に関する指導・助言をしたり、人材育成を行ったりする保育士。

保育の必要性

保護者の就労や疾病等により家庭で保育ができない場合に、保育を必要とする度合のこと。市は就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、就学、求職活動等の保育の必要性の事由に該当すると認める場合に、保育の必要性の認定を行う。

放課後等デイサービス

学校又は専修学校等に就学しており、支援が必要と認められた障害のある児童生徒（高校中退者を除く）を対象に、学校の授業終了後、又は休業日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

保健福祉ブロック

本市の保健福祉政策の基本となる、日常生活利便性を確保する生活圏域としてのまとまり。

母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭等の方が経済的に自立し、安定した生活が送れるよう、就労相談、就業支援講習会を実施、ハローワーク等の関係機関と連携をとりながら求人情報の提供、離婚に関する相談（養育費など）などを実施する機関。

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、又は母子家庭に準じる家庭の女性が子どもと一緒に利用できる施設。様々な事情で入所された母子を保護するとともに、自立のために生活を支援し、合わせて退所後も相談その他の援助を行っている。

母子父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談相手となり、問題解決の支援をする。

【ま行】

民生委員児童委員

「民生委員」は、地域福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性をもつ一方、地域のボランティアとしての自主性をもつ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

無職少年対策指導員

非行少年や無職少年に対して適切な就労・就学支援を行い、自立更生へ向けた指導を行う。無職状態を解消し、継続的な就労、就学ができるよう、相談に訪れた少年を取り巻く環境や少年の心理状態を踏まえた上で、保護者・関係機関との連携を的確に行うなどし、少年の自立に向けた支援を進める。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。（子ども・若者育成支援推進法による）

※「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合のこと。

養育費

子どもの監護や教育のために必要な費用。一般的には、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たる。なお、離婚によって親権者でなくなった親であっても、養育費の支払義務を負う。

要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。（児童福祉法第6条の3第5項による）

幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知識や経験を有する人で、幼児教育施設を訪問して指導や助言を行ったり、研修会を実施したりして、広く幼児教育の質の向上を図る人。

幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児クラスの子どもと、住民税非課税世帯等の0歳児から2歳児クラスの子どもの利用料を無償化する制度のこと。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。(児童福祉法第6条の3第8項による)

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2による法定協議会。福祉、保健、医療、教育などの関係機関で構成され、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見及び適切な支援を行うために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

【ら行】

ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のこと。

療育

発達に課題のあるこどもとその家族に対して、個々の発達の状態や障害特性に応じて、発達の支援や将来の自立と社会参加をめざして行う支援。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす考え方。

【アルファベット】

BPプログラム

第一子の乳児期のこどもを育てている母親とそのこどもを対象とした、絆づくり・仲間づくり・学びの参加型のプログラム。

CAP

Child Assault Prevention の略。こどもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から、自分のこころとからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム。

DV

Domestic Violence(ドメスティックバイオレンス)の略。配偶者、元配偶者、婚姻していないが生活の本拠を共にするパートナーからの、生命又は身体に危害を及ぼす不法な攻撃、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)」の略。従来から使われている情報技術(IT=Information Technology)に代わる言葉として使われる。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われる。

SNS

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネット上で、社会的ネットワークを構築し、人と人とのつながりを促進するサービス。

大津市
こども・若者支援計画
令和7年（2025年）3月

発行：大津市

編集：大津市 福祉部 子ども未来局子ども・若者政策課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

T E L 077-528-2917（直通）

F A X 077-528-2792